

台東区 一般廃棄物処理 基本計画

令和 3 (2021) 年度
～令和 12 (2030) 年度

みんなのでつくる循環型社会の実現
～持続可能なたいとうごみゼロ協働プラン～

令和 3 (2021) 年 3 月

 台東区

台東区民憲章

あしたへ



江戸の昔、「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたちのまち台東区には、磨き抜かれた匠の技や気さくで人情あふれる暮らしが、今もあちらこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、伸びゆく住みよいまちを目指し、この憲章を定めます。

たからものを うけつぎ こころゆたかな まちにします

おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします

おもいやり ささえあい あたたかな まちにします

みどりを いくしみ さわやかな まちにします

いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします



(平成 18 年 12 月 14 日 告示 第 688 号)



台東区一般廃棄物処理基本計画の策定にあたって

台東区長 服部 征夫

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムの中で、廃棄物の課題は、最終処分場の延命化などにとどまらず、自然破壊、さらには地球温暖化の進行などによる気候変動として地球規模の課題にも及んでいます。これまで経験したことがない豪雨等が発生し、日本各地で被害をもたらしています。気候変動の影響の甚大さと対策の緊急性が改めて浮き彫りになった今、私たちは、かつてない変革が求められている時期を迎えています。環境への負荷を低減し、「持続可能な社会」を構築することにより、生命と財産を守り、そして、持続可能な未来に変えるためにもこれからの私たちの行動が極めて重要です。

前計画期間中、本区の人口は 20 万人を回復し、来街者も 5,580 万人を超える状況においても、戸別収集の区内全域実施や燃やさないごみの選別・資源化などの取り組みにより、着実にごみの減量を進めてまいりました。

一方、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う緊急事態宣言発出などの事態が、私たちの暮らしを一変しました。新たな行動変容が求められる中で、家庭や事業所から排出されるごみ・資源は、量・質ともに変化しています。

そこで、感染予防対策の徹底などを図り、区民の皆様のご理解とご協力のもと、生活基盤を支え公衆衛生の維持に努めるとともに、これまでのごみの減量に向けた取り組み状況を振り返り、ごみと資源の排出実績等をもとに課題を整理し、その対応を取りまとめました。

新たな計画では、「みんなでつくる循環型社会の実現～持続可能なたいとうごみゼロ協働プラン～」を基本理念に掲げ、今後 10 年間の区民 1 人 1 日あたりのごみ・資源の排出量を数値目標として設定しています。この目標達成に向け、「ごみをなく (79) そう！ひとり 1 日 79g！」「環境にやさしい事業所を目指して、ごみ 10%減！」を合言葉に、プラスチックごみの削減や食品ロスなどの課題に対してさまざまな施策を推進してまいります。

区民・事業者そして来街者の皆様のお力添えの程、よろしくお願いいたします。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見をお寄せいただいた区民の皆様、そして、台東区廃棄物減量等推進審議会において、熱意をもってご審議をいただいた委員の皆様、心より感謝申し上げます。

令和 3 (2021) 年 3 月

目 次

はじめに 一般廃棄物処理基本計画の基本的考え方	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の対象範囲	5
5. 計画の構成	7
第1章 廃棄物処理に関わる本区の状況	8
1. 本区の現状	8
2. ごみと資源の流れ	15
3. ごみ・資源の排出状況	17
4. ごみ処理費用	23
5. 前計画の実施結果	24
第2章 計画の基本理念・基本方針	33
1. 基本理念	33
2. 基本方針	34
3. 計画の体系	36
4. 数値目標	38
第3章 取り組みの内容	43
1. 基本方針1《区民・事業者・区の協働による3R+Sを推進します》	43
2. 基本方針2《ごみ減量と資源の有効利用を推進します》	48
3. 基本方針3《安全で安定した適正処理を推進します》	54
4. 区民・事業者・区の役割	58
第4章 食品ロス削減推進計画	60
1. 食品ロス削減推進計画の基本事項	60
2. 本区の食品ロスの状況	62
3. 食品ロス削減推進計画の方向性	66
4. 食品ロス削減推進計画の体系	68
5. 数値目標	70
6. 取り組みの内容	70
7. 各主体の役割	73
8. 関連する施策との連携	75
第5章 計画の主要事業	76
第6章 生活排水処理基本計画	90
1. 基本方針及び基本計画	90
2. 計画の位置付け	90
3. 計画の期間	90
4. 一般廃棄物の区分と処理主体及び排出状況	90
資料編	91

- 本文中の表・グラフの数値については、端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。
- 本文中「*」を付している用語は、用語解説を参照ください。

はじめに 一般廃棄物処理基本計画の基本的考え方

1. 計画策定の目的

台東区（以下「本区」という。）は、平成 23（2011）年 3 月に「台東区一般廃棄物処理基本計画*」（以下「前計画」という。）を策定しました。計画期間は平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度までの 10 年間であり、平成 28（2016）年 3 月に中間改定を行いました。この間、計画の基本理念「みんなで作る循環型社会の実現～たいとうごみゼロ協働プラン～」のもと、台東区らしい循環型社会*の実現を目指し、ごみの戸別収集*の区内全域への拡大や集団回収支援の拡充、燃やさないごみの新たな処理方法の全量実施（以下「燃やさないごみの選別・資源化」という。）など様々な取り組みを展開してきました。

令和 2（2020）年度をもって前計画の計画期間が終了します。そこで、前計画の取り組みの進捗状況や、持続可能な社会づくりをめぐる国内外の動向（詳細は次ページ）などを踏まえつつ、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までにおける本区の清掃・リサイクル事業の方向性を示す「台東区一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、区民生活と経済状況が極めて深刻な影響を受けている中、区はこれまで、当面の区政運営にあたって優先度の高い事業を重点的に取り組むとともに、事業の見直しを行ってきました。

そのため、本計画の施策や事業については、新型コロナウイルス感染症が区民生活や公衆衛生の保持に与える影響や、感染リスク、今後の区財政への影響を考慮しています。また、感染防止対策を講じながら、本計画の施策や事業を実施するものです。



台東くん
© BANDAI

国内外の主な動向

■持続可能な社会に向けた国際的な枠組みづくり

世界的には、地球規模の環境問題が深刻化する中、持続可能でより良い世界を目指す国際目標としてSDGs*（持続可能な開発目標）が平成27（2015）年に国連で採択されました。SDGsは、2030年を期限とする17の目標（ゴール）と169のターゲットからなっています。ごみの適正管理（ゴール⑪）や食品ロス*の削減や資源の有効利用の推進（ゴール⑫）など、清掃・リサイクル事業に関わるゴール・ターゲットも多く含まれています。

平成28（2016）年には、気候変動防止の国際的な枠組みとしてパリ協定が発効されました。

持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール



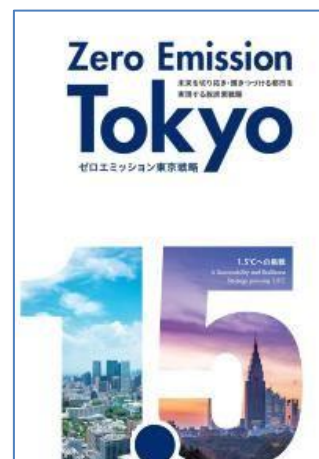
ロゴ：国連広報センター作成

■国や都の動向

国は、平成30（2018）年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、国際的な問題となっている食品ロス対策や海洋プラスチックごみ*問題への対処などが必要であるとし、プラスチックやバイオマスなどの徹底した資源循環を掲げました。その後、令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、同年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法*）が施行されています。

また、令和2（2020）年10月に、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すとしています。

東京都は、平成28（2016）年3月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design TOKYO～」を、令和元（2019）年12月に、産業革命前からの平均気温の上昇を1.5℃に抑え、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献するための「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。廃棄物関連では、2030年を目標として食品ロス半減（2000年度比）、廃プラスチックの焼却量の40%削減などが掲げられています。

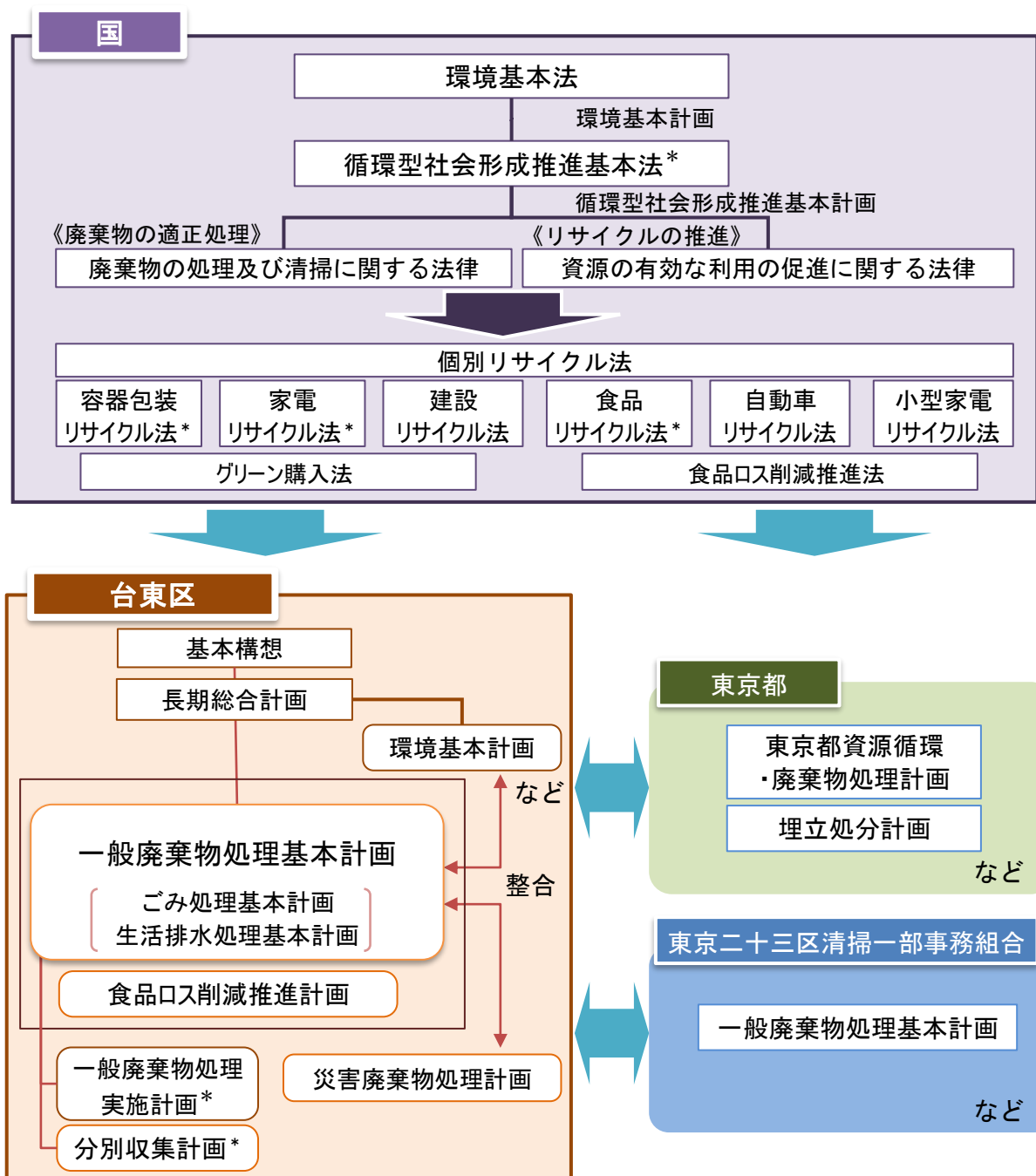


2. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法*」という。）第6条及び東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「条例」という。）第33条に基づき定めるものです。

なお、台東区基本構想や台東区長期総合計画のもと、関連計画（環境基本計画など）との整合を図るとともに、国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合*（以下「清掃一組」という。）などの計画や方針等との調和を図るものとします。

図表 1 計画の位置付け



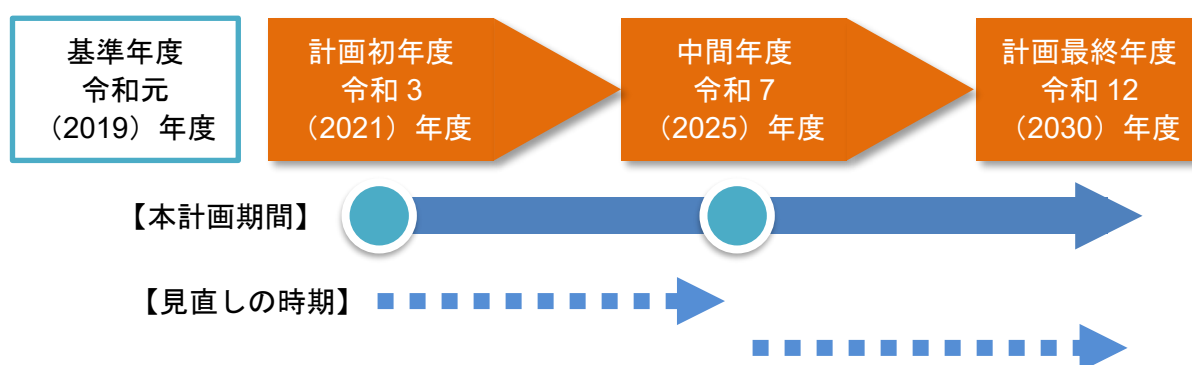
3. 計画の期間

令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

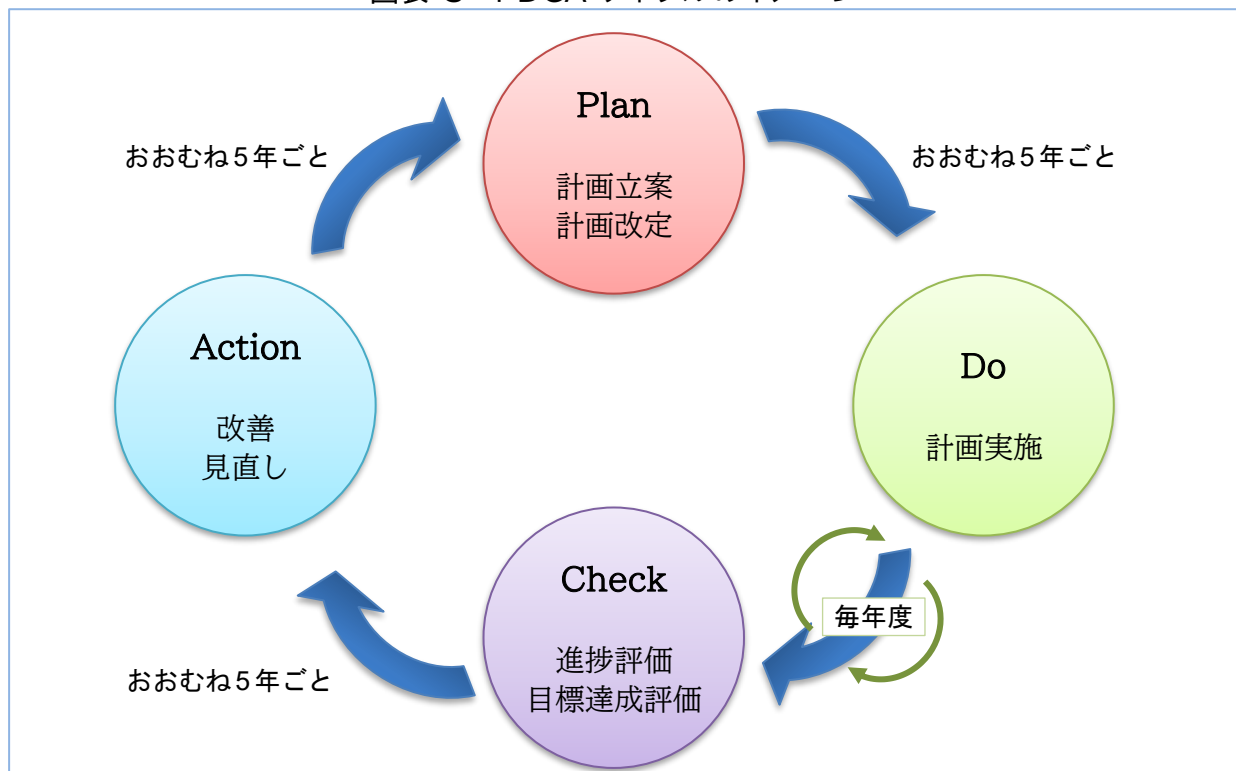
なお、おおむね 5 年ごとに見直すとともに、今後の社会情勢の変化、廃棄物処理法その他の制度の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

進捗状況や達成状況については、PDCA サイクルを適切に運用し、継続的な評価と見直しを進め、より実効性の高い計画の実施に努めます。

図表 2 計画期間



図表 3 PDCA サイクルのイメージ

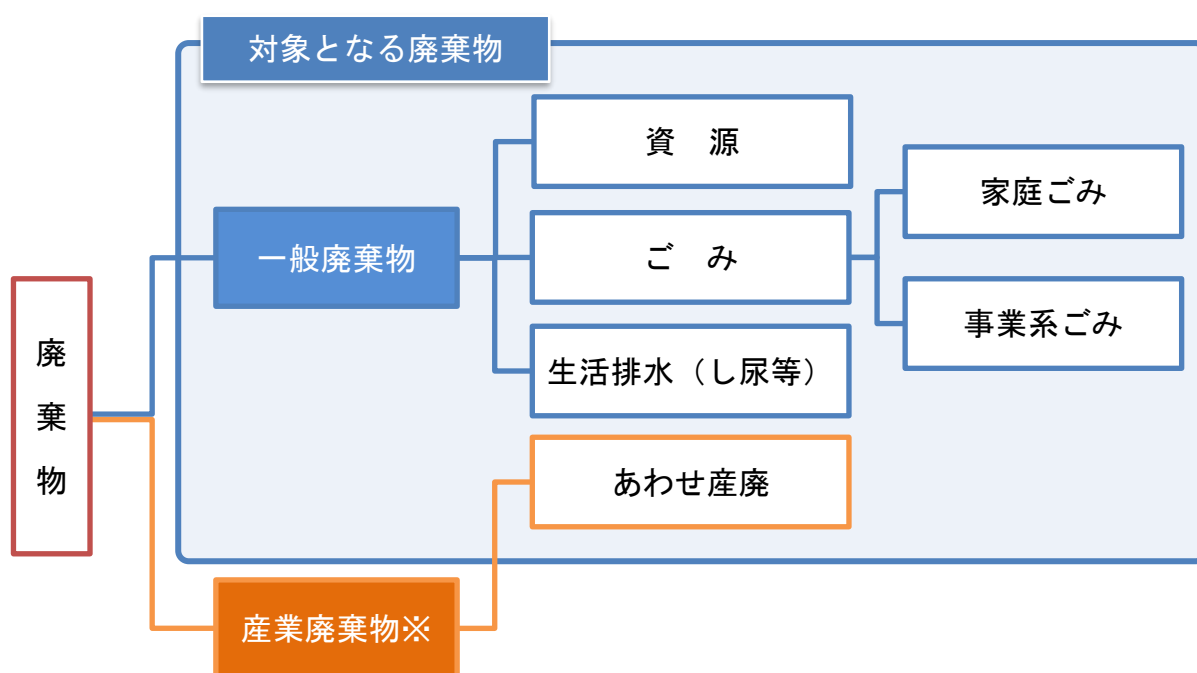


4. 計画の対象範囲

一般廃棄物*が本計画の対象となります。

事業系ごみ*については、廃棄物処理法第3条により自己処理責任*が原則ですが、事業系一般廃棄物*及び同法第11条第2項並びに条例第48条に規定された一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認められる産業廃棄物*（あわせ産廃）についても、対象となります。

図表 4 計画の対象範囲



※ 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定めるもの

「資源」も「ごみ」？

p.5の図（計画の対象範囲）をよく見てみましょう。

ごみは「燃やすごみ」や「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」などのことです。では、その上の**資源**もごみなのでしょうか。

結論から言えば、びん・缶やペットボトル、古紙といった「資源」も、家庭や事業所から不用物となって出た段階では「ごみ」であり、廃棄物処理法上の「一般廃棄物」です。

「資源」が有効に使われるには、正しく分別し、再生処理する必要があります。そのためにはエネルギーも使いますし、環境への負荷もかかります。（もちろん、ごみにするよりは焼却施設や埋立地への負荷は減ります。）

限りある天然資源を大切に使い、地球環境への負荷を減らすためには、家庭などから出る**ごみ**も**資源**も減らすこと、つまり**発生抑制(リデュース)**が大事なのです。



5. 計画の構成

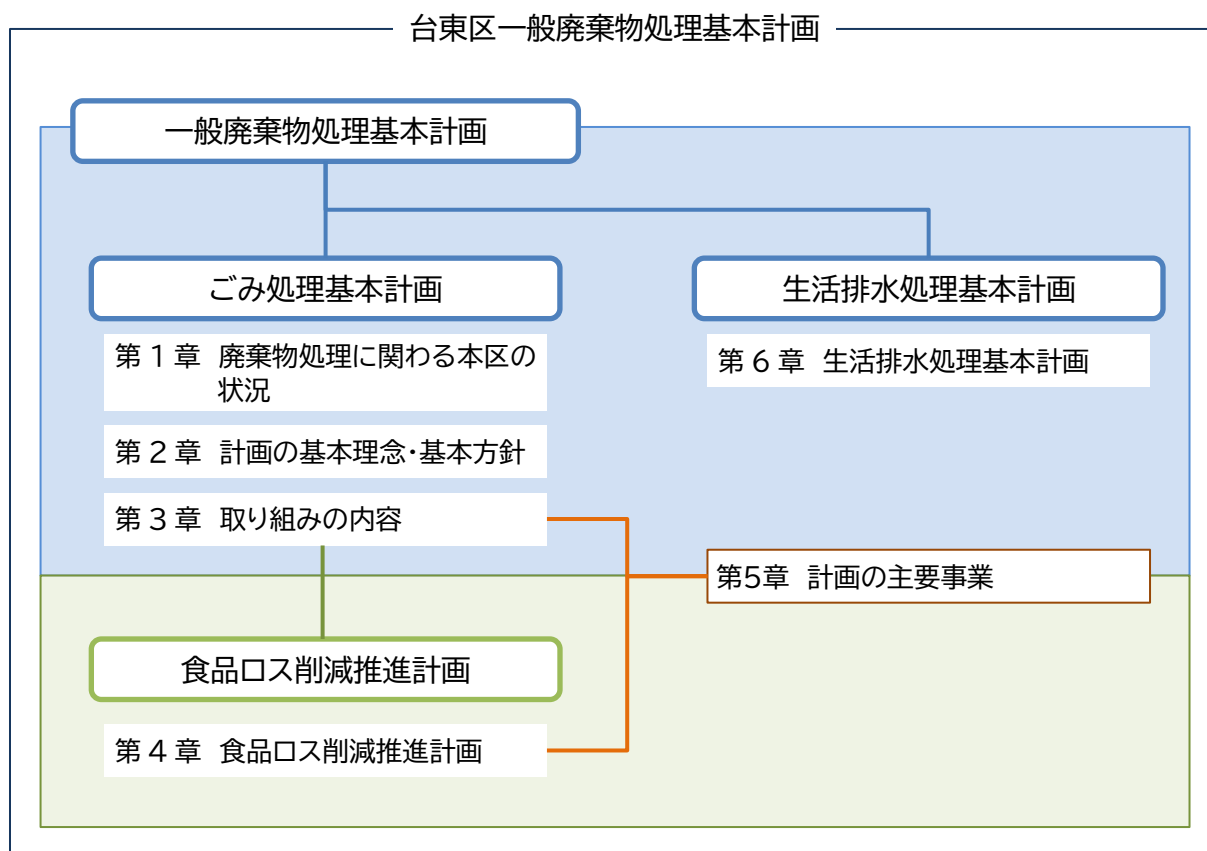
本計画は、廃棄物処理法に基づき、今後の清掃・リサイクル事業の方向性を定める「一般廃棄物処理基本計画」（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）であり、食品ロス削減推進法に定める「食品ロス削減推進計画*」を包含するものとします。

第1章から第3章までは「ごみ処理基本計画」として、廃棄物処理に関わる本区の状況（第1章）から計画の基本理念・基本方針（第2章）、及び取り組みの内容（第3章）を記載しています。

第4章は「食品ロス削減推進計画」です。食品ロスの削減は「ごみ処理基本計画」の重点的取り組みのひとつであり、それを受けた形となっています。

第5章は、「ごみ処理基本計画」「食品ロス削減推進計画」に掲げた主要事業リストであり、第6章は、し尿や生活雑排水といった生活排水処理の枠組みを定めた「生活排水処理基本計画」となっています。

図表 5 本計画の構成



第1章 廃棄物処理に関わる本区の状況

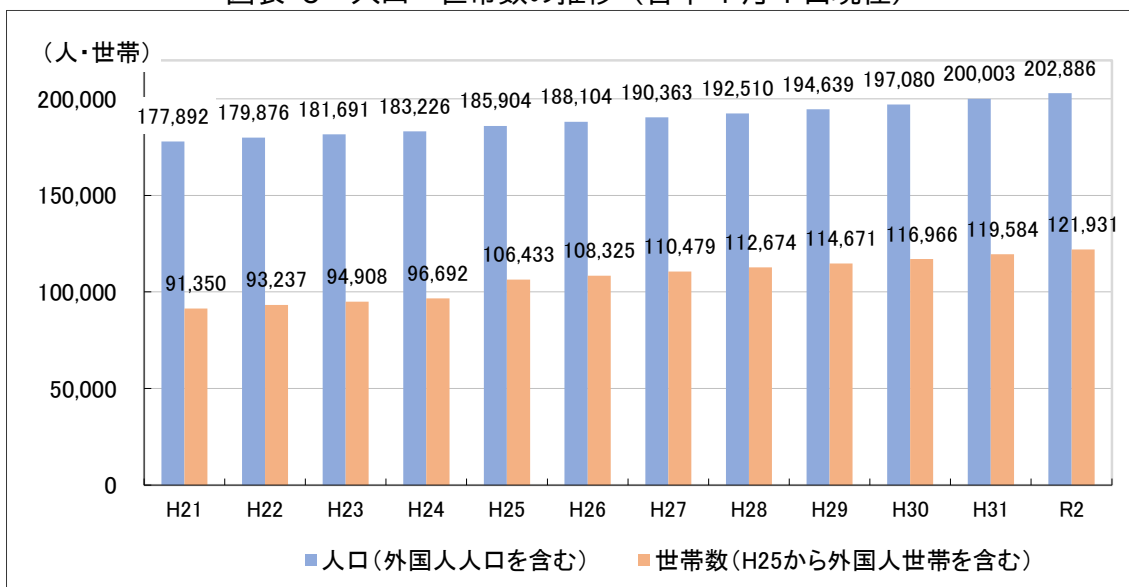
1. 本区の現状

(1) 人口

①人口及び世帯数

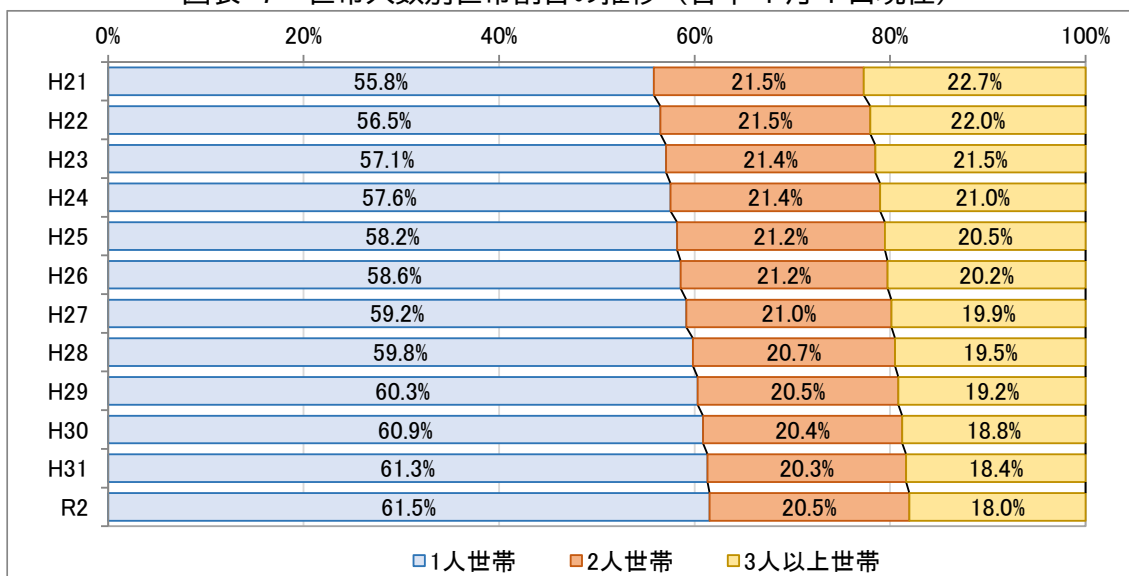
この10年、本区の人口は増加傾向にあり、平成31(2019)年には20万人を超えました。また、世帯構成は単身世帯の割合が増加しており、既に全世帯の6割以上が単身世帯となっています。

図表6 人口・世帯数の推移(各年4月1日現在)



出典：住民基本台帳

図表7 世帯人数別世帯割合の推移(各年4月1日現在)



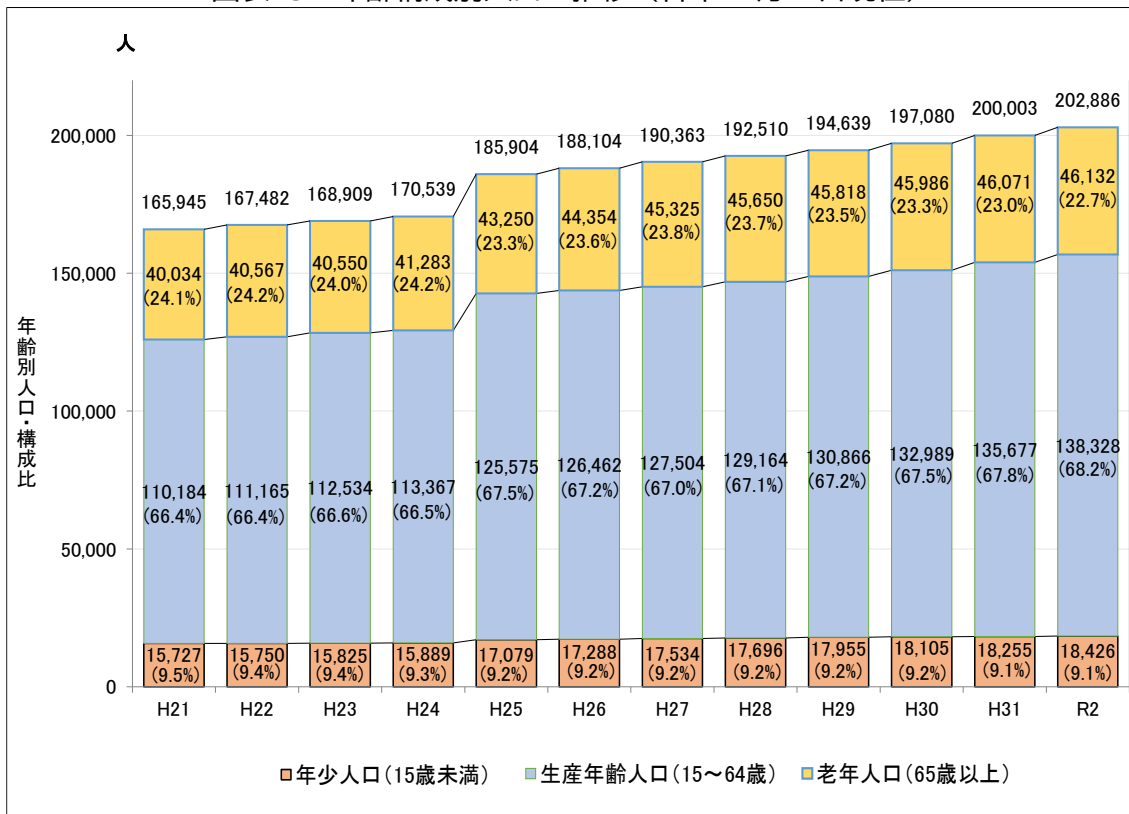
出典：台東区行政資料集

②年齢構成と外国人の人口

年齢構成別に人口を見ると、年少人口及び老年人口は微増で、構成比率は微減傾向にあります。生産年齢人口は増加傾向で、構成比率も増加傾向にあります。

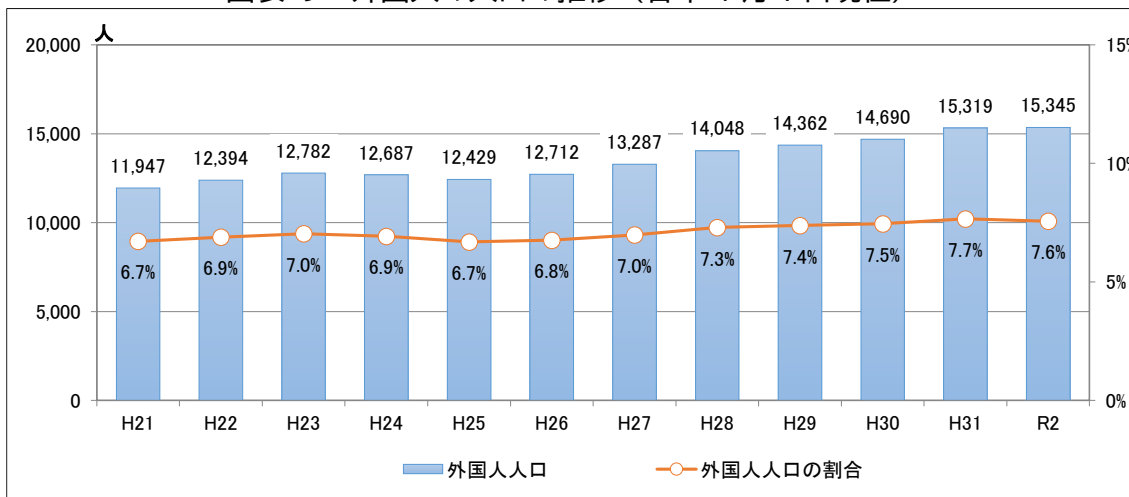
また、外国人の人口も増加傾向にあり、令和2（2020）年4月1日時点で全人口の7.6%にあたる15,345人となっています。

図表 8 年齢構成別人口の推移（各年4月1日現在）



出典：台東区行政資料集 ※平成25（2013）年以降は外国人も含む。

図表 9 外国人の人口の推移（各年4月1日現在）



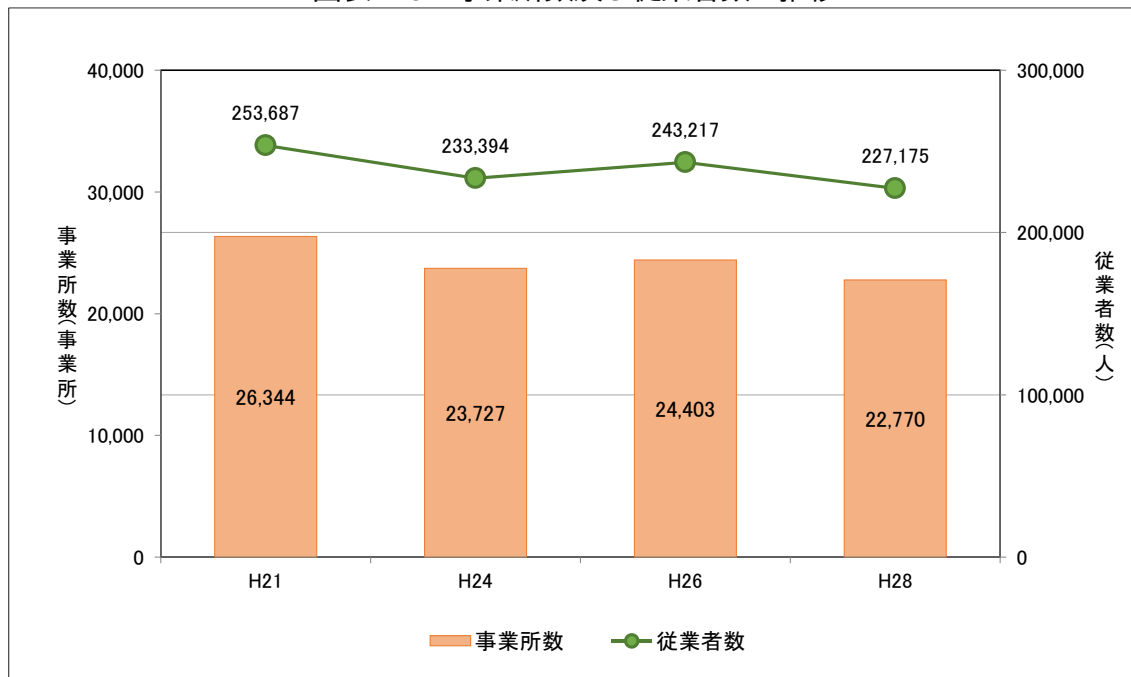
出典：住民基本台帳

(2) 事業所数

①事業所数及び従業者数

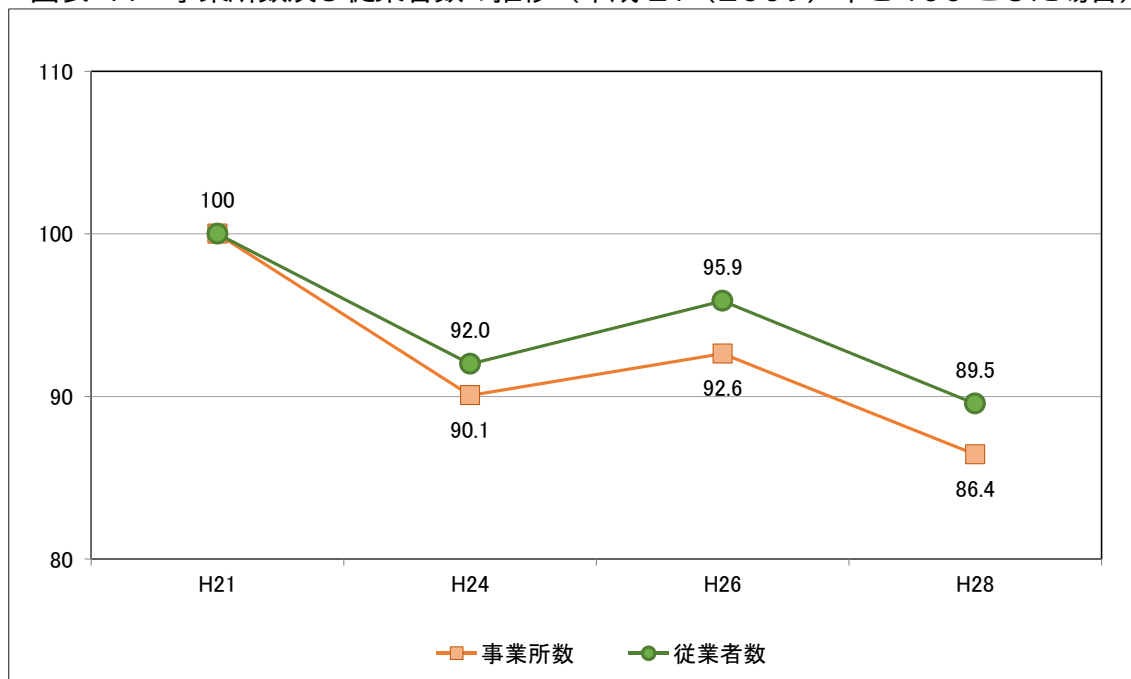
本区の事業所数及び従業者数は、やや減少傾向が見られ、平成 28 (2016) 年の民営事業所数は 22,770 事業所、従業者数は 227,175 人となっています。

図表 10 事業所数及び従業者数の推移



出典：経済センサス（民営事業所のみ）

図表 11 事業所数及び従業者数の推移（平成 21 (2009) 年を 100 とした場合）

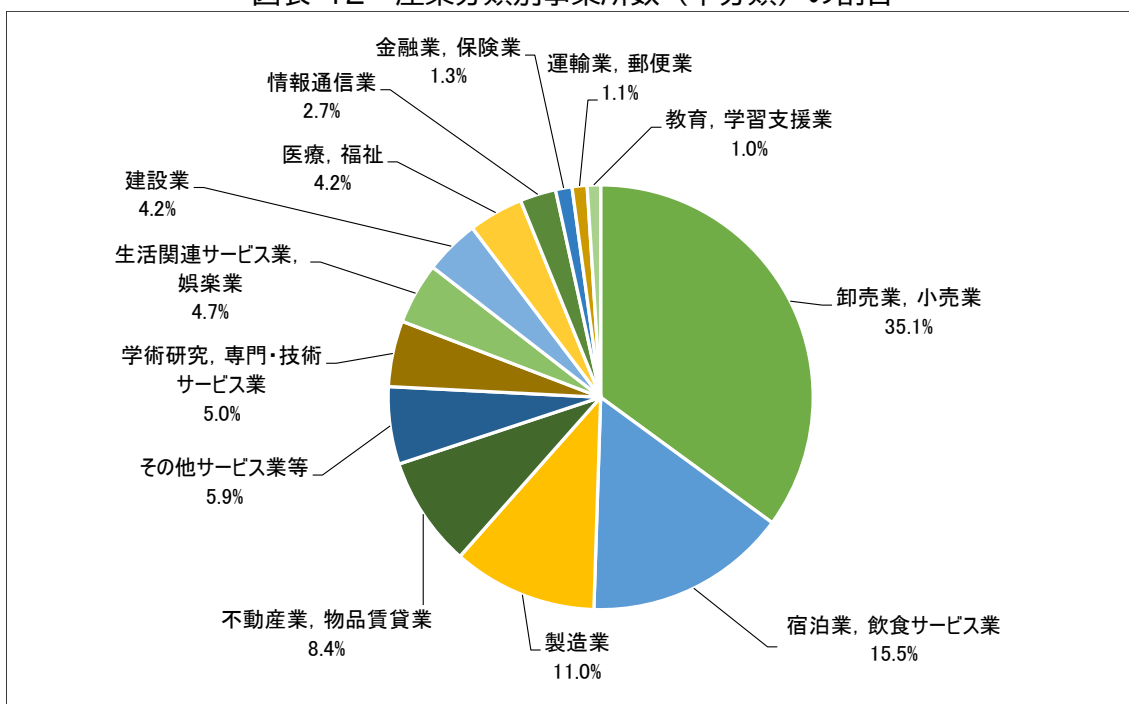


出典：経済センサス（民営事業所のみ）

②産業分類別及び従業者規模別事業所数の割合

業種では「卸売業、小売業」が35.1%、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が15.5%を占めています。

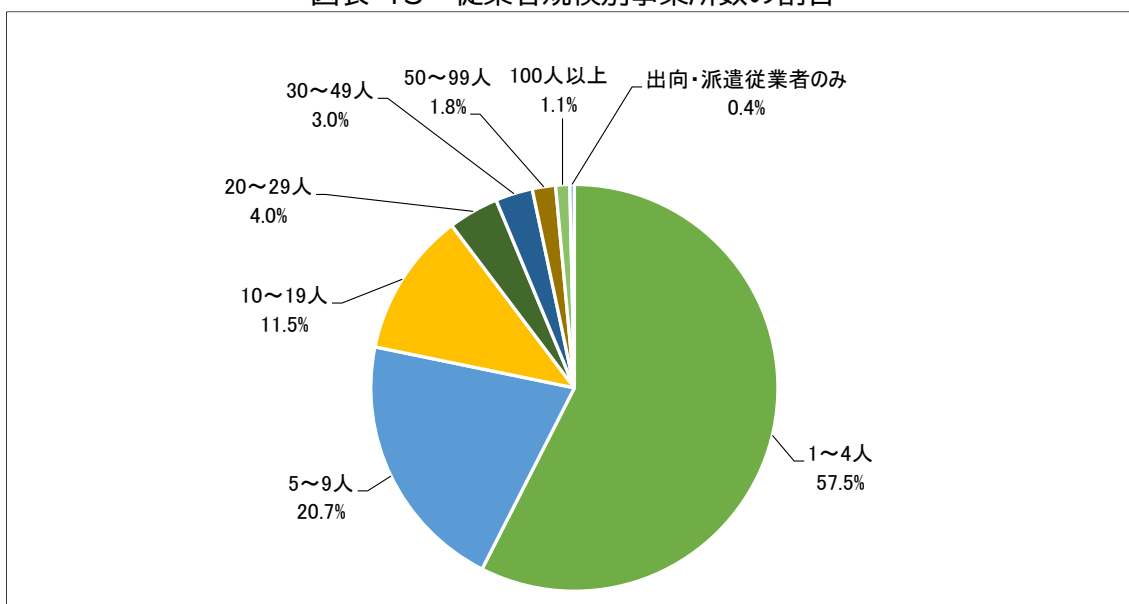
図表 12 産業分類別事業所数（中分類）の割合



出典：平成 28 年経済センサス活動調査

従業者数の規模では、1～4 人規模の小規模な事業所が57.5%を占めており、約9割が20人未満の規模となっています。

図表 13 従業者規模別事業所数の割合



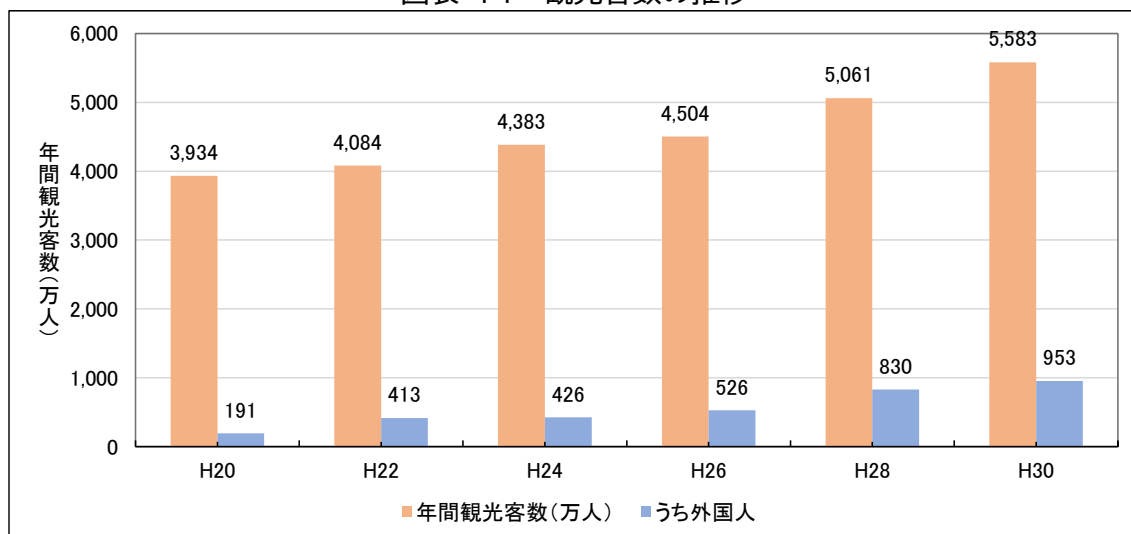
出典：平成 28 年経済センサス活動調査

(3) 観光客数

本区を訪れる観光客数は、平成 30 (2018) 年度は 5,583 万人に達しています。中でも、インバウンド（訪日外国人観光客）は平成 20 (2008) 年度から平成 30 (2018) 年度の間に約 5 倍になっています。

ただし、今後は新型コロナウイルス感染症拡大を起因とする大きな影響が予想されます。

図表 14 観光客数の推移

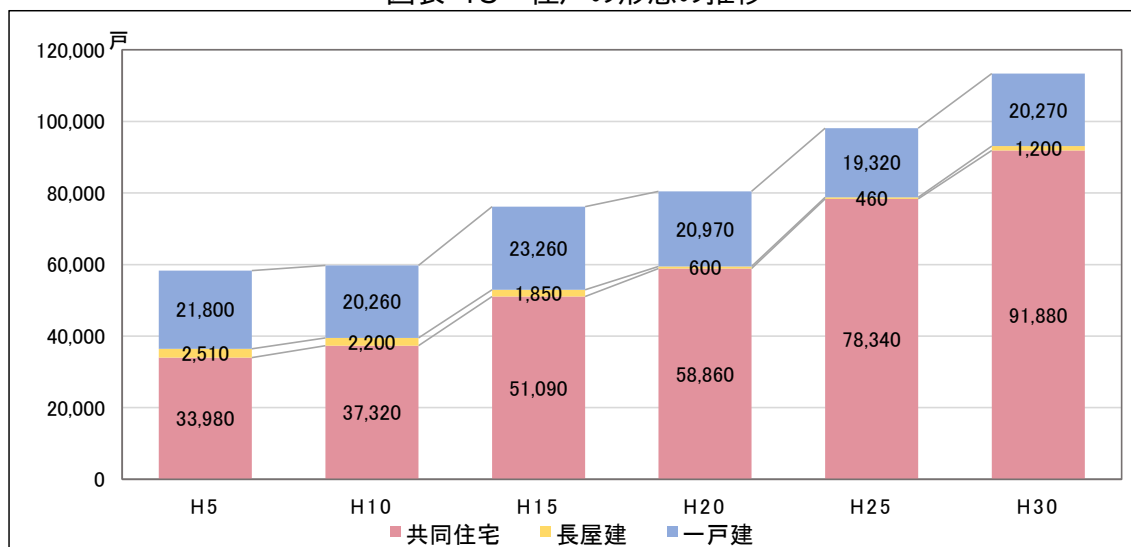


出典：平成 30 年度台東区観光・統計マーケティング調査

(4) 住戸の形態

平成 30 (2018) 年の共同住宅は 91,880 戸で、本区の住宅戸数の約 8 割を占めています。

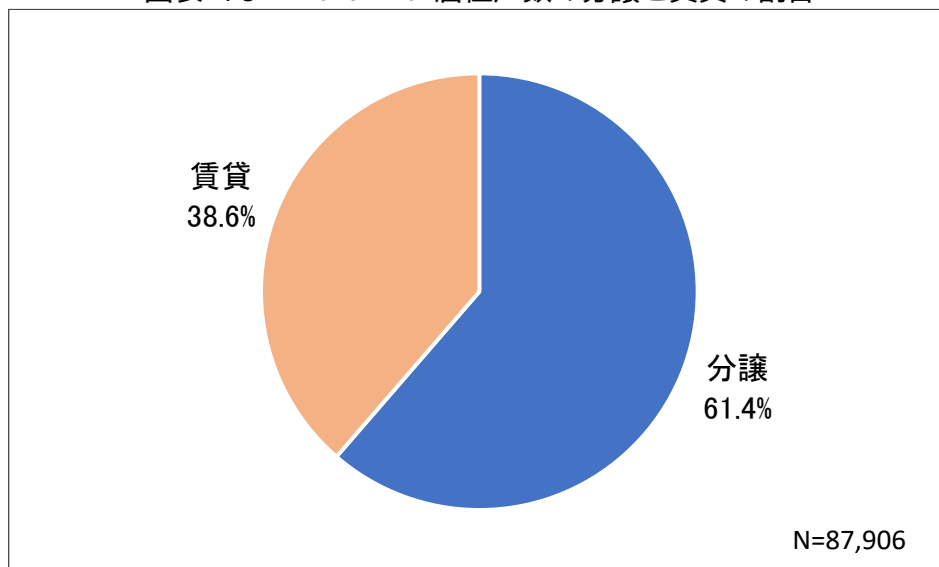
図表 15 住戸の形態の推移



出典：住宅・土地統計調査

なお、平成30（2018）年度に区が実施した「台東区マンション実態調査」によると、マンション（3階建て以上の非木造建築物の共同住宅）の内、分譲マンション戸数は61.4%、賃貸マンション戸数は38.6%となっています。

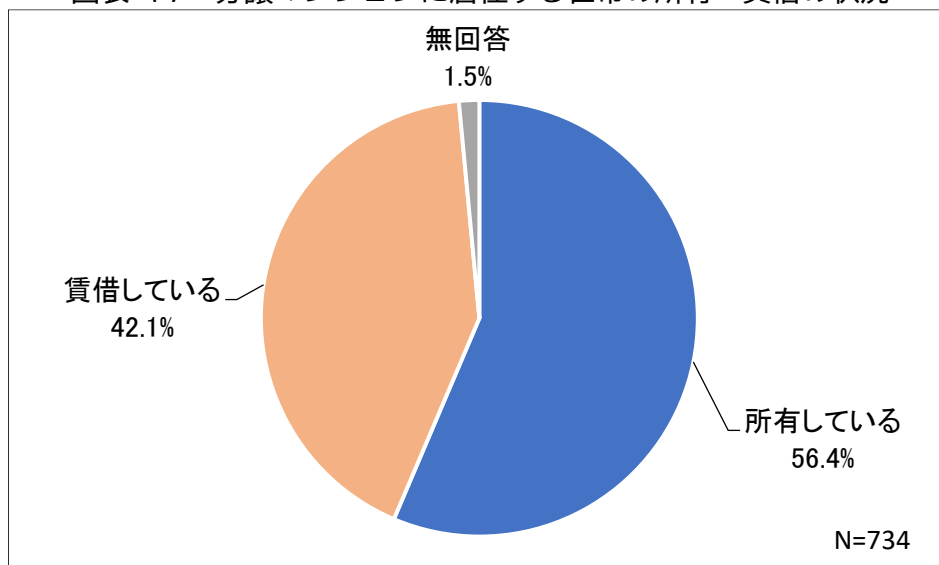
図表 16 マンション居住戸数の分譲と賃貸の割合



出典：平成30年度 台東区マンション実態調査

また、平成30年度台東区マンション実態調査におけるマンション居住者に対するアンケート調査によると、分譲マンションに居住する世帯の内、42.1%が「賃借している」となっています。

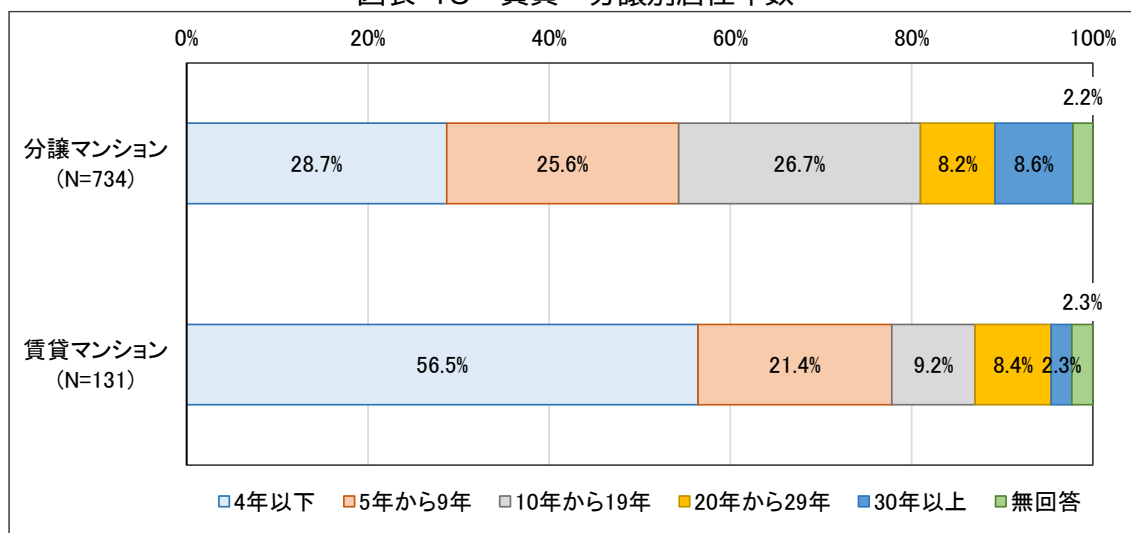
図表 17 分譲マンションに居住する世帯の所有・賃借の状況



出典：平成30年度 台東区マンション実態調査

なお、同調査の回答世帯の居住年数は、分譲マンションでは居住年数が「4年以下」が28.7%と最も多く、次いで「10年から19年」が26.7%、「5年から9年」が25.6%となっています。賃貸マンションでは居住年数「4年以下」が56.5%となり、居住年数が短い世帯が多くなっています。

図表 18 賃貸・分譲別居住年数



出典：平成30年度 台東区マンション実態調査

2. ごみと資源の流れ

(1) ごみの流れ

ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ）の収集・運搬は区が実施しています。燃やすごみと燃やさないごみは、平成28（2016）年1月から区内全域で戸別収集を行っています。

燃やすごみは、清掃工場に搬入し、焼却等を行っています。

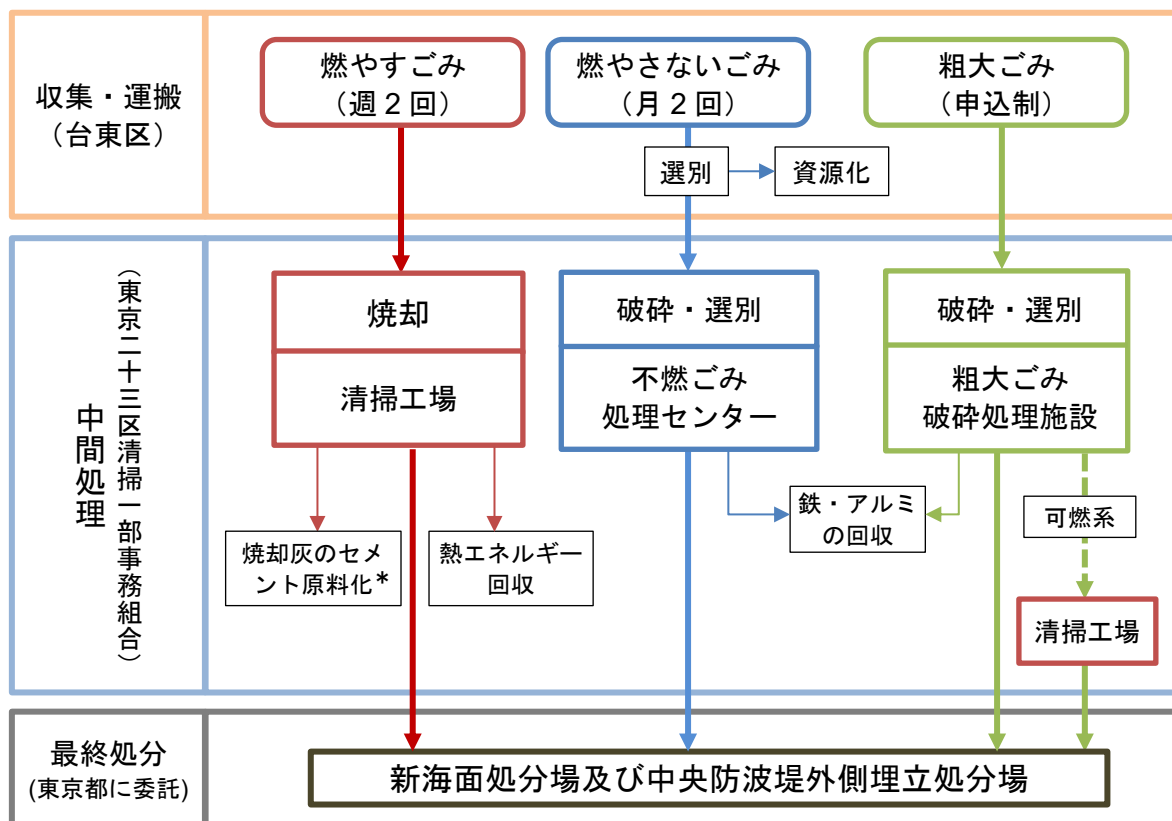
燃やさないごみは、令和元（2019）年8月から全量を民間処理施設に搬入、選別・資源化を行い、残渣は不燃ごみ処理センターに搬入しています。

また、粗大ごみは、粗大ごみ破碎処理施設に搬入しています。

焼却や破碎・選別処理といった中間処理*は、清掃一組の管理・運営のもと、23区の共同処理で実施しています。清掃工場では焼却熱エネルギーを回収し、発電・売電・温水供給等に有効利用しています。また、一部の焼却灰はセメント原料化し有効利用しています。

中間処理後の焼却灰などは、最終的に東京都が設置・管理する新海面処分場及び中央防波堤外側埋立処分場にて最終処分*（埋立処分）しています。

図表 19 ごみの流れ



※一部、これ以外の流れにより、事業者が自己処理する一般廃棄物（事業系持込ごみ）があります。

(2) 資源の流れ

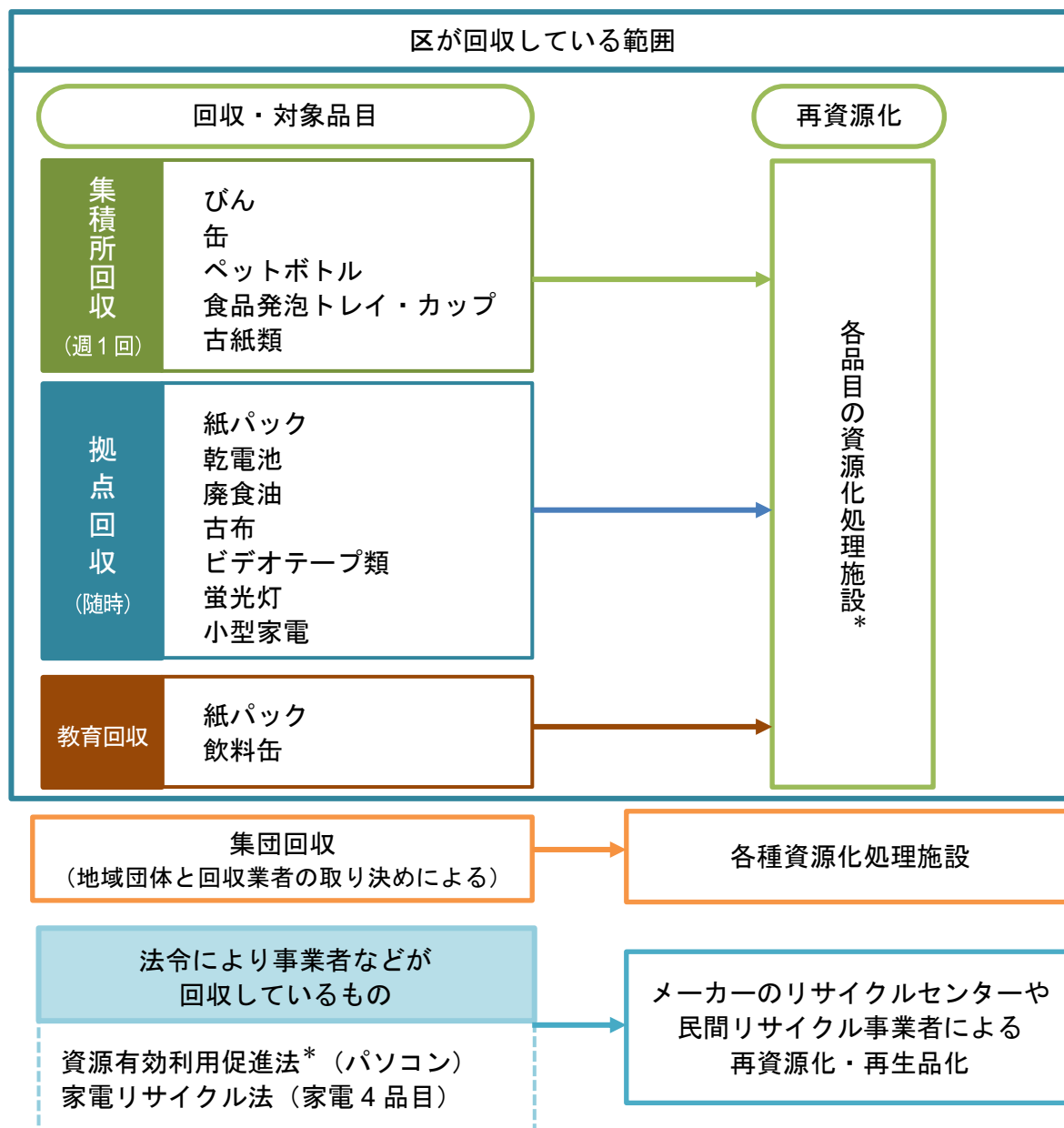
本区では、集積所で「びん」「缶」「ペットボトル」「食品発泡トレイ・カップ」「古紙類」の5品目を週1回分別回収しています。回収後は民間施設で資源化処理を行っています。

また、区民事務所や生涯学習センターといった区有施設などで、紙パックや古布類、廃食油等の拠点回収を実施しています。

地域団体の自主的な活動である集団回収に対しては、報奨金や作業補助用具の支給などの支援を行っています。

区内の小中学校においては、紙パックや飲料缶の教育回収を行っています。

図表 20 資源の流れ



※一部、これ以外の流れにより、事業者が自己処理する資源（一般廃棄物）があります。

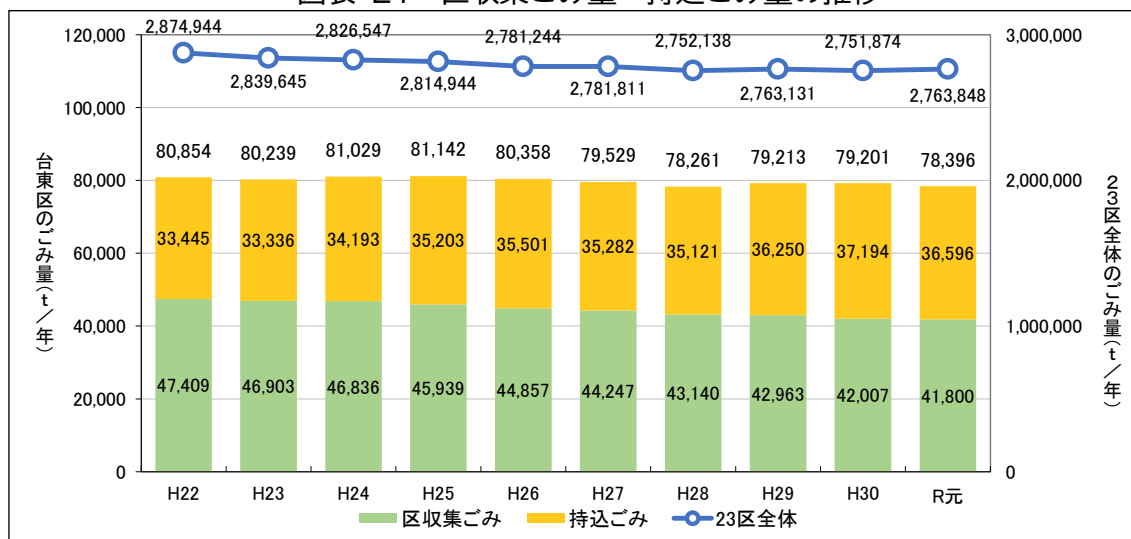
3. ごみ・資源の排出状況

(1) ごみ量・資源回収量の推移

①年間のごみ収集量

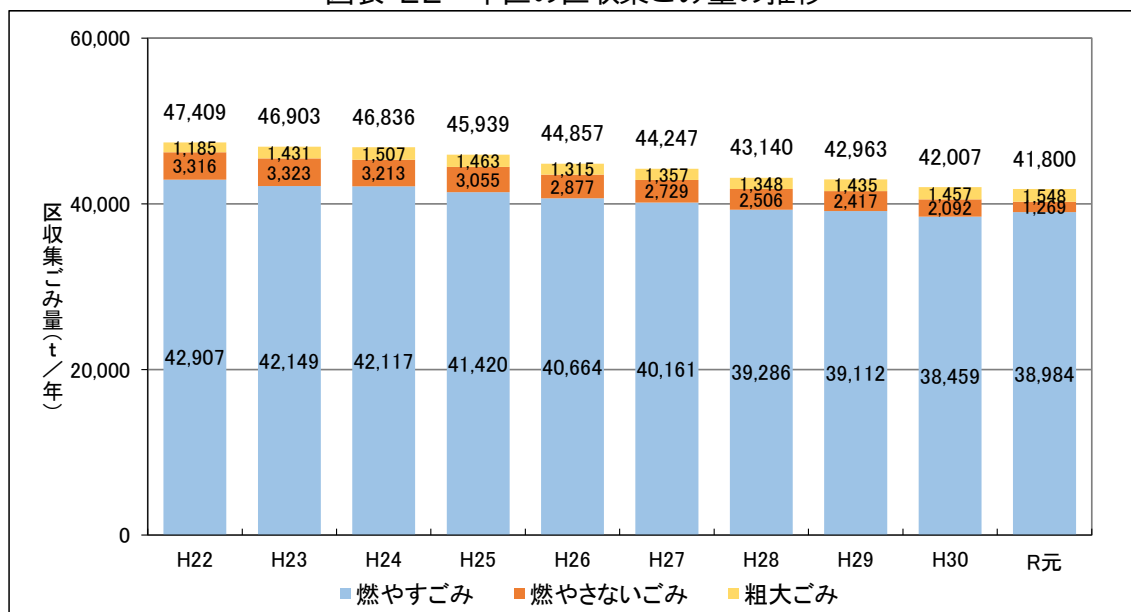
本区の区収集*ごみと持込ごみ*（事業系ごみ）を合わせたごみ総排出量は、8万t前後の横ばい傾向で推移しています。

図表 21 区収集ごみ量・持込ごみ量の推移



本区の区収集ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみは減少傾向で、粗大ごみは増加傾向にあります。人口増にも関わらず、全体として緩やかな減少傾向にあります。

図表 22 本区の区収集ごみ量の推移

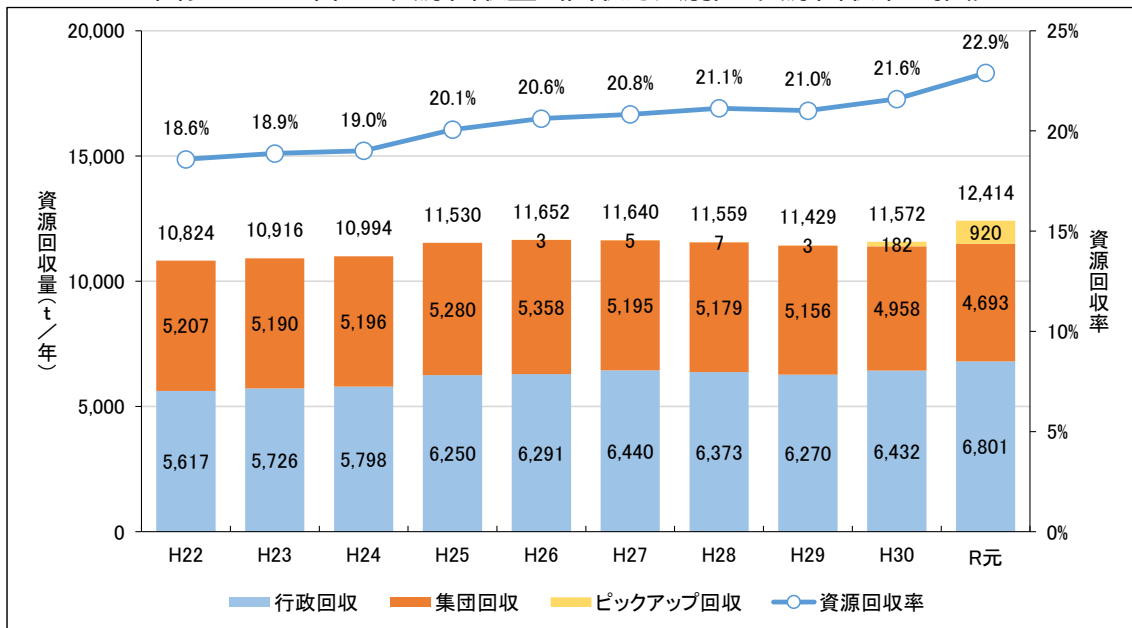


②年間の資源回収量と資源回収率

資源回収量は、平成 26(2014)年度をピークに微減傾向が続いていましたが、平成 30(2018)年度以降は、燃やさないごみの選別・資源化事業（ピックアップ回収）開始などにより増加に転じています（図表 23）。

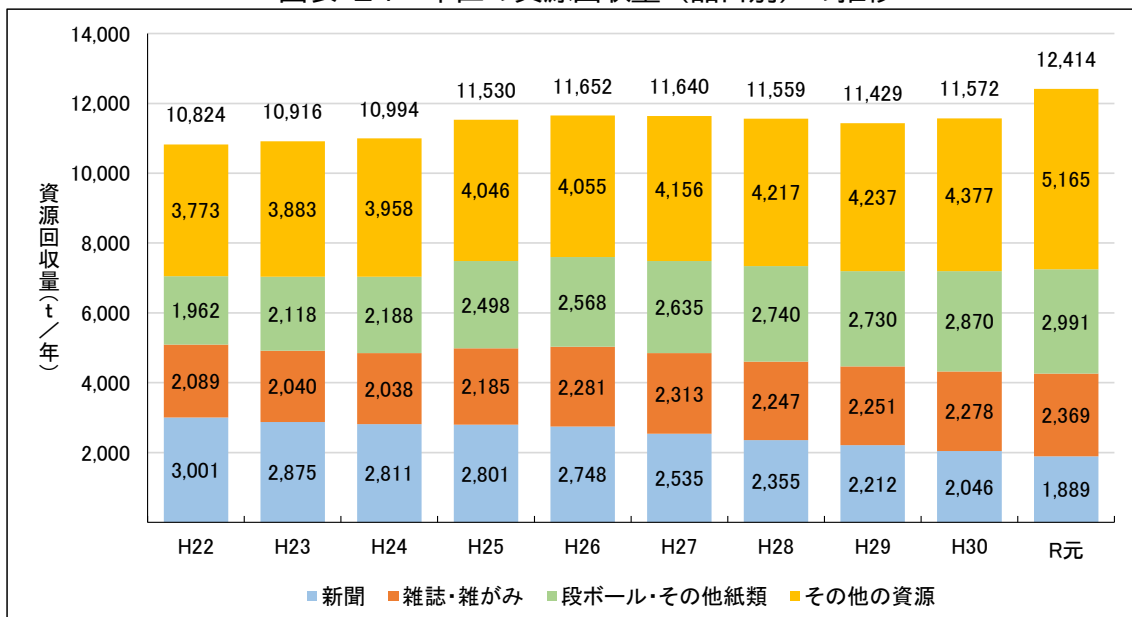
資源回収量を品目別に見ると（図表 24）、新聞の減少が著しく、令和元(2019)年度の回収量は平成 22(2010)年度の3分の2以下になっています。

図表 23 本区の資源回収量（回収方法別）・資源回収率の推移



$$\text{※ 資源回収率(\%)} = \frac{\text{資源回収量(t)}}{\text{区収集ごみ量(t)} + \text{資源回収量(t)}}$$

図表 24 本区の資源回収量（品目別）の推移



(2) ごみ・資源の排出特性

①家庭から発生するごみ・資源

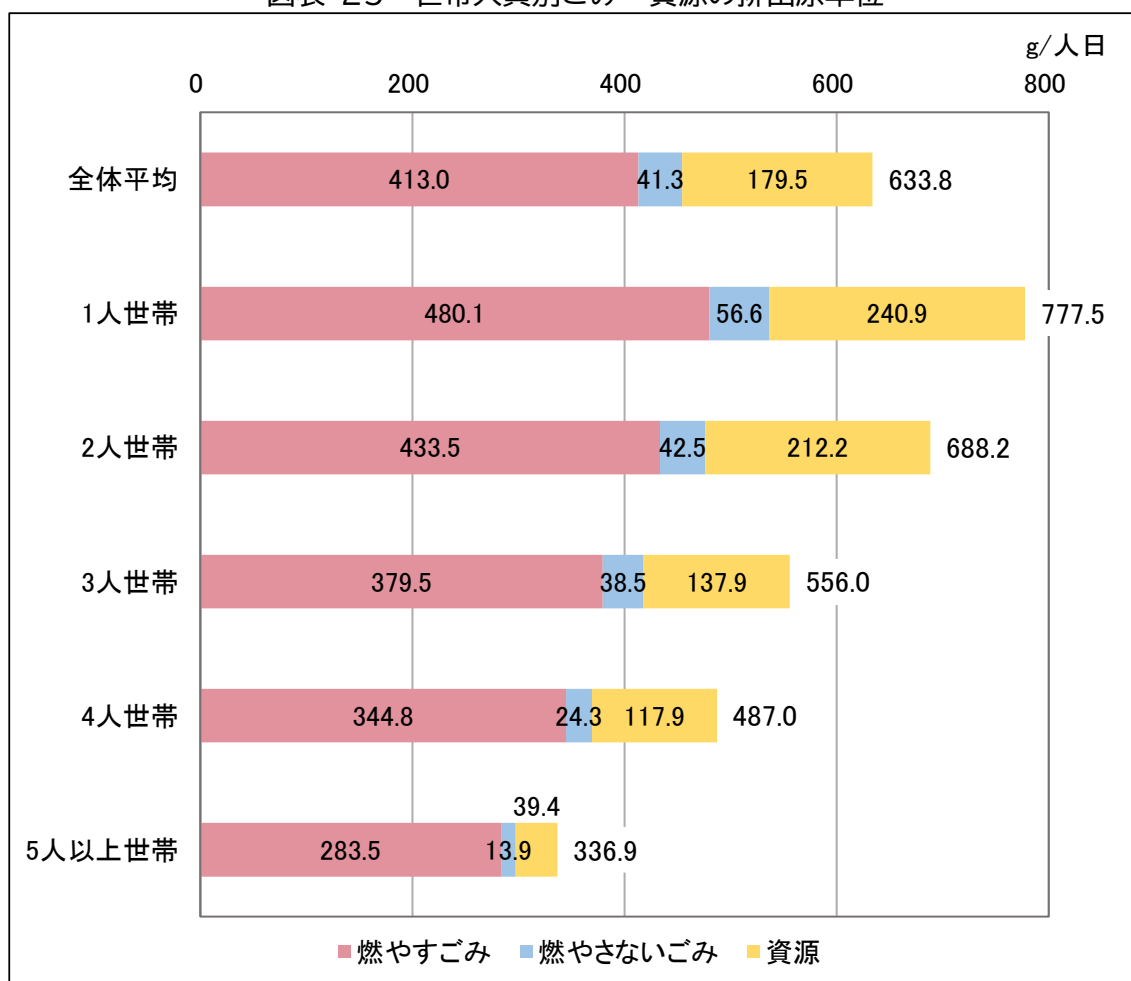
ア) 1人1日あたりの平均排出量（排出原単位*）

「令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査」（以下「令和元年度排出実態調査」という。）の結果によると、家庭から発生する世帯人員別ごみ・資源の排出状況は、下図のとおりとなります。

1人1日あたりの平均排出量は、633.8g/人日となっています。その内訳は、燃やすごみ 413.0g/人日、燃やさないごみ 41.3g/人日、資源 179.5g/人日です。

世帯人員別に見ると、1人世帯（単身世帯）が最も排出原単位が多く、777.5g/人日となっています。排出原単位は世帯人員が多くなるほど少なくなる傾向にあります。

図表 25 世帯人員別ごみ・資源の排出原単位



出典：令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査

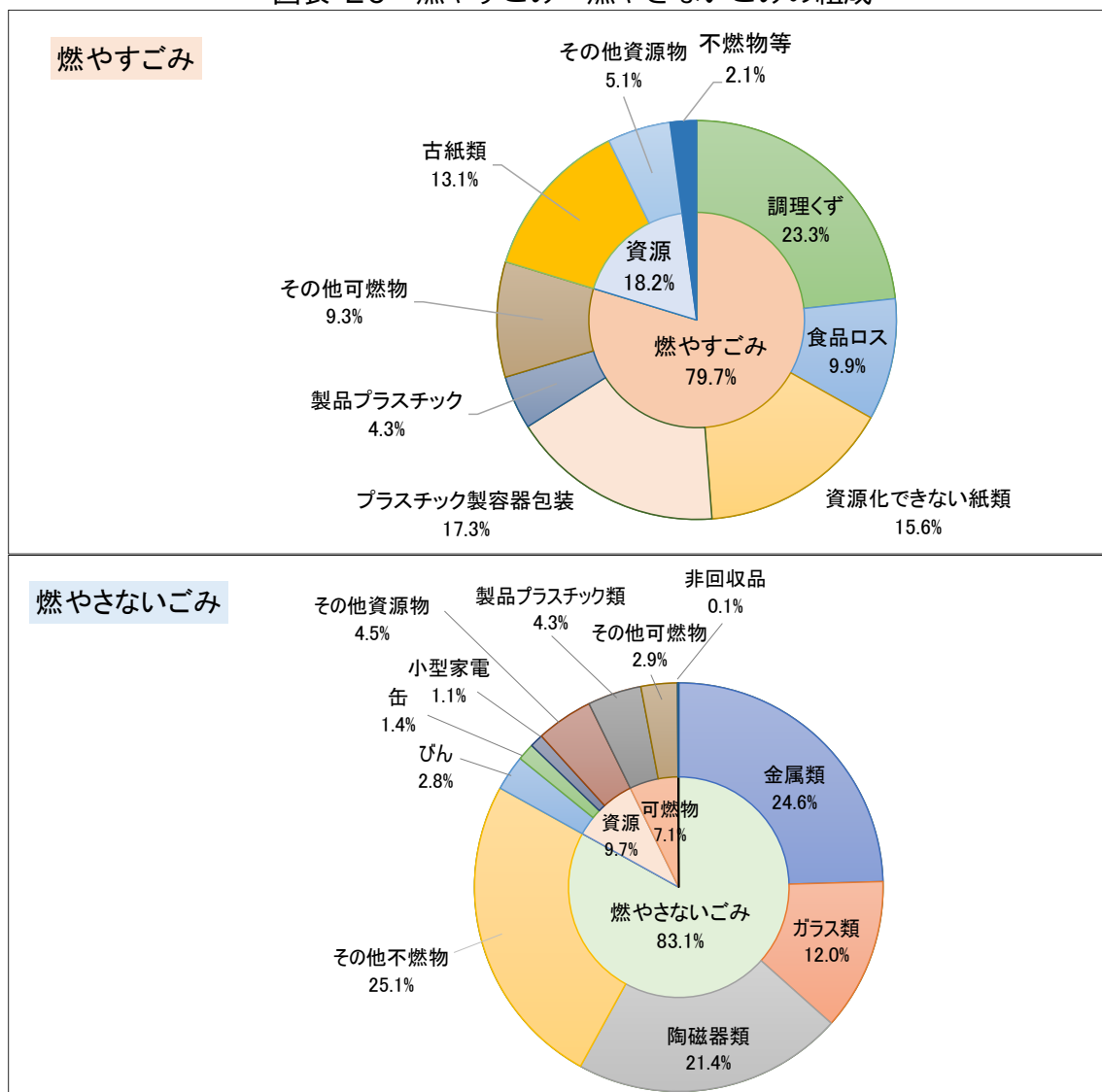
イ) 家庭ごみ*の組成

令和元年度排出実態調査によると、燃やすごみの中には、手を付けず廃棄されたり食べ残されたりした「食品ロス」が9.9%含まれていました。また、資源化対象の食品発泡トレイ・カップを除くプラスチック製容器包装*が17.3%、製品プラスチックが4.3%となっています。

また、資源回収の対象となっている古紙類やペットボトル、食品発泡トレイ・カップなどの資源の組成割合は18.2%でした。資源の中でも古紙類（13.1%）が最も多くなっています。

一方、燃やさないごみの組成割合は、燃やさないごみ対象品目が83.1%、残りは資源9.7%、可燃物7.1%となっています。

図表 26 燃やすごみ・燃やさないごみの組成



出典：令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査
 ※ここでは資源を区が回収している品目に限定しています。

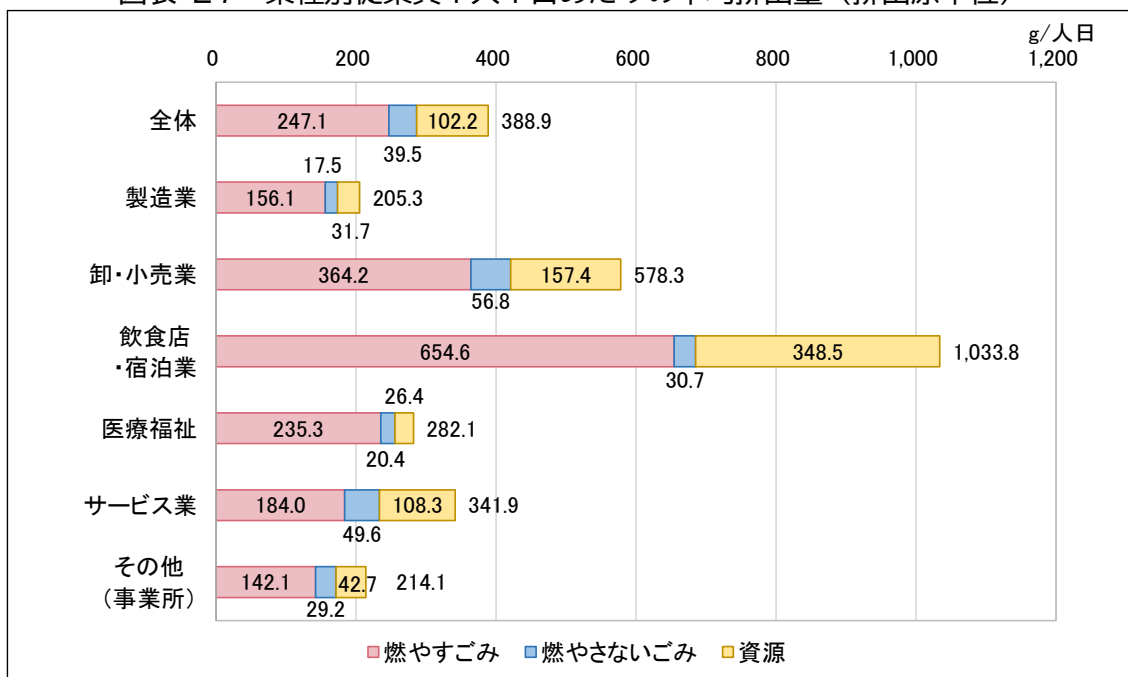
②事業所から発生するごみ・資源

ア) 業種別従業員1人1日あたりの平均排出量（排出原単位）

令和元年度排出実態調査によると、事業所から発生する業種別ごみ・資源の排出状況は図表 27 のとおりとなっています。

従業員1人あたりで見ると、飲食店・宿泊業の排出量が最も多くなっています。

図表 27 業種別従業員1人1日あたりの平均排出量（排出原単位）



出典：令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査

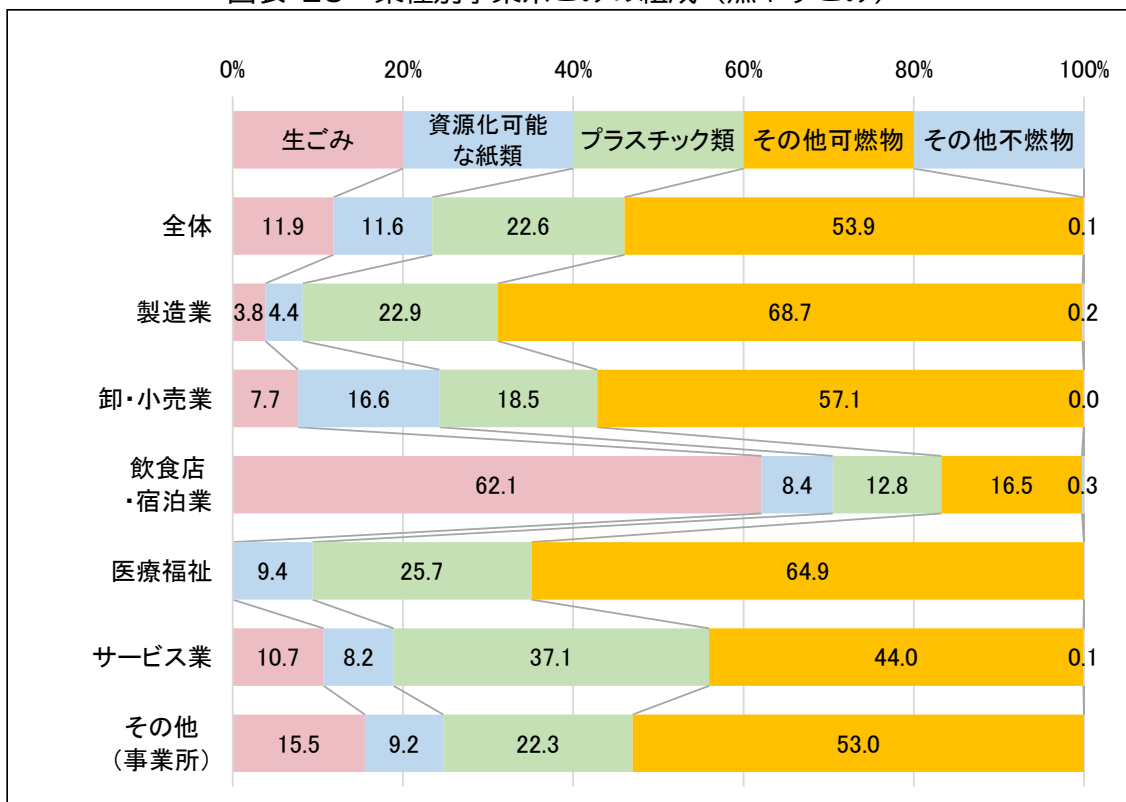
イ) 事業系ごみの組成

事業系ごみの業種別組成を図表 28、図表 29 に示します。

飲食店・宿泊業では、燃やすごみに占める生ごみの比率が特に高く、62.1%となっています。また、OA用紙や段ボールといった資源化可能な紙類は、卸・小売業で高くなっており、16.6%含まれています。プラスチック類については、どの業種においても2~3割程度含まれています。

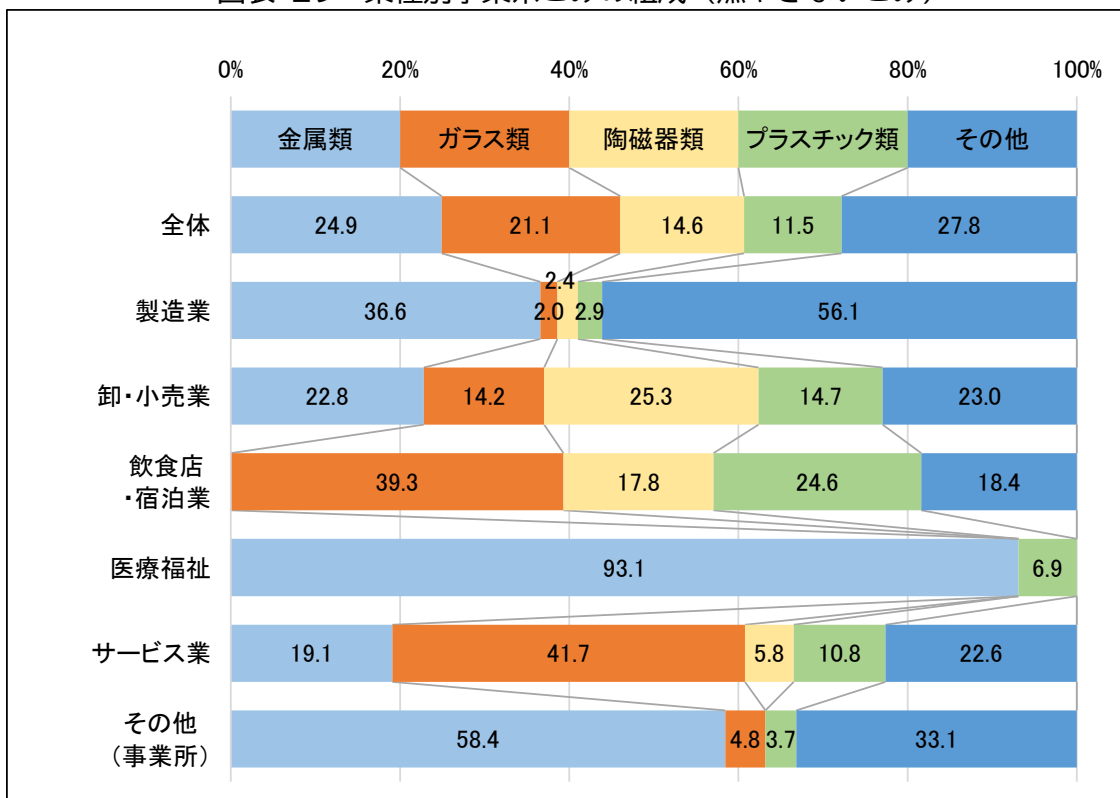
燃やさないごみの組成を見ると、サービス業や飲食店・宿泊業のガラス類、医療福祉の金属類の比率が高くなっています。

図表 28 業種別事業系ごみの組成（燃やすごみ）



出典：令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査

図表 29 業種別事業系ごみの組成（燃やさないごみ）



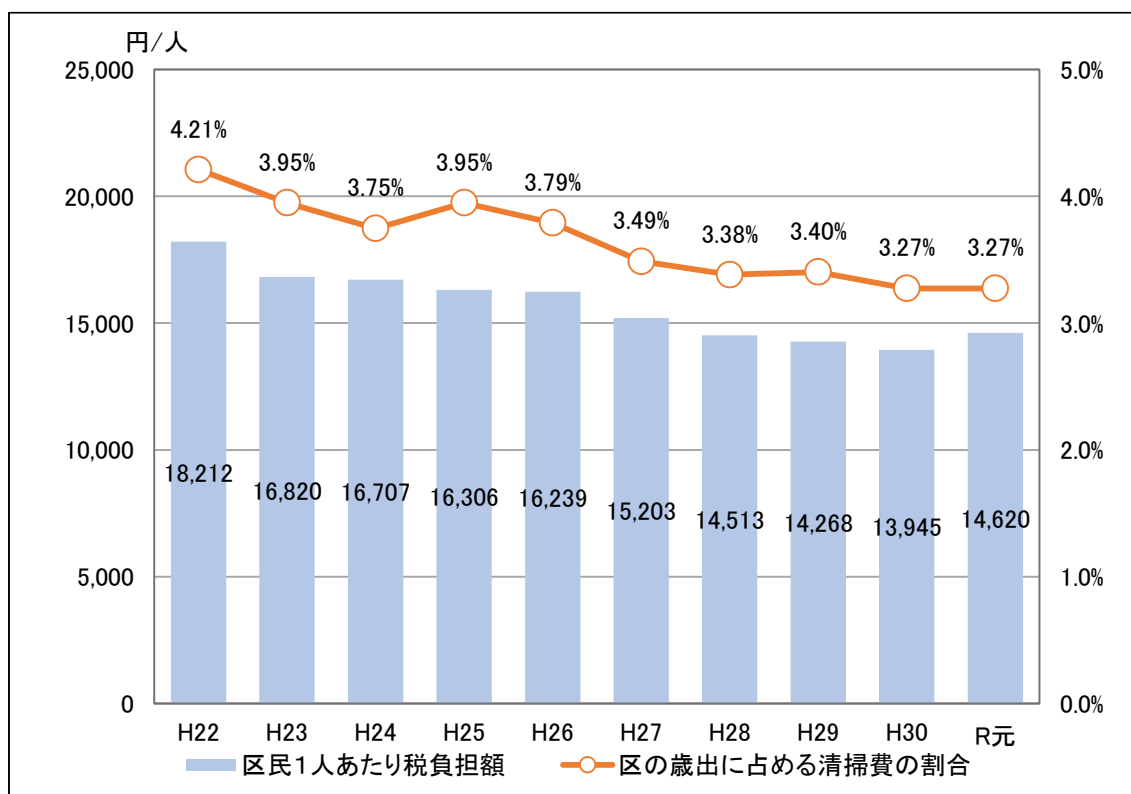
出典：令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査

4. ごみ処理費用

平成25(2013)年度以降、清掃・リサイクル事業に要した費用(清掃費)が区の一般会計歳出全体に占める割合及び区民1人あたりの清掃費の負担額は、ともに減少傾向にあります。

図表 30 清掃・リサイクル事業にかかる経費

	一般会計歳出 決算額 (千円) A	清掃費 (千円) B	清掃費の 割合 (%) C=B/A	清掃費に占め る一般財源 (千円) D	人口(外国人 人口含む) (人) E	区民1人あたり 税負担額 (円/人) F=D/E
H22	87,643,579	3,690,476	4.21%	3,275,892	179,876	18,212
H23	88,213,421	3,482,551	3.95%	3,056,083	181,691	16,820
H24	92,705,984	3,472,550	3.75%	3,061,084	183,226	16,707
H25	87,985,345	3,474,194	3.95%	3,031,354	185,904	16,306
H26	92,761,539	3,515,546	3.79%	3,054,615	188,104	16,239
H27	96,205,686	3,353,818	3.49%	2,894,086	190,363	15,203
H28	95,792,933	3,239,048	3.38%	2,793,883	192,510	14,513
H29	95,851,735	3,261,863	3.40%	2,777,041	194,639	14,268
H30	98,869,465	3,236,856	3.27%	2,748,316	197,080	13,945
R元	104,486,822	3,413,518	3.27%	2,924,125	200,003	14,620



出典：清掃リサイクル課資料

5. 前計画の実施結果

(1) 前計画の概要

前計画では、「みんなで作る循環型社会の実現」を基本理念に、基本方針では「3R*+1R^(※)に基づく清掃リサイクル事業の推進」「地域の実情に適応した清掃リサイクル事業の推進」「時代のニーズに対応した柔軟な清掃リサイクル事業の確立」「経済性を考慮した効率的な清掃リサイクル事業の確立」「台東区に住む人、台東区で営む人、台東区を訪れる人全ての協働による清掃リサイクル事業の構築」の5つを掲げました。

また、取り組みを評価するため、「1人1日あたりの区収集ごみ量」と「資源回収率」の2つの数値目標を設定しました。

これらの数値目標を達成するため、5つの基本方針のもと具体的な取り組みとして「発生抑制の促進」「家庭ごみの減量と資源化の促進」「区民がつくる循環型社会への取り組み」「自己処理責任の徹底による事業系ごみの減量と資源化の促進」「事業系ごみの民間収集への移行促進」の5つの方向性を設定し、これらを実現するためさまざまな取り組みを実施しました。

その結果、ごみ量は着実に減少し資源回収率も上昇したことは、区民一人ひとりが意識を持ち、継続してごみの減量とリサイクルに取り組んだ成果であると考えます。

※ “3R+1R”（前計画の基本方針）とは？

前計画では、「3R+1Rに基づく清掃リサイクル事業の推進」を基本方針のひとつに掲げていました。

“3R”（スリー・アール）とは、

【廃棄物等の発生量を減らす】・・・・・・・・リデュース（Reduce）

【補修・修理をしながら繰り返し使用する】・・リユース（Reuse）

【再生して利用する】・・・・・・・・リサイクル（Recycle）

の3つの頭文字を取ったものです。

“1R”のRは、リーズナブルマネジメントの頭文字です。

3Rを進めた上でそれでも残ってしまったものは、適正に管理・処理をしていく必要があります。これをリーズナブルマネジメント（Reasonable Management）と呼んでいます。

(2) 数値目標の達成状況

令和元（2019）年度の区民1人1日あたりの区収集ごみ量は571g/人日で、目標に対する達成率は78.7%となっています。また、23区平均（509g/人日）と比較すると62g/人日多くなっていますが、本区は小規模の事業所が集積しており、区収集ごみの中に事業系ごみが比較的多いことが主な要因と考えられます。

令和元（2019）年度の資源回収率は22.9%で、目標に対する達成率は46.3%となっています。資源回収率については、23区の平均（23.0%）とほぼ同じ水準となっています。

図表 31 目標の達成状況

区分	平成 21 (2009)年度 基準年度	平成 27 (2015) 年度 中間年度		令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度 最終年度
	基準年度実績	実績	中間目標	実績	最終目標
区民1人1日あたりの区収集ごみ量 (g/人日) []内は23区平均	751	637	634	571 [509]	522
削減率 (%) ※1	-	15.2%	-	24.0%	30.5%
目標に対する達成率 (%) ※2	-	49.8%	-	78.7%	100%
資源回収率 (%) []内は23区平均	18.5%	20.8%	21.6%	22.9% [23.0%]	28.0%
回収率アップ数 ※3	-	2.3	-	4.4	9.5
目標に対する達成率 (%) ※4	-	24.2%	-	46.3%	100%

※1 (実績-基準年度実績)/基準年度実績×100 この数値は目標達成の状況が分かります。

※2 実績削減率/目標達成率×100 この数値は目標達成の進捗が分かります。

※3 実績回収率-基準年度回収率 この数値は目標達成の状況が分かります。

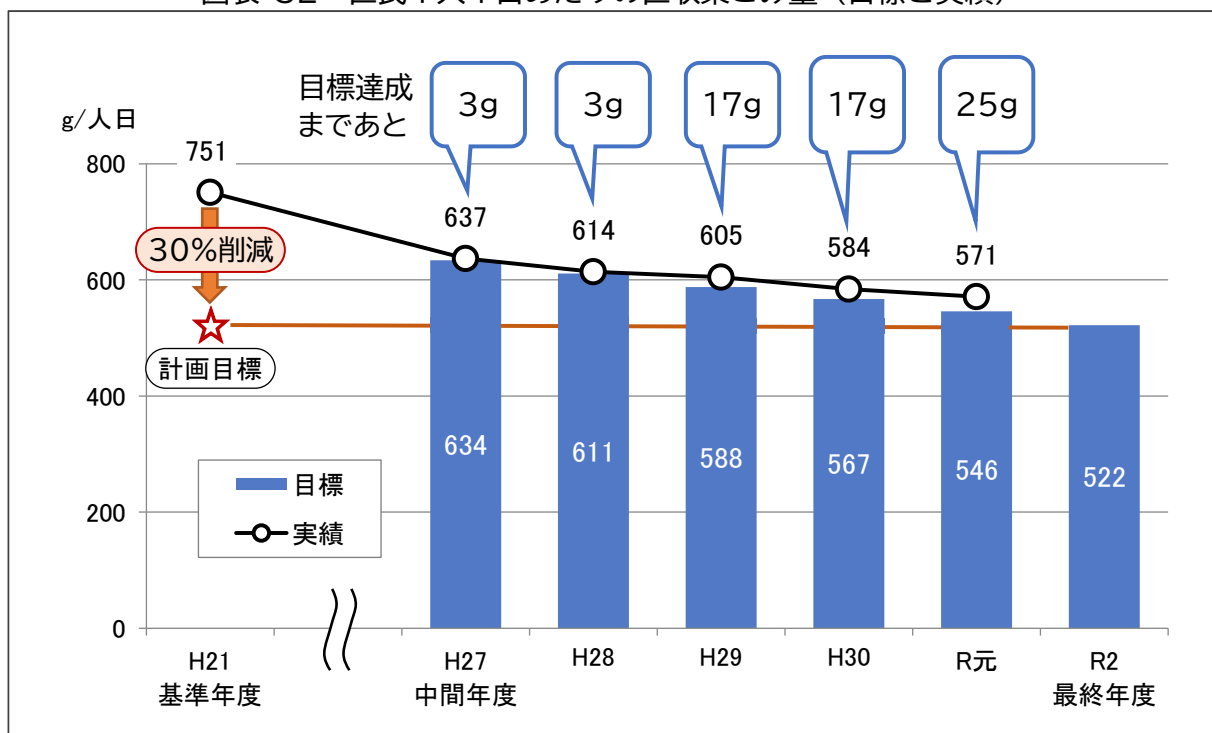
※4 実績回収率アップ数/目標回収率アップ数×100 この数値は目標達成の進捗が分かります。

①区民1人1日あたりの区収集ごみ量

区民1人1日あたりの区収集ごみ量の実績は（図表32）、目標値に及ばないものの、減少傾向は続いています。

戸別収集のメリットを生かし、排出者に直接分別の徹底への協力を働きかけるなどの取り組みにより一定の成果が得られた一方で、1人1日あたりの平均排出量の多い単身世帯の増加などによりごみ減量の効果が鈍化したと考えられます（図表25）。

図表 32 区民1人1日あたりの区収集ごみ量（目標と実績）



$$\text{区民1人1日あたりの区収集ごみ量(g/人日)} = \frac{\text{区収集ごみ量(t)}}{\text{人口(人)} \times 365(366)\text{日}} \times 1,000,000$$

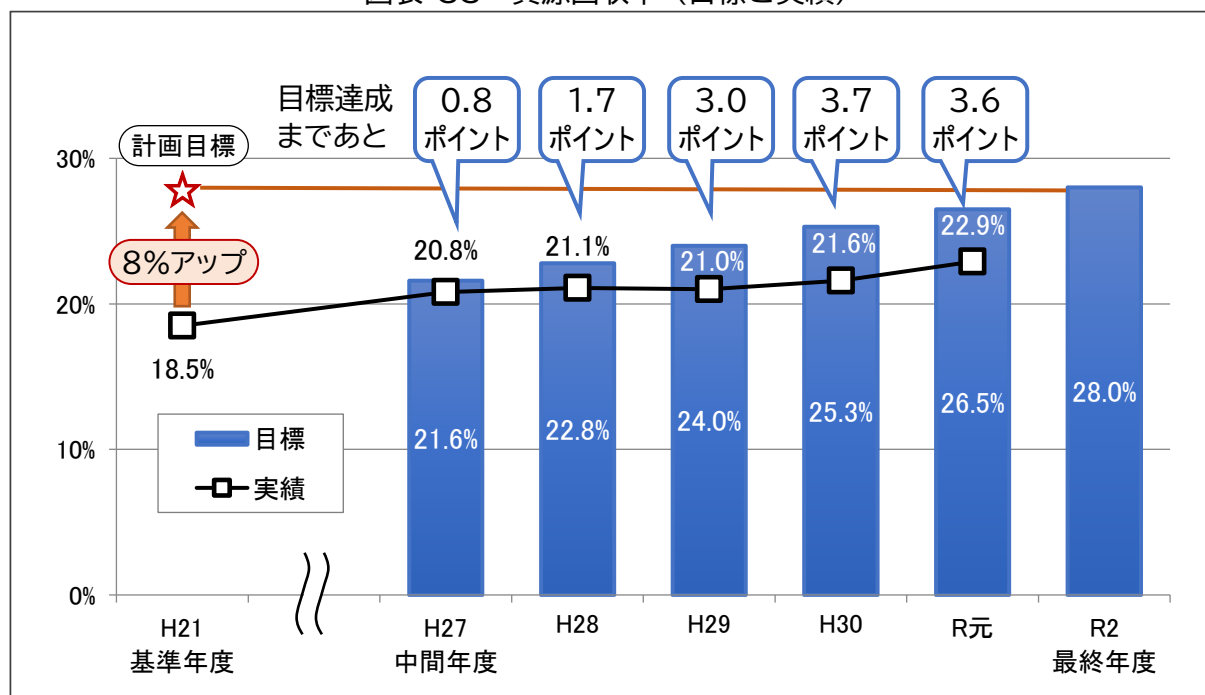
※人口：各年度4月1日人口

②資源回収率

資源回収率は（図表 33）、平成 27（2015）年度以降、目標を下回って推移していますが、平成 30（2018）年 8 月からの燃やさないごみの選別・資源化事業の一部実施や、集団回収時における町会への負担軽減策として「ポイント型集団回収」の導入拡大などにより、令和元（2019）年度は前年度に比べ 1.3 ポイント上昇しました。

また、資源回収率が目標を下回る要因として、資源の中で大きな割合を占める新聞や雑誌の排出量そのものが減っていることや、依然として古紙や雑がみ*類が燃やすごみに、小型家電等の資源回収品目が燃やさないごみに混入されており、分別が徹底されていないことなどが考えられます。

図表 33 資源回収率（目標と実績）



$$\text{※ 資源回収率(\%)} = \frac{\text{資源回収量(t)}}{\text{区収集ごみ量(t) + 資源回収量(t)}}$$

(3) 前計画の成果と課題

①発生抑制の促進

【成果】

「ごみと資源の分け方・出し方」の発行や「ごみ出しカレンダー」の全戸配布、ホームページなどを活用し、ごみ減量・リサイクルに関する情報を積極的に提供してきました。

環境（エコ）フェスタや環境ふれあい館まつりなどのイベント時や出前講座において、ごみの発生抑制の重要性や3Rに関する普及啓発に取り組みました。

また、マイバックの利用やリユース食器の貸し出しなどの普及に努めました。

平成29（2017）年度から食品ロス削減講座を実施し、平成30（2018）年度には、NPO等との協働提案事業として台東区オフィシャルサルベージ*・プロデューサーの育成講座やサルベージ・クッキング教室の開催など啓発活動を行ってきました。令和元（2019）年度は、食品ロス削減を地域で広めていくことができる人材の育成を目的に特化した講座を実施しました。

また、食品ロス削減の啓発ポスターなどを作成し、区内飲食店や小売店等への啓発活動を展開してきました。

【課題】

令和元年度排出実態調査によると、燃やすごみの中に資源化可能な品目（紙類等）が18.2%含まれていることから、ごみの減量を図るには、さらなる分別の徹底が必要であり、その実現に向けて効果的な広報手段を検討する必要があります。

外国人居住者が増加する中で、分別・ごみ出しルールなどは、言語や習慣の違いを踏まえ、適切に周知することが必要です。

食品ロス削減に向けた取り組みを体系的に整理し、効果的に進める必要があります。

高齢化や単身世帯の増加等によって生じる清掃・リサイクル活動の地域の担い手不足への対応を検討していく必要があります。

②家庭ごみの減量と資源化の促進

【成果】

集団回収活動の支援策として、「ポイント型集団回収」の導入拡大を平成 26 (2014) 年度のモデル実施から平成 30 (2018) 年度にかけて各町会に対して展開してきました。この方式により町会の負担軽減や資源回収量の増加が図られ、活動を休止していた町会が再開するなど一定の成果をあげてきました。

下落する再生資源の流通価格に応じて、令和 2 (2020) 年 7 月から集団回収の回収事業者に対して、通常の支援金に新たな加算措置を行いました。

平成 25 (2013) 年 10 月から使用済み小型家電の拠点回収を開始しました。

「水銀に関する水俣条約」の発効などを受け、東京都が管理する埋立処分場では令和元 (2019) 年度末をもって水銀を含有する廃蛍光管等の埋め立てを終了しました。それに先立ち平成 30 (2018) 年 8 月から廃蛍光管等のみならず燃やさないごみの一部を、令和元 (2019) 年 8 月からは全量を民間処理施設に搬入し、選別・資源化することで、ごみの減量、運搬距離の短縮等による環境への負荷低減、さらには埋立処分場の延命化に努めてきました。

【課題】

再生資源の輸出相手国の輸入規制の強化に際し、輸出に依存していた古紙類などの流通価格の動向を注視し、特に影響を受けやすい地域団体の自主的なリサイクル活動については、継続して支援する必要があります。

令和元 (2019) 年 10 月に食品ロス削減推進法が施行されたことから、特に家庭における食品ロス削減により、燃やすごみの減量を図ることが必要です。



【燃やさないごみの資源化事業】

③区民がつくる循環型社会への取り組み

【成果】

区内一部の地域で行われていた戸別収集を平成 25（2013）年度から順次拡大し、平成 28（2016）年 1 月から区内全域で実施しています。きめ細やかな分別指導により、適正排出の徹底のほか、ひと声収集など地域の見守り機能のひとつとしても効果を発揮してきました。

平成 19（2007）年 10 月から、プラスチック製容器包装の一部である食品発泡トレイ・カップを資源品目として回収をしてきました。

【課題】

令和元年度排出実態調査によると燃やすごみの中に含まれるプラスチック製容器包装が 19.2%（※）、製品プラスチックをあわせると 23.5%を占めています。

さらなるごみの減量を促進するためには、プラスチック製容器包装に加え、製品プラスチックの分別収集について検討する必要があります。

また、依然として古紙や雑がみ類が、燃やすごみに混入されていることから、分別の徹底、特に雑がみの資源化を促進する必要があります。

今後の啓発活動には、ICT*（情報通信技術）の活用などを積極的に取り入れる必要があります。

※ 資源として回収されている食品発泡トレイ・カップを含む。



【戸別収集の様子】

④自己処理責任の徹底による事業系ごみの減量と資源化の促進

【成果】

多量のごみ・資源を排出する事業用大規模建築物*の所有者に対して、事業系ごみの減量と資源化を促進するため、再利用計画書の提出を求めるほか、講習会や立入検査を行い、適正な廃棄物管理体制の整備に努めてきました。

中小規模の事業者は、ごみ・資源の減量及び分別の徹底を実施したうえで、民間収集運搬業者への委託、または事業系有料ごみ処理券*を適正に貼付して排出する責任があります。戸別収集の特性を生かして、きめ細やかな指導を行うことにより、排出者責任*の徹底に努めてきました。

【課題】

事業系ごみは増加傾向にあります。本区は「卸売業、小売業」が35%、「宿泊業、飲食サービス業」が15%を占めており、従業者数の規模では、4人以下の事業所が57%を占め、20人未満の事業所を合わせると9割に及びます(図表12、図表13)。従業者1人1日あたりの平均排出量は、「飲食店・宿泊業」が最も多い状況です(図表27)。

今後、業種や規模に特化するなど区内にある事業所の特性に応じた排出指導を行う必要があります。

外国人の経営者も増えており、多言語等で指導する体制についても検討が必要です。

⑤事業系ごみの民間収集への移行促進

【成果】

区収集を利用している排出事業所に対して、事業系ごみの排出ルールをまとめたパンフレットを作成し、民間の収集運搬業者の活用について情報提供を行うことにより、民間収集への移行促進に取り組んできました。

事業所の資源リサイクルの促進として台東リサイクル事業協同組合による「台東オフィスリサイクルシステム」の支援を行ってきました。

【課題】

独自で民間収集運搬業者と契約を締結することが難しい小規模事業所が、民間収集に移行できる仕組みを検討していく必要があります。

排出事業者の実態に応じて課題を整理し、区収集に排出可能な日量の上限の見直しについて、検討する必要があります。

⑥清掃事業の管理運営

【成果】

環境負荷の低減のため、区の収集・運搬車両（小型プレス車）を購入する際には、ハイブリッド車の導入を進めており、導入率は平成 29（2017）年度の 20% から令和元（2019）年度には 56% になりました。

区内薬剤師会の協力のもと、平成 20（2008）年度から在宅医療による使用済み注射針の適正処理の体制の確保に努めてきました。

自然物であるため廃棄物として処理することができない家庭から排出される園芸用土については、適正な処理を促し、再生して利用するため、平成 28（2016）年度から毎月第 4 土曜日の定期回収と、イベント（環境（エコ）フェスタ）開催時に回収を行ってきました。

【課題】

度重なる自然災害や今後発生が予測される首都直下地震、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大時においても、安定した収集・運搬作業が継続してできる体制を構築する必要があります。

災害時に発生した廃棄物に対する必要な事項については、台東区地域防災計画で定めているところですが、仮置場の設置・運営や関係団体等との協力・連携など、より具体的な事項を取りまとめ、その情報を平時から区民・事業者・区が共有する必要があります。



【被災地への職員の派遣】

第2章 計画の基本理念・基本方針

1. 基本理念

みんなでつくる循環型社会の実現 ～持続可能なたいとうごみゼロ協働プラン～

平成 23 (2011) 年 3 月に策定した「台東区一般廃棄物処理基本計画」の「みんなでつくる循環型社会の実現～たいとうごみゼロ協働プラン～」の基本理念のもと、戸別収集の区内全域実施、燃やさないごみの選別・資源化など、循環型社会の実現に向け、様々な取り組みを展開してきました。人口や観光客などが増加する中、ごみの減量、資源回収率アップを実現することができ、取り組みの成果が着実に表れてきています。

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットでは「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択され、複数の課題を統合的に解決するための国際目標が示されました。目標として掲げている未来のビジョンは、豊かで美しい地球環境が保全された世界です。この未来のビジョンの実現に向けて、ごみの減量・資源の有効活用は重要なテーマとなっています。

国は、持続可能な社会づくりの総合的かつ計画的に講ずるべき施策等を定めた「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定をはじめ、使い捨てプラスチック排出量の削減などを目指す「プラスチック資源循環戦略」の策定、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロス削減推進法」の施行のほか、シェアリング*やサブスクリプション*といったサービスの需要が高まり、社会全体に必要なモノの量が減少し、従来の「大量生産、大量消費、大量廃棄」の線形経済* (リニアエコノミー) から循環型経済* (サーキュラーエコノミー) への転換を加速させるなど、循環型社会形成に向けた動きが急速に進んでいます。

本区では、平成 30 (2018) 年 10 月に「台東区基本構想」、平成 31 (2019) 年 3 月に「台東区長期総合計画」、令和 2 (2020) 年 3 月に「台東区環境基本計画」を策定しました。

本計画の策定にあたり、国際的な目標や関連計画等と調和を図ることはもちろん、昨今の気候変動や、新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化への適応など、清掃・リサイクル事業の役割がますます重要になります。

そこで、「みんなでつくる循環型社会の実現」の更なる定着のため基本理念は継承し、スローガンは「～持続可能なたいとうごみゼロ協働プラン～」として、区民・事業者・区、そして来街者との協働により、さらなるごみの減量と安全で安定的な清掃事業を実施し、台東区らしい持続可能な循環型社会の実現を目指します。

2. 基本方針

基本理念の実現に向け、本計画では、新たに以下の3つの基本方針を定めます。

基本方針1 区民・事業者・区の協働による3R+Sを推進します

循環型社会を形成していくため、前計画から引き続き「3R」に取り組みます。

「3R」とは

【廃棄物等の発生量を減らす】・・・リデュース (Reduce)

【補修・修理をしながら繰り返し使用する】・・・リユース (Reuse)

【再生して利用する】・・・リサイクル (Recycle)

の3つの頭文字を取ったものです。

さらに、

【持続可能な廃棄物管理】・・・サステイナブルウェイストマネジメント
(Sustainable Waste Management)

を行い、次世代にも安全で快適な社会を繋いでいきます。持続可能な廃棄物管理 (S) では、廃棄物の適正処理や再生資源でできた製品の積極的活用を進めていきます。「3R」にこの「S」を加えた、「3R+S」を推進します。

海洋ごみや、気候変動などの地球規模の環境問題をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のような生活様式・事業スタイルに影響を及ぼす新たな事象の発生など、変化する社会情勢に対応するには、区民・事業者・区、そして来街者の幅広いパートナーシップが欠かせません。

日本を代表する名所旧跡を有し、来街者の多い本区の特性を踏まえつつ、台東区らしい協働の促進を図り「3R+S」に取り組みます。

基本方針2 ごみ減量と資源の有効利用を推進します

ごみ減量のためには、「3R」の取り組みの中でリデュースが優先されます。「ごみゼロ」社会の実現に向けて、使い捨て容器包装や食品ロスの削減など発生抑制に取り組みます。

フリーマーケットや不用品の再使用の啓発など、リユースの機会を提供し、物を大切にすることを育みます。

また、ICT等を活用した周知啓発を展開することにより、ごみと資源の分別を徹底し、ごみ減量とリサイクルを推進します。多様なリサイクルシステムの構築や、新たな資源品目の研究にも取り組み、資源の有効利用を促進します。

基本方針3 安全で安定した適正処理を推進します

「持続可能なたいとうごみゼロ協働プラン」を実現するためには、安全で安定した廃棄物処理・リサイクルルートの確立が必要です。

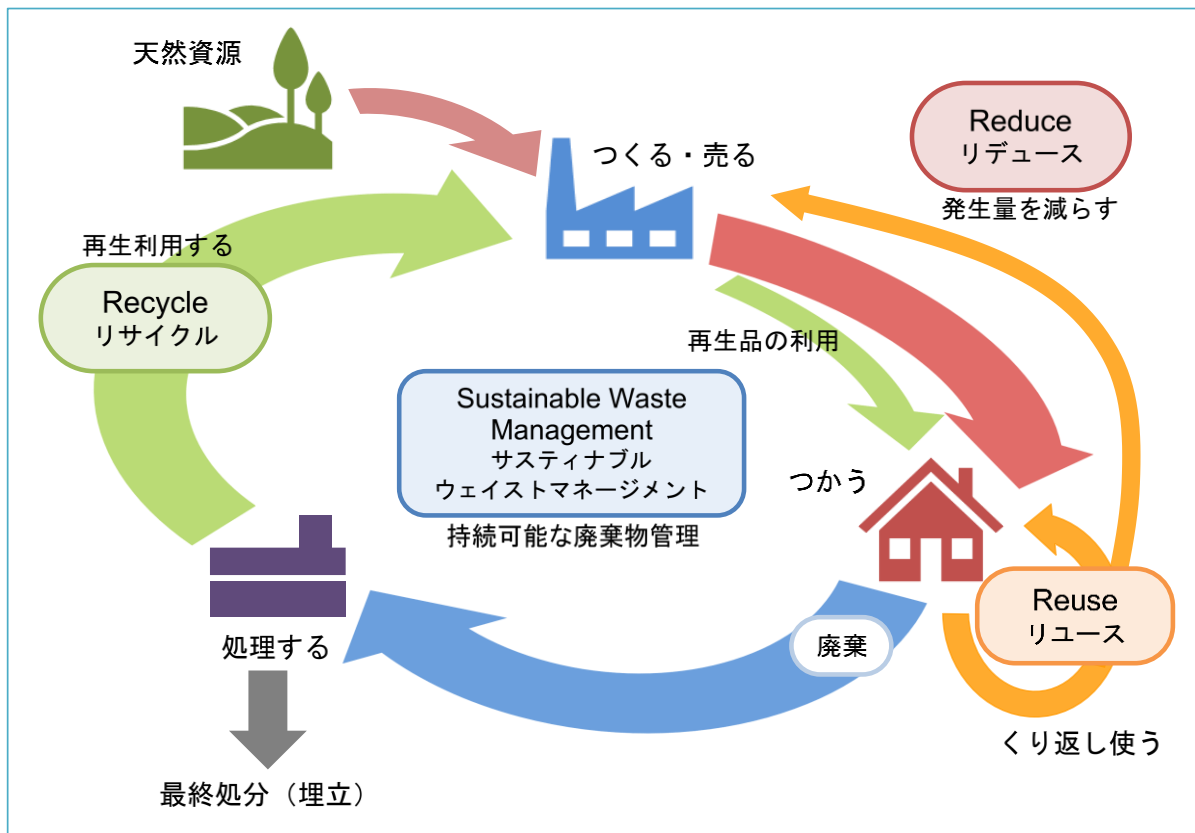
新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響のほか、再生資源の輸出相手国が環境規制等により輸入量を大幅に減少させたことから古紙等の流通価格が下落するなど先行きが不透明な状況です。

前計画の基本方針に掲げたリーズナブルマネージメント（適正な処理）の考えを引き継ぎ、清掃・リサイクル事業を継続的かつ安定的に行い、環境負荷の少ない効率的な処理体制の確保に努めていきます。

また、最近頻発する風水害や今後高い確率で発災が予測されている首都直下地震により、区民の防災意識も高まっています。災害により生じた災害廃棄物については、関係機関と連携し、迅速かつ適正な処理を行う体制を整えます。

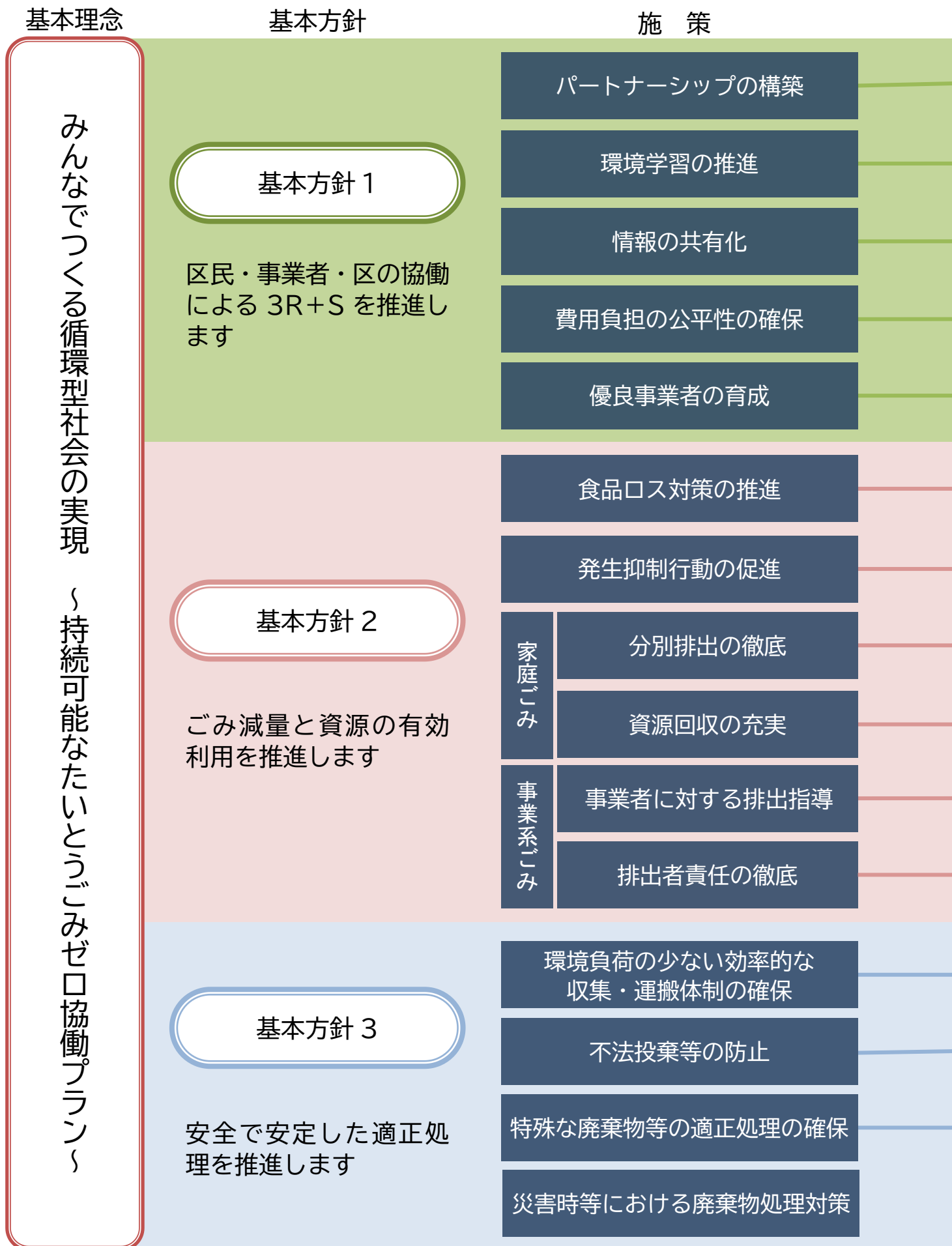
また、危険性・有害性がある特殊な廃棄物については適正な処理方法の周知を図るなど、安全な廃棄物の適正処理を促進します。

図表 34 「3R+S」のイメージ



持続可能な循環型社会へ

3. 計画の体系



重点的取り組み	取り組みの内容	目標
	<ul style="list-style-type: none"> ●区公式ホームページ等でのごみ量、リサイクル実績の公表 ●台東区廃棄物減量等推進審議会の開催 など ●小学生向け普及啓発冊子「環境を学ぼう」の配布 ●教育回収の実施 など ●ごみ出しカレンダーの全戸配布 ●環境案内人（エコガイド）の発行 など ●家庭ごみ有料化の検討 	<p>区民一人一日あたりのごみ・資源排出量 79g（11%）削減（令和元年度比）</p>
<p>■リサイクル協力店制度の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業用大規模建築物所有者等への顕彰 ●一般廃棄物処理業者の許可及び指導 など 	
<p>■食品ロスの削減（食品ロス削減推進計画）</p>		
<p>■使い捨てプラスチックの削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●フリーマーケットへの支援 ●リユース食器の貸し出し ●マイボトル・マイバッグ運動の実施 など 	
<p>■プラスチックごみの資源化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ひと声収集の充実 ●ICT を活用したごみの出し方等の周知 ●雑がみの資源化の推進 など 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●集積所回収の推進 ●燃やさないごみの資源化の実施 ●粗大ごみの資源化の実施 ●集団回収の促進 など ●事業用大規模建築物の所有者への立入指導 ●廃棄物管理責任者講習会の実施 ●ふれあい指導の実施 など ●小規模事業所によるごみと資源の回収システムの検討 など 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●効率的な収集・運搬体制の構築 ●収集・運搬車両のハイブリット車等への転換 など ●不法投棄対策の強化 ●資源パトロールの実施 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅医療廃棄物回収事業の支援 ●園芸用土の回収の実施 など 	

4. 数値目標

(1) 数値目標

区民1人1日あたりのごみ・資源排出量を79g(11%)削減します。(令和元年度比)

数値目標は、ごみの発生抑制や資源化の推進によって達成すべき本計画の目標です。

使い捨てプラスチック類の使用を抑えることや食品ロス削減等を進め、ごみの排出量の減少を目指します。また、資源化できる廃棄物の分別徹底とプラスチック製容器包装などの資源回収の実施によりごみから資源へ移行し、資源排出量は増加するものの、再生資源として活用することで循環型社会の形成を目指します。

ごみの発生抑制と資源化により、ごみと資源の排出量を基準年度と比較して区民1人1日あたり79g(11%)減らすことを計画目標とします。

計画目標は、単純推計した場合の区民1人1日あたりのごみと資源の排出量の推計に対し、以下のように令和12(2030)年度までの品目別の発生抑制や資源化の目標を設定して計算しました(資料編「資料1 将来推計」参照)。

- 燃やすごみの中の「食品ロス」を半減
- 雑がみの分別徹底やプラスチックごみの資源化などにより、ごみから資源へ21g/人日移行 など

図表 35 数値目標

	令和元 (2019)年度 基準年度	令和7 (2025)年度 中間年度	令和12 (2030)年度 目標年度
区民1人1日あたりのごみ・資源排出量 ^{※1} (g/人日) (基準年比)	730	682 (-7%)	651 (-11%)

(参考内訳)

区民1人1日あたりの区収集ごみ量 ^{※3} (g/人日)	563	504	463
区民1人1日あたりの資源排出量 ^{※4} (g/人日)	167	178	188

※1 区民1人1日あたりのごみ・資源排出量(g/人日) = $\frac{\text{区収集ごみ量(t)} + \text{資源回収量(t)}}{\text{人口}^{\text{※2}}(\text{人}) \times 365(366)\text{日}} \times 1,000,000$

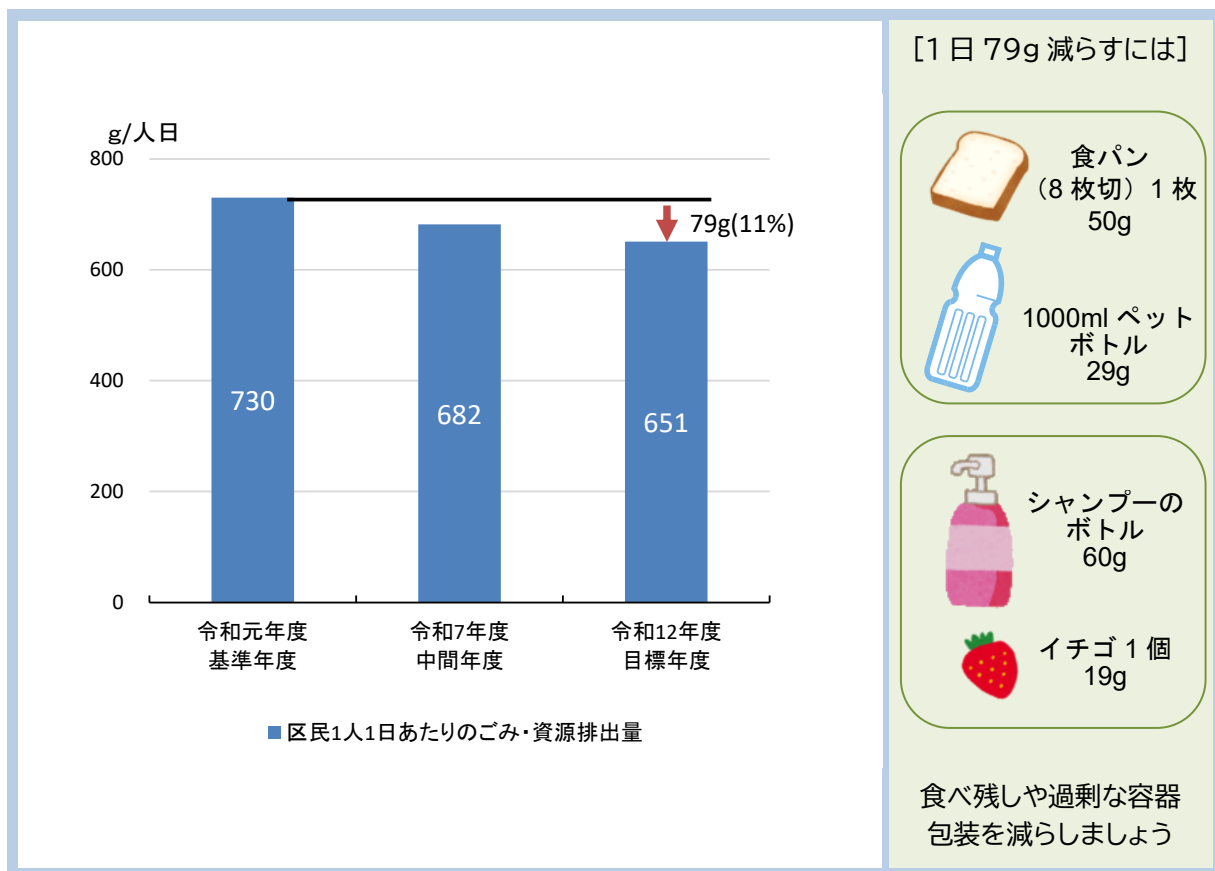
※2 人口:翌年度4月1日人口

(参考内訳)

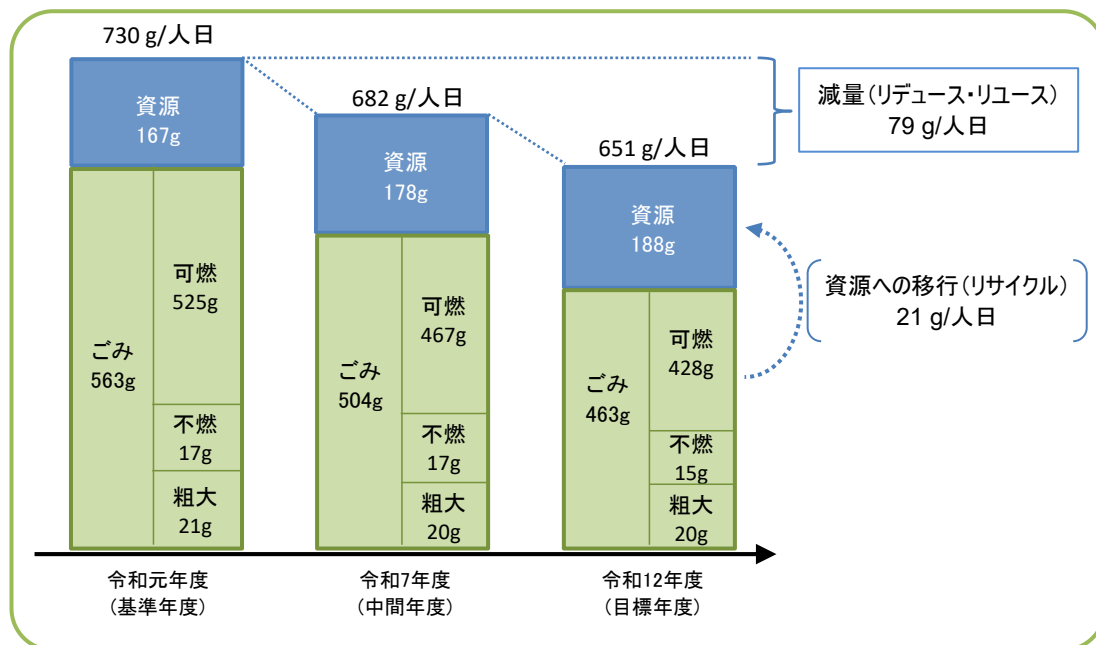
※3 区民1人1日あたりの区収集ごみ量(g/人日) = $\frac{\text{区収集ごみ量(t)}}{\text{人口}(\text{人}) \times 365(366)\text{日}} \times 1,000,000$

※4 区民1人1日あたりの資源排出量(g/人日) = $\frac{\text{資源回収量(t)}}{\text{人口}(\text{人}) \times 365(366)\text{日}} \times 1,000,000$

図表 36 数値目標



内訳のイメージ



(2) 参考指標

参考指標とは、数値目標達成によって得られる効果であり、さまざまな取り組みの進捗状況を把握する上で用いる情報です。

図表 37 参考指標

	令和元 (2019)年度 基準年度	令和 7 (2025)年度 中間年度	令和 12 (2030)年度 最終年度
区民 1 人 1 日あたりの 区収集ごみ量 ^{※1} (g/人日) (基準年比)	563	504 (-11%)	463 (-18%)
資源回収率 ^{※2} (%) (基準年比)	22.9%	26% 3 ポイント増	29% 6 ポイント増
区民 1 人 1 日あたりのごみ総排出 量(持込ごみを含む) ^{※3} (g/人日) (基準年比)	1,223	1,130 (-8%)	1,064 (-13%)
CO ₂ 削減効果 ^{※4} (t-CO ₂)	—	1,206t 削減	2,405t 削減

$$\text{※1 区民 1 人 1 日あたりの区収集ごみ量(g/人日)} = \frac{\text{区収集ごみ量(t)}}{\text{人口}^{\text{※5}}(\text{人}) \times 365(366)\text{日}} \times 1,000,000$$

$$\text{※2 資源回収率(\%)} = \frac{\text{資源回収量(t)}}{\text{区収集ごみ量(t)} + \text{資源回収量(t)}}$$

$$\text{※3 区民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量(g/人日)} = \frac{\text{ごみ・資源排出量(t)} + \text{持込ごみ量(t)}}{\text{人口}^{\text{※5}}(\text{人}) \times 365(366)\text{日}} \times 1,000,000$$

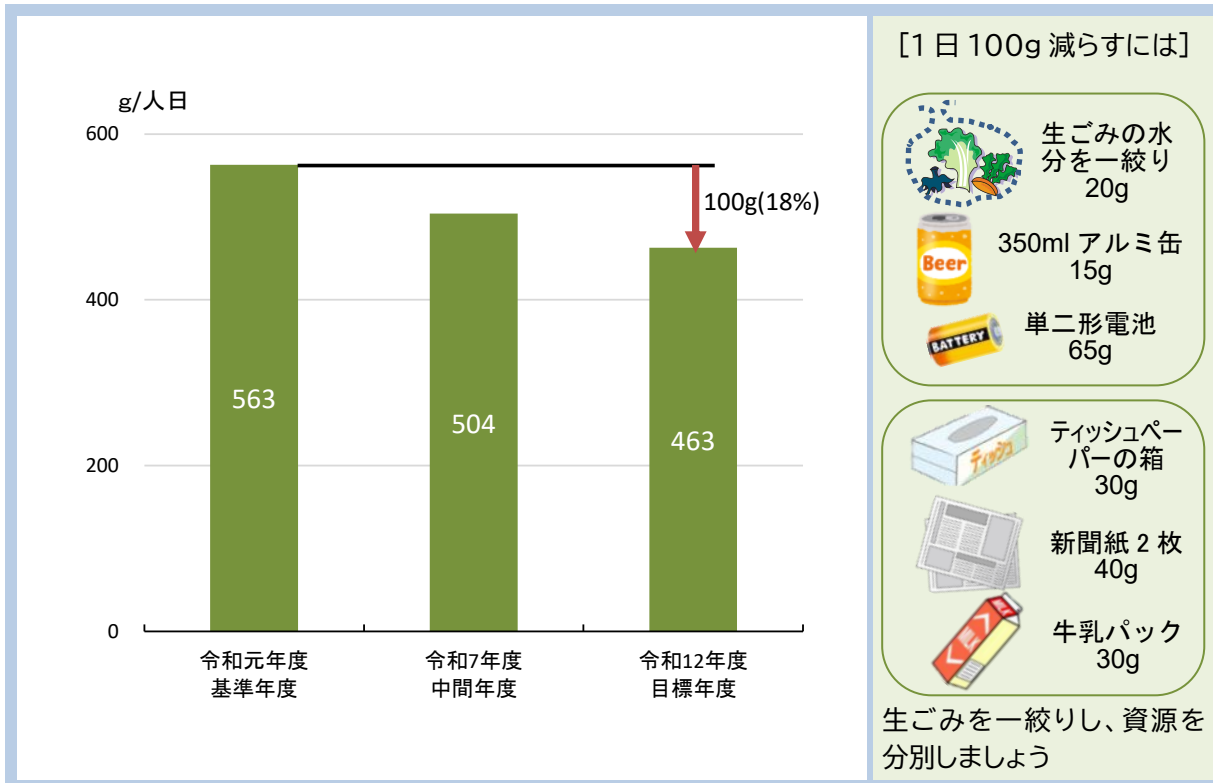
※4 プラスチック類の分別収集による CO₂削減効果を、分別収集量 1t あたり 1.46t-CO₂ として算出。
2,405t の CO₂ が削減できた場合、約 273ha(東京ドーム 58 個分)のスギの人工林が 1 年間に吸収する CO₂ 量に該当します(林野庁の試算によると、スギ人工林 1ha の年間 CO₂ 吸収量は 8.8t です)。

※5 人口:翌年度 4 月 1 日人口

■区民1人1日あたりの区収集ごみ量

雑がみ等の資源化などにより、区民1人1日あたりの区収集ごみ量を100g(18%)削減します(令和元年度比)。

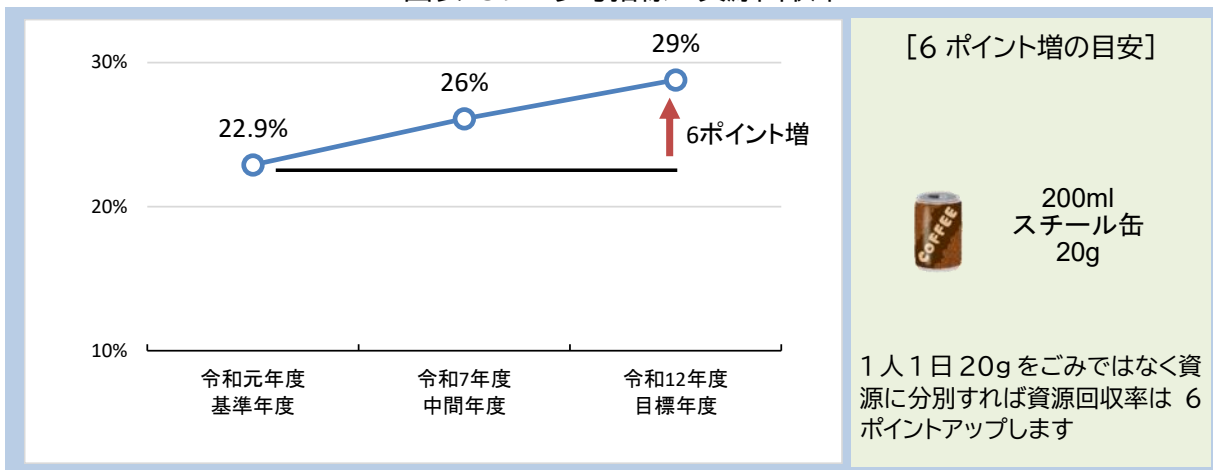
図表 38 参考指標 区民1人1日あたりの区収集ごみ量



■資源回収率

資源の分別の徹底などにより、資源回収率を6ポイント増の29%とします(令和元年度比)。

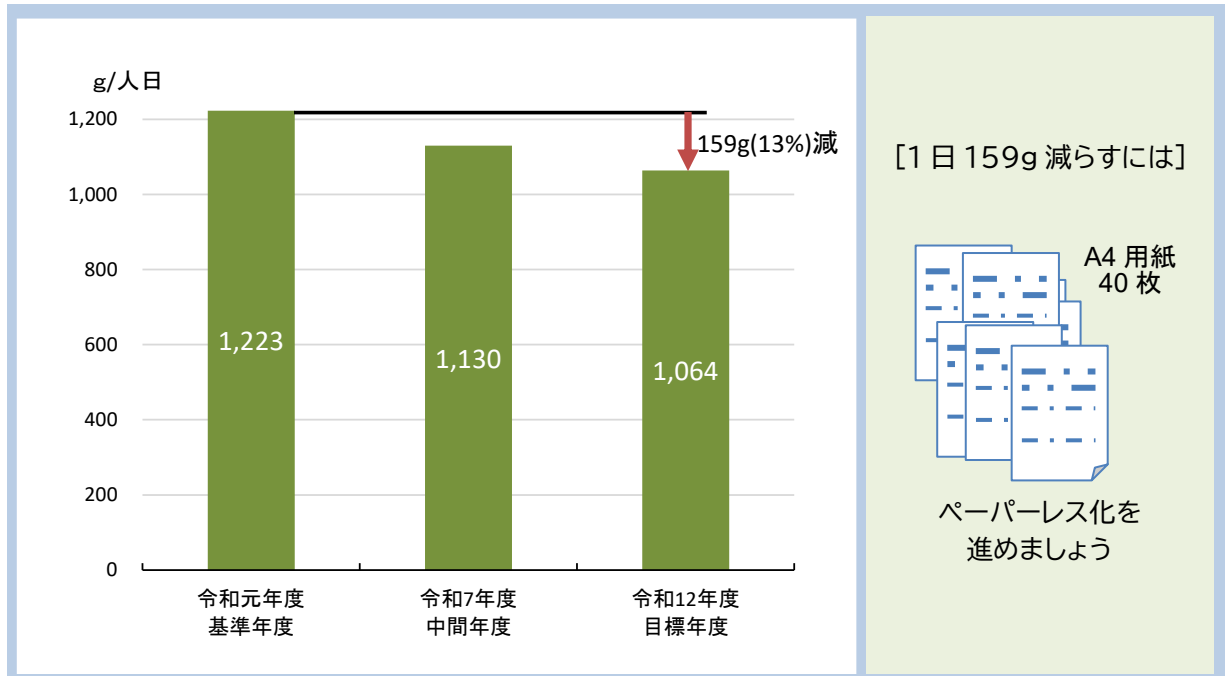
図表 39 参考指標 資源回収率



■区民1人1日あたりのごみ総排出量(持込ごみを含む)

持込ごみ(事業系ごみ)の減量・資源化を促進し、持込ごみを含めた区民1人1日あたりのごみ総排出量を159g(13%)削減します(令和元年度比)。

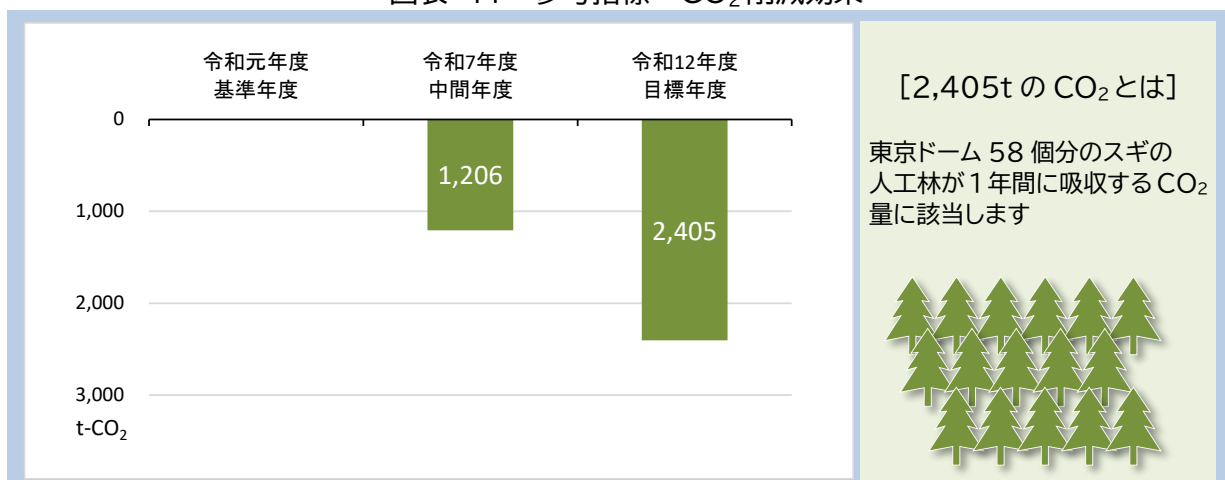
図表 40 参考指標 区民1人1日あたりのごみ総排出量(持込ごみを含む)



■CO₂削減効果

燃やすごみの焼却量を減らすことにより、年間2,405tのCO₂を削減します。

図表 41 参考指標 CO₂削減効果



第3章 取り組みの内容

1. 基本方針1 《区民・事業者・区の協働による3R+Sを推進します》

本区は日本を代表する名所旧跡を有し、訪日旅行者など来街者の多いまちです。その特長を生かした協働体制づくりを進め、3Rの推進と「持続可能な廃棄物管理」(S)を目指します。

施策	
(1) パートナーシップの構築	 
(2) 環境学習の推進	
(3) 情報の共有化	 
(4) 費用負担の公平性の確保	
(5) 優良事業者の育成	  

(1) パートナーシップの構築

区民・事業者・区の三者が、それぞれ自らが取り組むべきことを共に考え、取り組む仕組み（パートナーシップ）の形成を推進し、台東区らしい循環型社会を目指します。

また、訪日旅行者など多くの来街者に対しても、自らが排出者として共に取り組んでいくためのパートナーシップづくりを目指します。

取り組みの内容

■ ごみ・資源の「見える化」の推進

区民や事業者に対してごみ処理やリサイクル事業の状況や経費など、その効果を分析・数値化し情報の可視化を進め、区公式ホームページや広報紙により情報発信を行います。ごみの発生抑制や再使用の推奨については、重点的に行います。

- 区公式ホームページ等でのごみ量、リサイクル実績の公表

■ 区民と事業者の参画・連携の推進

区民・事業者・区の参画と連携の場を設定し、ごみ・資源の課題を共有し、有識者の知見を取り入れながら、解決に向けて取り組みます。

- 台東区廃棄物減量等推進審議会*の開催
- 台東区清掃リサイクル推進協議会の開催
- 集団回収実践団体に対する表彰
- 大江戸清掃隊の活動支援
- リサイクル団体の自主的な区民活動への支援

■ イベント、キャンペーン等を通じた参画・連携の促進

「環境（エコ）フェスタ」等のイベントやキャンペーンを通じた、区民参加型の環境学習は重要です。展示やクイズなど工夫を凝らし、リサイクルやごみの課題を身近な問題として考える機会を創出します。

- 環境（エコ）フェスタの開催
- 環境ふれあい館まつりの開催

(2) 環境学習の推進

幅広い世代を対象として、ごみ減量や適正な分別排出、さらには気候変動とのつながりを学ぶ機会や体験する場を充実し、人、社会、地球環境に配慮した消費行動「エシカル消費*」等の普及啓発を図ります。

そのため、環境ふれあい館ひまわり「リサイクル活動室」を拠点とした活動や、児童・生徒、区民を対象とした出前講座、普及啓発冊子の作成・配布等を行います。

環境ふれあい館ひまわり
イメージキャラクター
まわるん



取り組みの内容

■ 児童・生徒を対象とした環境教育の推進

将来を担う子供たちが環境に興味を持ち、ごみや資源の課題に対して自ら考える機会を創出することにより、循環型社会で活躍する人材を育成します。

児童・生徒を対象とした普及啓発冊子の作成・配布やリサイクル体験の場の充実を図ります。

- 小学生向け普及啓発冊子「環境を学ぼう」の配布
- 教育回収の実施

■ 各種講座の実施

小学校や幼稚園・保育園、町会や商店街など、希望する団体のもとへ訪問する出前講座や、清掃車の内部が見えるスケルトン車を活用した楽しく理解を深める講座を実施します。

環境ふれあい館ひまわり「リサイクル活動室」において、不用品の再利用を体験する再利用講座を実施します。

- ごみ減量・リサイクル出前講座の実施
- 再利用講座の実施



【再利用講座（手ぬぐいを利用したバッグ）】

(3) 情報の共有化

ごみや資源の正しい分別・排出の方法、区民や事業者がごみの発生を抑えるための工夫、区内における様々な取り組みなど、広く情報を発信し共有を図ります。

また、外国人居住者や訪日旅行客等に向けた多言語等による情報発信も進めます。

取り組みの内容

- **ごみ・資源の分別・排出や日常の3Rの行動に関する情報発信**
ごみや資源の正しい分別・排出の方法、3Rの取り組み等の情報を発信します。
外国人居住者等へは「やさしい日本語」を用いるなど、わかりやすい情報発信に努めます。
 - 区民向け冊子「ごみと資源の分け方・出し方」（日本語版、多言語版）の配布
 - ごみ出しカレンダーの全戸配布
 - 環境案内人（エコガイド）の発行
- **ICTを活用したごみの出し方等の周知【新規】**
スマートフォンのアプリなどICTを活用し、ごみの出し方等の各種問い合わせに対応するなど、新たな情報発信に努めます。
- **イベント時のごみ減量の取り組みの促進【新規】**
区民や事業者が開催するイベント時のごみ減量マニュアルを作成するとともに、リユース食器や分別用のごみ箱等の貸し出しなどを行います。

(4) 費用負担の公平性の確保

家庭ごみの有料化は、ごみの発生抑制や資源の分別の徹底、費用負担の公平性の確保に効果があります。23区においては、共同処理を行っていることや区境を越えた不法投棄のおそれがあることから、他区との連携を図りながら検討を進めていく必要があります。

本区においても、ごみ減量・資源化の取り組みを一層進めることを前提に、将来的な家庭ごみの有料化などについて引き続き検討していきます。

取り組みの内容

- **家庭ごみ有料化の検討**
家庭ごみの有料化導入の必要性、導入条件等について検討していきます。

(5) 優良事業者の育成

顧客からの不用品や容器包装の回収、食品ロスの削減、事業活動やイベント開催に伴うごみの発生抑制など、3R+Sの推進に貢献する事業者の育成を図ります。

取り組みの内容	
<p>■ リサイクル協力店制度の見直し 【重点】</p> <p>使い捨てプラスチック容器包装等の削減やマイボトル・マイバッグ運動への協力など、幅広い視点から販売店や飲食店と連携・協力して消費者の意識・消費行動の変革を促すため、リサイクル協力店制度を見直します。</p>	
<p>■ イベント時のごみ減量の取り組みの促進 【新規】</p> <p>区民や事業者が開催するイベント時のごみ減量マニュアルを作成するとともに、リユース食器や分別用のごみ箱等の貸し出しなどを行います。</p>	
<p>■ 事業用大規模建築物所有者等への顕彰</p> <p>ごみの減量について、優良な取り組みを行っている事業者を表彰し、事業者のごみ減量に対する意識の向上を図ります。ごみ減量に功績のあった事業者の取り組みは、他の事業者の参考になるよう、区公式ホームページ等で優良な事例として情報発信をします。</p>	
<p>■ 一般廃棄物処理業者の許可及び指導</p> <p>一般廃棄物処理業の許可事務を行うとともに、必要に応じて立入検査を実施し指導・助言等を行います。</p>	



【区民向け冊子 ごみと資源の分け方・出し方】

2. 基本方針2 《ごみ減量と資源の有効利用を推進します》

食品ロスをはじめとする廃棄物の発生抑制、資源化可能なプラスチック類のリサイクルの検討など、ごみの減量と資源の有効利用を推進します。

ICTの活用により、日々蓄積されていく情報や、地域の福祉のニーズと民間事業者等の社会システム開発や研究と結びつけ、廃棄物処理システムの機能向上と効率化を図ります。



(1) 食品ロス対策の推進 **【重点】**

製造から販売、消費の各段階で発生する食品ロスの削減に向けて、区民・事業者・行政など関係者が「食べものを無駄にしない」意識のもと、それぞれ主体的に取り組み、協力し合うことにより、社会全体の国民運動につなげていくことが重要です。

本計画では、「食品ロス削減推進計画」を次の第4章に取りまとめることとし、区民・事業者・区さらに来街者とのパートナーシップのもと、食品ロスの削減を進めます。

(2) 発生抑制行動の促進

区民・事業者自らによるごみの発生抑制行動を促進するため、区民に対する情報発信や普及啓発、事業者の取り組みのPR等を行います。

取り組みの内容

- 「環境ふれあい館ひまわり」を拠点とした区民の発生抑制の取り組みへの支援

フリーマーケットへの支援による再使用（リユース）の推進や、リサイクル活動室における自主的な区民活動の支援などを実施します。

イベント等に合わせ、家庭でどのくらいのごみが出ているかを自分で量って調べるキャンペーンを実施し、ごみの発生抑制行動を身近に体験できる機会を創出します。

 - フリーマーケットへの支援
 - リユース食器の貸し出し
 - 再利用講座の実施
 - 「量ってみよう」キャンペーンの実施 **【新規】**
- 事業者の発生抑制等の取り組みへの支援

スーパーマーケット等で実施しているびん・缶・発泡トレイなどの店頭回収について、回収場所や品目を区民に周知するなど、事業者の自主的な回収活動を支援します。

製造・販売事業者が回収している携帯電話、小型充電式電池、ボタン電池などの回収についても広く区民に周知します。また、インクカートリッジについては、本区は、里帰りプロジェクトに参加し、回収に協力しています。

法律でリサイクルが義務付けられているパソコンや家電製品4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）についても引き続き区民周知に努めます。

使い捨てプラスチック製容器包装等の削減やマイボトル・マイバッグ運動への協力など、より広い観点から販売店や飲食店と連携・協力して消費者の意識・消費行動の変革を促すため、リサイクル協力店制度を見直します。

 - リサイクル協力店制度の見直し **【重点】**
- 使い捨てプラスチックの削減 **【重点】**

レジ袋の有料化などを踏まえ、マイバッグやマイボトルの使用を推奨します。衛生目的を中心に使い捨てであることが不可欠な用途には配慮しつつ、テイクアウト用容器などの使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促進します。

 - マイボトル・マイバッグ運動の実施
 - リサイクル協力店制度の見直し **【重点】**

(3) 分別排出の徹底

「燃やすごみ」「燃やさないごみ」の中に混入している「資源」の分別排出を徹底します。

取り組みの内容	
■	<p>ごみ・資源の分別方法に関する冊子等の配布 区民向け冊子や啓発チラシを配布します。</p> <ul style="list-style-type: none">● 区民向け冊子「ごみと資源の分け方・出し方」（日本語版、多言語版）の作成・配布● ごみ出しカレンダーの全戸配布
■	<p>集合住宅管理者等への情報提供や協力の要請 排出状況のデータベース化を図り、マンションなどの管理者・管理人を直接訪問し、アドバイスを行うほか、啓発用チラシ等の各戸投函や掲示の依頼を行い、排出状況の改善を促進します。</p>
■	<p>戸別収集の充実 平成28（2016）年1月から区内全域で実施しています。増加傾向にある集合住宅に対して、きめ細やかなごみ・資源の分別及び排出指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">● ふれあい指導（戸別収集を生かした排出指導）の実施
■	<p>ひと声収集の充実 戸別収集の特性を生かして、高齢者・障害者のみならず、妊婦などに対象者を広げるなど、「ひと声収集」を拡充し、地域の見守り機能の充実を図ります。</p>
■	<p>ICTを活用したごみの出し方等の周知 【新規】 スマートフォンのアプリなどICTを活用し、ごみの出し方等の各種問い合わせに対応するなど、新たな視点による情報発信に努めます。</p>
■	<p>雑がみの資源化の推進 雑がみの分別排出を強化するため、まず、資源であることの周知を行うとともに、排出するまでの一時的な保管の仕方や回収方法の普及啓発を行います。また、リサイクルの流れが身近に感じられるような周知に努め、ごみの減量を図ります。 集団回収事業者や事業系の資源回収事業者に対して回収等の協力を要請します。</p>

(4) 資源回収の充実

集積所回収、拠点回収、集団回収といった資源回収の継続と充実を図ります。また、プラスチック類の資源化を推進するため、容器包装リサイクル法等に基づく分別収集の導入の検討を行うなど、さらなる資源リサイクルの推進を図ります。

取り組みの内容

■ 区による資源回収の推進

古紙、びん・缶、ペットボトル等の集積所回収、古布、ビデオテープ類、乾電池等の拠点回収、教育回収を推進します。

- 集積所回収の推進
- 拠点回収の推進
- 教育回収の実施

■ 燃やさないごみ・粗大ごみの資源化の推進

令和元（2019）年8月から燃やさないごみの全量を対象に資源化を開始しました。資源化率90%以上を維持します。

粗大ごみについては、ピックアップ回収に加え、区民持ち込みによる中型家電*等の資源化を行い、粗大ごみの減量を図ります。

- 燃やさないごみの資源化の実施
- 粗大ごみの資源化の実施 【新規】

■ プラスチックごみの資源化の推進 【重点】 【新規】

ごみの減量さらには環境負荷の低減にも寄与することから、今後の法改正等の動向を注視し、収集・運搬体制や中間処理施設を含めた処理ルート of 構築を行います。また、分別排出について区民へ丁寧な説明を行い、資源化の実施に向け準備を進めます。

■ 新たな資源リサイクル等に関する検討 【新規】

新しい技術によってリサイクル可能となった品目について、区等で回収可能か継続的に検討します。

また、事業者等によるプラスチック容器のローカルデポジット*の導入などを区で支援していくことも検討します。

■ 集団回収の促進

集団回収活動に対する支援を継続するとともに、回収活動の負担軽減を図るためにポイント型集団回収の導入の勧奨を図ります。また、単独で集団回収に参加できない中小規模のマンションが、町会と協力して集団回収に資源を出すことができるよう、支援をしていきます。さらに、回収事業者の支援策として、再生資源の流通価格が基準額を下回る場合には、通常の支援金に加算措置を講じるなど、集団回収の継続的な活動を支援します。

(5) 事業者に対する排出指導

事業活動に伴って発生したごみ・資源は、排出者が自らの責任で適正に処理することが法律で定められています。

区は、排出事業者に対する情報提供や助言等を通じて事業系ごみの減量と資源化の促進を図ります。

取り組みの内容

■ 事業用大規模建築物における排出指導の実施

延べ床面積 1,000 m²以上の事業用建築物の所有者に対して「廃棄物管理責任者の選任と届出」と「再利用計画書の作成と提出」を義務付け、廃棄物管理責任者への講習会や立入検査を実施し、ごみの減量や適正処理についての助言や指導を行います。

事業系のごみ・資源の排出状況は、業種や規模によって様々です。本区の廃棄物に関する知識と経験を蓄積し、きめ細やかな排出指導を継続的に行う仕組みを作ります。

- 事業用大規模建築物の所有者への立入指導
- 廃棄物管理責任者講習会の実施
- 事業用大規模建築物所有者等への顕彰

■ 中小規模の事業者に対する排出指導や支援の実施

届出義務のない事業者に対しても排出指導基準の見直しを含め、排出状況の実態を詳細に把握できる仕組みを検討します。

小規模事業所による事業系有料ごみ処理券を用いた排出については、民間処理業者による収集への移行も含め、戸別収集の利点を生かした効果的な助言ができる仕組みを検討します。

事業所から排出される少量の資源のリサイクルを促進するため、台東リサイクル事業協同組合が実施している台東オフィスリサイクルシステムを支援します。

- ふれあい指導（戸別収集を生かした排出指導）の実施
- 各種業界団体等との連携による助言等の充実
- 台東オフィスリサイクルシステムへの支援

(6) 排出者責任の徹底

自己処理責任の原則に基づき、事業系ごみ・資源の収集・処理を区の収集から民間処理業者によるものに移行することを促進します。また、小規模事業所が多い本区の特性を踏まえ、排出される資源の新たな回収ルートの構築について検討します。

取り組みの内容

- 小規模事業所によるごみと資源の回収システムの検討
日々の排出量が少量のため、民間処理業者と契約に至らない小規模事業所に対して、地域でとりまとめて回収するなどの体制をつくり、区収集から民間収集への移行を支援することを検討します。
- 民間処理業者の利用の促進
区収集を利用する小規模事業所に対し、収集時の「ふれあい指導」で適正な分別排出や民間処理業者の利用等を促します。
 - ふれあい指導（戸別収集を生かした排出指導）の実施
- 排出日量の見直し
区収集に排出可能な小規模事業所の排出量の基準について、実態に即した上限の見直しを検討します。



【廃棄物管理責任者講習会の様子】

3. 基本方針3 《安全で安定した適正処理を推進します》

廃棄物の処理・処分については、他区や清掃一組、東京都と連携を図り、環境負荷の少ない効率的な処理体制を確保します。

自然災害発生時においても平時から備えることにより、迅速かつ適切な災害廃棄物等の収集・運搬等に努めます。

また、新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大時においても、感染拡大防止策を講じて、安定した清掃事業を実施します。



(1) 環境負荷の少ない効率的な収集・運搬体制の確保

定期的な収集・運搬体制の見直しや収集・運搬車両のハイブリッド車等の導入により環境負荷低減に努めます。

取り組みの内容

■ 効率的な収集・運搬体制の構築

高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症など社会的変化がもたらす廃棄物の発生場所や量、質の変化に対応するため、定期的に収集・運搬ルートを見直し、最適化を図ることにより、効率的な収集・運搬体制を構築します。

取り組みの内容

■ 収集・運搬車両のハイブリット車等への転換

収集・運搬車両の買替時は、環境負荷低減のためハイブリット車等の導入を推進します。

災害発生時に大型の災害廃棄物の収集にも対応できる新小型ダンプ車の購入を検討します。

■ 安定的な中間処理施設の維持

清掃一組と連携し、安定的な中間処理施設の維持を図ります。清掃工場の改修工事等の実施においては、ごみ量等の状況に応じて搬入先が変更されます。収集・運搬作業に影響が生じないよう清掃一組と調整を行うことにより、適切に対応します。

■ 清掃事業関連施設の有効活用

東京都から清掃事業移管時に譲渡された区が保有する清掃事業関連施設については、今後のごみ量や資源化の状況、施設の状態などを見極め、計画的に更新等を検討します。検討にあたっては、事業の継続性を優先するほか、収集作業従事者の労働環境にも配慮します。

改修工事等の期間中においても収集・運搬作業が円滑に行えるよう、収集作業計画に十分配慮して対応します。

(2) 不法投棄等の防止

不法投棄や排出ルール違反などの不適正排出の防止に努めます。

取り組みの内容

■ 不法投棄対策の強化

自宅の敷地等に不法投棄された場合には、自らが費用等を負担して処理しなければなりません。敷地の管理者等に不法投棄されにくい環境づくりの助言など、不法投棄や不適正排出の防止に係る普及啓発を実施します。

■ 資源パトロールの実施

「子どもの安全巡回パトロール」と連携し、持ち去り行為の情報収集や監視などを行い、持ち去り防止の対策に努めます。また、集団回収の勧奨を行うことにより、持ち去り行為の抑止効果を高めます。

(3) 特殊な廃棄物等の適正処理の確保

家庭から排出された医療廃棄物や園芸用土といった特殊な廃棄物等の適正処理の確保を図ります。

取り組みの内容

■ 在宅医療廃棄物回収事業の支援

在宅医療に伴い排出される廃棄物のうち、使用済みの注射針の適正処理や事業者の自己回収ルートを構築するため、区内薬剤師会が実施する在宅医療廃棄物回収事業を支援します。

■ 園芸用土の回収の実施

「花の心プロジェクト」として、家庭で不要となった園芸用土を環境ふれあい館ひまわりなどにて回収します。

■ 危険性のある廃棄物の適正処理の推進

リチウムイオン電池使用製品など廃棄、収集・運搬する際に発火等の危険性のある廃棄物の適正な排出、分別、回収、処理などの啓発を強化します。



【園芸用土の回収の様子】

(4) 災害時等における廃棄物処理対策

「台東区地域防災計画」と整合を図り、地震や風水害により発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理体制を整えるため、「台東区災害廃棄物処理計画」を策定します。また、国、東京都、他区や関係機関との相互協力・支援体制の強化を図ります。

新型コロナウイルス感染症が感染拡大する状況において、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2（2020）年9月）にて示された市町村が取るべき措置等の内容を踏まえ、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うことが重要です。

廃棄物処理は、基幹的な社会インフラです。新型コロナウイルス感染症への対応として、清掃・リサイクルシステムへの影響を把握し、これまでの経験や知見をもとに拡大防止策を講じ、事業の遂行に努めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症のみならず、その他の多様な特性を持つ感染症を想定した対策の検討も行います。

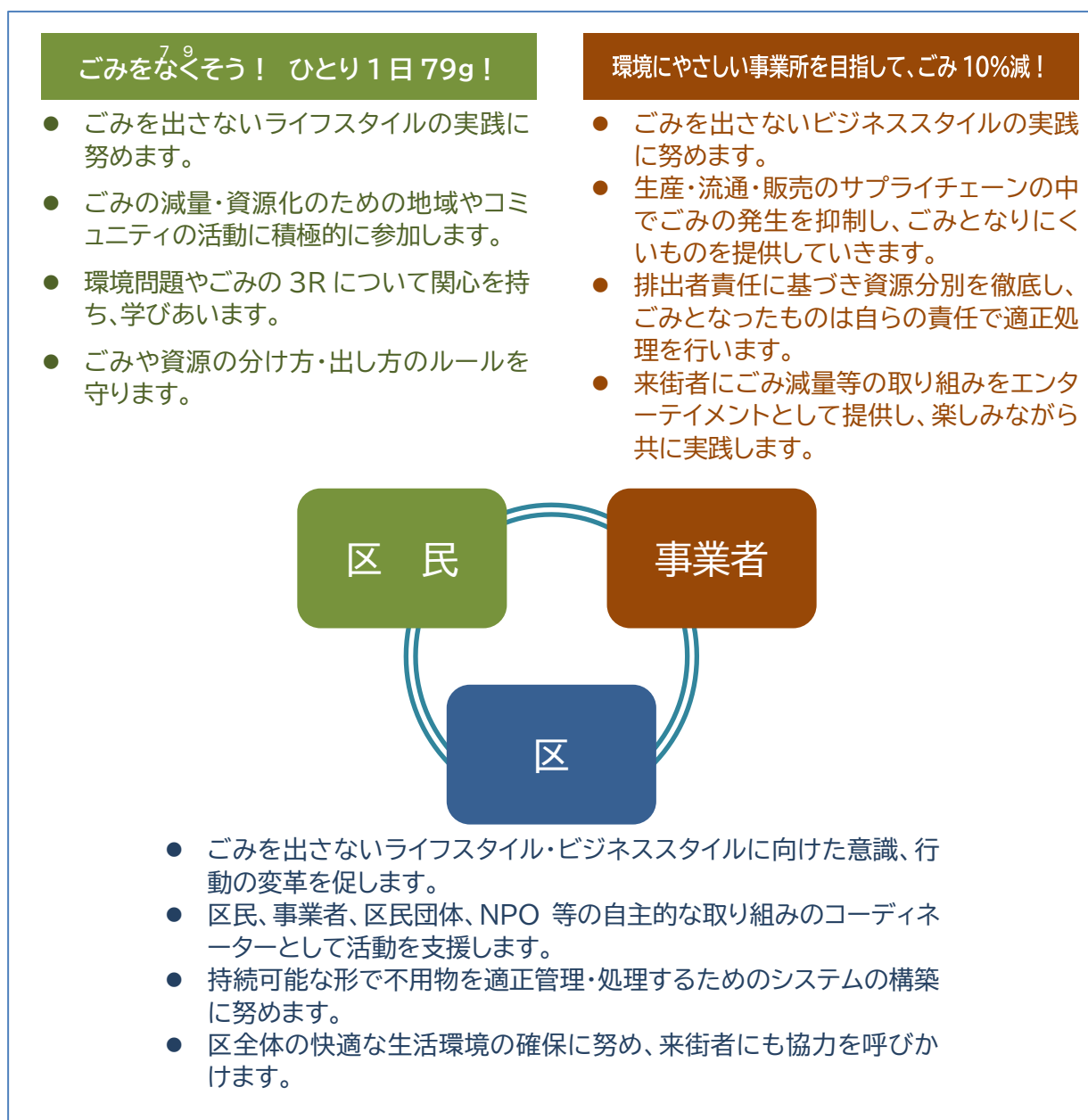
4. 区民・事業者・区の役割

基本理念のとおり、区民・事業者・区、そして来街者との協働により、さらなるごみの減量と安全で安定的な清掃事業を実施し、台東区らしい持続可能な循環型社会の実現を目指します。そのためには区民・事業者・区の各主体が連携し、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。

区民の取り組みとして「**ごみをなく(79)そう！ ひとり1日79g!**」を新たな合言葉に、事業者の取り組みとして、前計画から引き続き「**環境にやさしい事業所を目指して、ごみ10%減!**」を合言葉に、目標達成を目指します。

区民・事業者・区に求められる主な役割は図表 42 のとおりです。

図表 42 区民・事業者・区に求められる役割



ごみ減量にチャレンジ！

ごみを減らす方法はさまざまです。例えば、

- 食べ残しをしたり、冷蔵庫で消費期限切れにしたりしない。
(ご飯1杯なら約150g、リンゴ1個は250~300gです)
- ペットボトルの代わりにマイボトル(水筒)を持ち歩く。
- シャンプーや洗剤などは、詰め替えできる製品を使う。

といった工夫でごみを減らすことができます。(p.39~p.42のグラフ横の例を参照。)



ほかにも、お店でばら売り・量り売りのものを選ぶ、まだ使えそうな服や日用品をリサイクルショップやフリマアプリで売る、使い捨てではなく長く使える商品を買う、などちょっとした工夫の積み重ねが大切です。

とはいえ、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた「新しい日常」においては、持ち帰り食品の容器包装が増えるなど、衛生面や感染拡大防止の面から、どうしてもごみが増える場面もあるでしょう。出来るところから、無理のない範囲でチャレンジしてみましよう。

新しい「3R」の取り組み

コンビニコーヒーで、アイスコーヒー用のストローが紙製に変わり、「あれ？」と思われた方はいらっしゃるでしょうか。一部の大手コーヒーチェーンでは、テイクアウトのコーヒーを買う際にマイカップを持参すると、値引きをしてくれるサービスを始めました。いずれも、プラスチックごみを減らす(リデュース)という「3R」の取り組みです。

コーヒーといえば、蔵前地域はおしゃれなカフェが立ち並ぶコーヒーの街として人気です。

ここで令和2(2020)年5月、コーヒーの抽出かすや欠点豆などを有機質肥料にリサイクルするプロジェクトが始動しました。蔵前地域のカフェ、焙煎店、福祉作業所がプロジェクトに参加しています。できた肥料は企業の屋上緑化や家庭でのガーデニングで利用してもらい、地域みんなで持続可能な循環を生み出すことによって、「新しい日常」での地域コミュニティの一つのモデルとなることを目指しています。

身近なところでも新しい「3R」の取り組みが始まっています。



写真提供：KURAMAE +Coffee プロジェクト

第4章 食品ロス削減推進計画

1. 食品ロス削減推進計画の基本事項

(1) 計画策定の目的

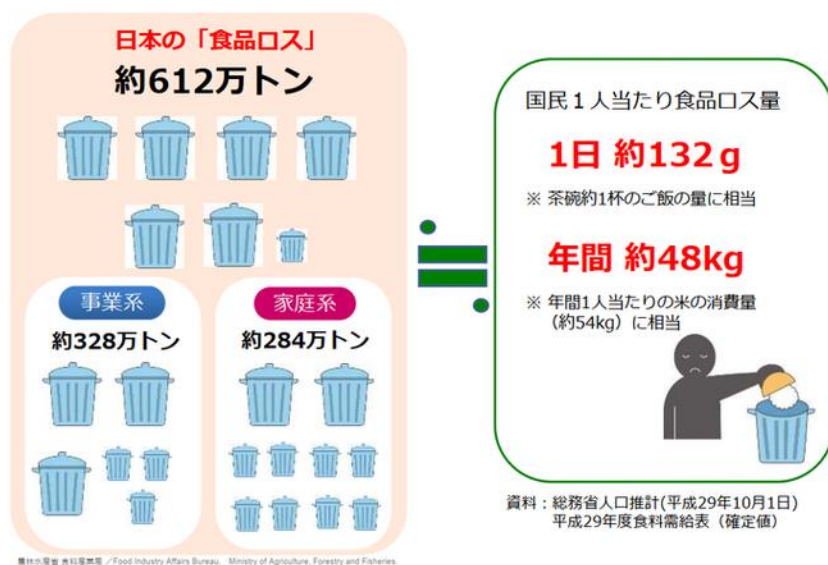
「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことであり、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において発生しています。

我が国では、年間約 2,550 万 t の食品廃棄物等が排出され（平成 29（2017）年度）、このうち約 23%にあたる約 612 万 t が食品ロスとされており、約 46%は家庭から、約 54%は食品関連事業者から排出されていると推計しています。

国民 1 人あたりの食品ロスは、年間約 48kg であり、1 人あたりの米の年間消費量（約 54kg）に相当し、1 日約 132g は、茶碗 1 杯のご飯の量に相当するものです。

一方、我が国は、食料を海外からの輸入に大きく依存しており、令和元（2019）年度の食料自給率*（カロリーベース）は、38%となっています。

図表 43 日本の食品ロスの発生状況（平成 29（2017）年度）



出典：農林水産省

世界の食料廃棄量は、年間約 13 億 t と推計されており、人の消費のために生産された食料の約 3 分の 1 が廃棄されています。食料の生産には多くの水や資源が費やされているほか CO₂ も排出されており、その排出量は世界全体の 25% を占めています。さらに食料廃棄によっても CO₂ は排出されています。

開発途上国の食品ロスの 4 割は、収穫後や加工の段階で発生し、先進国では、4 割以上が流通と消費の段階で発生しています。

一方、世界中には、飢えや栄養不足で苦しんでいる人々が、約8億人と推計され、世界人口の9人に1人が相当します。

国際的な食品ロス削減への関心は、気候変動や飢餓の撲滅への対応など、持続可能な社会づくりの側面からも高まっており、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でも「目標12.持続可能な生産消費形態を確保する」において「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人あたりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されています。

国も、令和元(2019)年10月に「食品ロス削減推進法」を施行し、令和2(2020)年3月に閣議決定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の中で、「平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに食品ロスの量を半減させる」ことを目標として掲げています。また、食品ロス削減推進法では都道府県や市町村においても「食品ロス削減推進計画」を策定することを求め、食品ロスの削減が社会全体で「国民運動」となるよう機運の醸成とその定着に努めることとしています。

喫緊の課題である食品ロスを削減することにより、家計や地方自治体財政への負担軽減、CO₂排出量の削減による気候変動への対応、食品の生産や廃棄に伴う資源ロスの削減などに加えて、地域の食に関わる文化の再認識につながることも期待されています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が社会経済活動に及ぶ中、食の生産・製造から消費に至る段階にもさまざまな状況変化が生じています。

以上を踏まえ、本区では、「台東区食品ロス削減推進計画」(以下、「食ロス計画」という。)を策定し、区民・事業者・来街者・行政が、相互に連携・協力し、食品ロス削減の取り組みを進めます。

(2) 計画の位置付け

食ロス計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき市町村が国または都の基本方針等を踏まえて策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」(市町村食品ロス削減推進計画)として位置付けます。

また、「台東区食育推進計画」との調和を図るものとします。

(3) 計画の期間

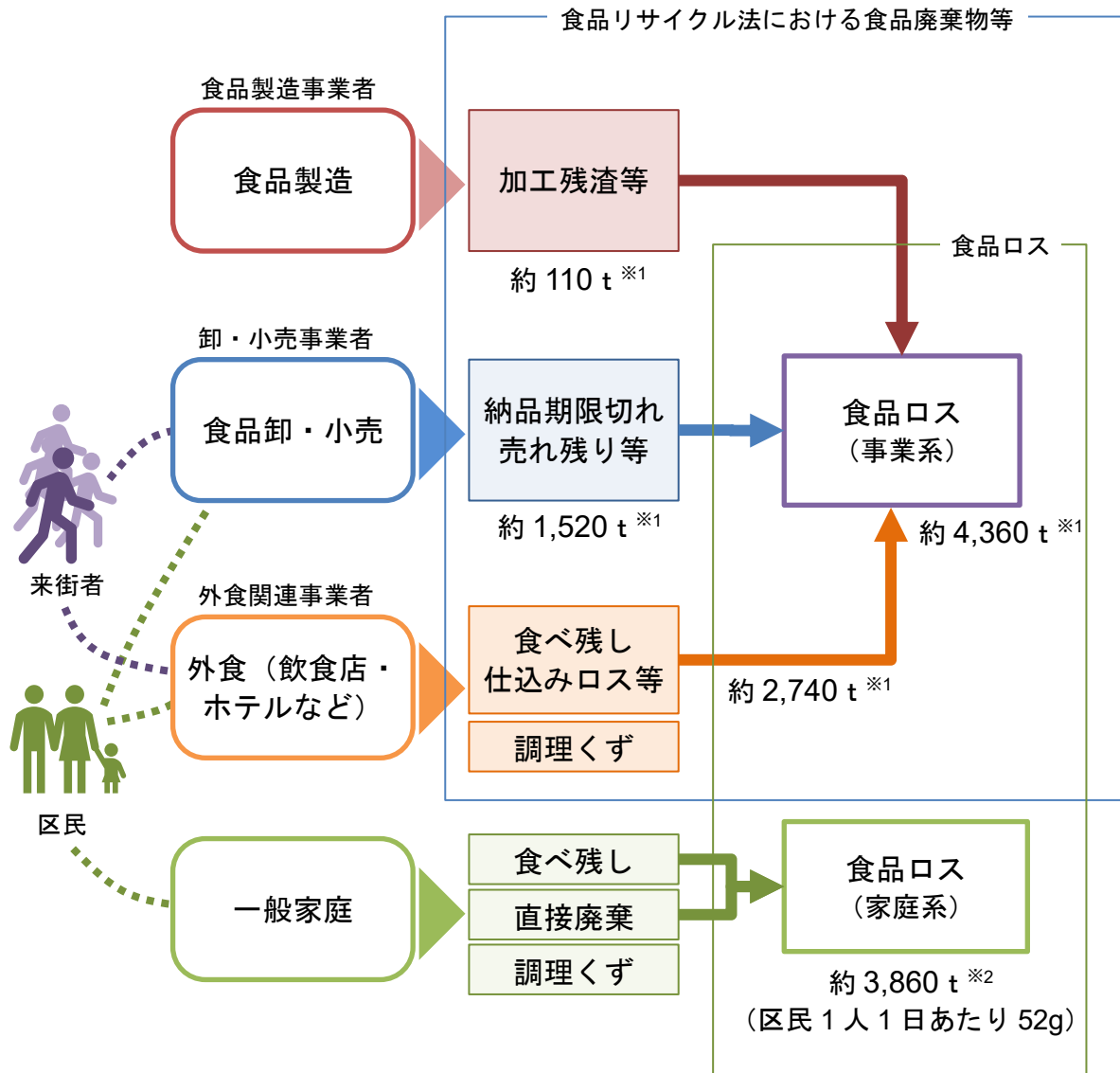
令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化、食品ロス削減推進法その他の制度の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2. 本区の食品ロスの状況

区内の食品ロス発生状況は図表 44 のとおりです。

図表 44 台東区における食品ロス発生概念図



※1 東京都による事業系食品ロス量推計量に、業種ごとの台東区の売上高比率（平成 28 年経済センサス活動調査）を乗じて算出した推計値

※2 令和元年度台東区廃棄物排出実態調査からの推計
「過剰除去」については、ごみ袋の開袋調査においては判断が難しいため、同調査においては「調理くず」に含まれている。

食品ロスとは

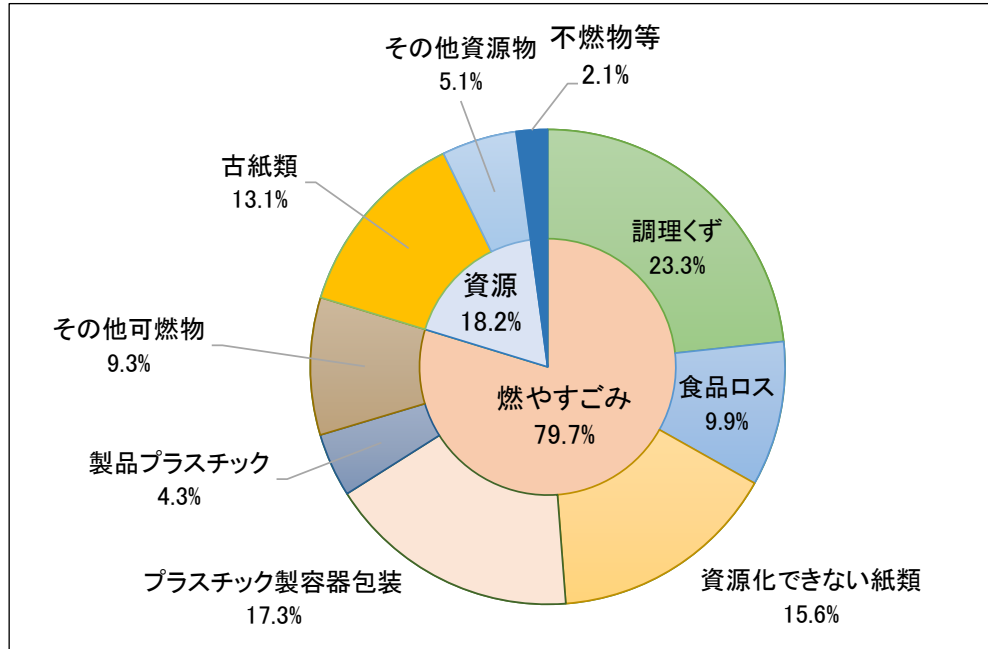
まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のことで、次の3つに分類されます。

- ・ 直接廃棄：賞味期限切れ等により料理の食材として使用またはそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。
- ・ 過剰除去：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分
- ・ 食べ残し：調理され又は生のまま食卓にのぼった食品のうち、食べ切らずに廃棄されたもの。

(1) 家庭から排出される食品ロスの量（推計）

令和元年度排出実態調査によると、燃やすごみの中には、手を付けず廃棄されたり食べ残されたりした「食品ロス」が9.9%含まれています。

図表 45 燃やすごみの組成（再掲）



出典：令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査

仮に、令和元（2019）年度の燃やすごみ量 38,984t に対し、単純に食品ロス組成比率 9.9% を乗じると、

令和元（2019）年度家庭系食品ロス発生量：3,859 t

（区民 1 人 1 日あたり 52.0g/人日）

と推計されます。

食品ロスの例（区の組成調査結果より）



【直接廃棄】

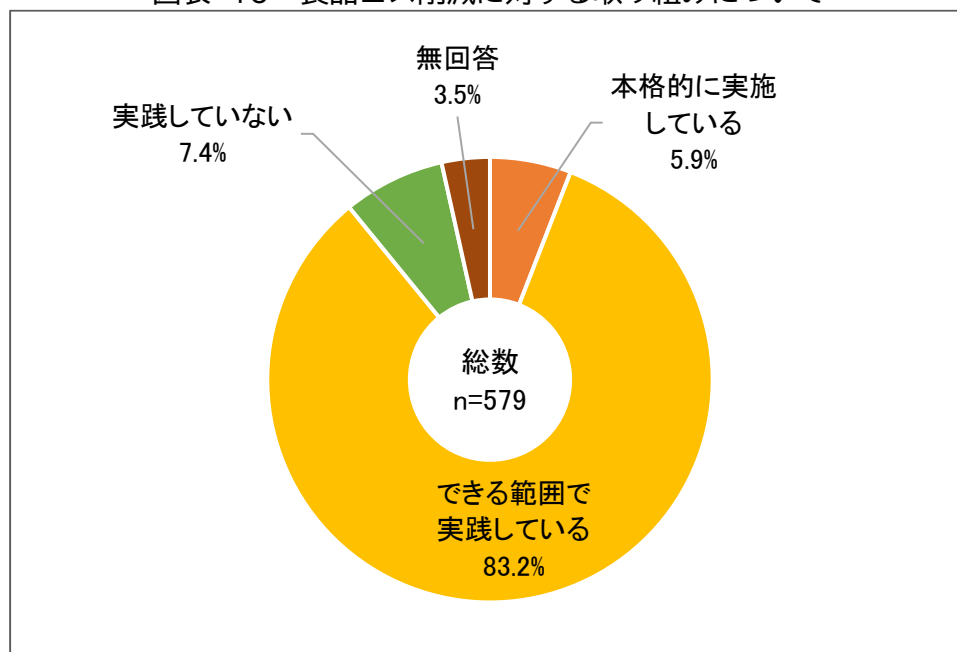


【食べ残し】

(2) 家庭における食品ロス削減の取り組み

令和元年度排出実態調査における区民向けアンケート調査によると、食品ロス削減に対する取り組みについては、「出来る範囲で実践している」が83.2%と最も多く、次いで「実践していない」が7.4%、「本格的に実施している」が5.9%となっています。このことから9割近くの家が食品ロス削減に対して取り組んでいることがわかります。

図表 46 食品ロス削減に対する取り組みについて



出典：令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査

(3) 事業所から排出される食品ロス量（推定）

図表 44 では、東京都による都全体の事業系食品ロス量推計と経済センサスによる台東区の売上高比率から、区内で発生する事業系食品ロスの量を約4,360tと推計しています。

業種別事業系燃やすごみの組成（図表 28）に見るように、飲食店・宿泊業では燃やすごみ中の生ごみの比率が高いため、食べ残し等の食品ロスが相当量含まれているものと推定されます。

(4) 本区におけるこれまでの食品ロス削減への取り組み

本区では、以下のような普及啓発事業等に取り組んできました。

①「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンへの参加

全国約 400 自治体（令和 2（2020）年 8 月現在）が参加する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し、外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施しています。

②食品ロス削減講座の開催

平成 29（2017）年度より、食品ロス削減講座を開催し、講義や食品リサイクル施設の見学、食材を無駄にしないための料理教室を実施しています。

③台東区協働事業提案制度を活用した事業

地域活動団体等から事業提案を募集し、区と協働で実施する「台東区協働事業提案制度」を活用し、平成 30（2018）年度に以下の取り組みを実施しました。

ア) 台東区オフィシャルサルベージ・プロデューサー育成講座

イ) みんなでサルベージ・クッキング教室

ウ) 親子でサルベージ・パーティ

④食品ロス削減の啓発担い手育成講座の開催

令和元（2019）年度に、食品ロス削減に取り組み、地域に広めていく人材を育成するための「食品ロス削減の啓発担い手育成講座」を開催しました。地域での「サルベージ・パーティ」の企画、開催等を促しています。

【食品ロス削減講座の様子】



食品リサイクル施設の見学



食材を無駄なく使う料理教室

⑤食品ロス削減レシピの公開

華学園栄養専門学校が監修する食品ロス削減レシピを区ホームページで紹介しています。あわせて、食品ロス削減講座（料理教室）で実習したメニューも公表しています。

⑥食品ロス削減キャンペーンの実施

食品ロス削減推進法で定められた「食品ロス削減月間」に合わせ、区内のスーパーなどの協力のもと、食品ロス削減キャンペーンを実施しています。

キャンペーン期間中、協力店ではレジの横や店内、そして賞味期限の近い食品売り場などにポスターを掲示し、食品ロス削減の啓発を行っています。

⑦区民向け啓発リーフレットの作成

食品ロスの削減に関する区民向け啓発リーフレットを作成し、イベント等で配布しています。

⑧飲食店、販売店向け啓発ポスター、啓発グッズの配布

区内飲食店向けに、啓発ポスターや卓上POPを作成し、配布しています。また、販売店向けの啓発ポスターを作成、配布しています。



【卓上POP】

3. 食品ロス削減推進計画の方向性

(1) 食品ロス削減推進の基本理念

みんなで食べものを大切にする世界の実現
～おいしく食べて、たのしく解決～

食品ロスを削減するには、一人ひとりが食べものを大切にする心を育み、みんなで取り組んでいくことが必要です。そこで、「みんなで食べものを大切にする世界の実現」を基本理念とし、幅広い世代に親しみやすいスローガンとして「～おいしく食べて、たのしく解決～」を掲げます。

区民、事業者、来街者、関係団体、区など相互に課題を共有し、アイデアを持ち寄り、連携・協力のもと、台東区らしい食品ロス削減の取り組みを推進し、食べものを大切にする世界の実現を目指します。

(2) 食品ロス削減推進の基本方針

基本理念の実現に向け、3R+S を基本原則とした、以下の3つを食品ロス削減推進の基本方針と定めます。

基本方針1 リデュース（発生抑制）の取り組み

まだ食べることが出来る食品を廃棄しない「リデュース（発生抑制）」を優先して取り組みます。

基本方針2 リユース（再使用）とリサイクル（再生利用）の取り組み

食品を必要としている人へ届ける「リユース（再使用）」「リサイクル（再生利用）」に取り組みます。

基本方針3 サステイナブル（持続可能）な取り組み

これらを「持続可能な取り組み（サステイナブルマネージメント）」として行うことで食品ロスを削減し、みんなで食べものを大切にする世界の実現を目指します。

弁天島の石碑と「もったいない」の気持ち

不忍池の弁天島には、特徴的な石碑が数多くあり、鳥や魚、ふぐ、スッポンまでさまざまです。

これらの石碑は、食材として用いられた鳥や魚などに対して「感謝の気持ち」と食や生命に対する「尊さ」などをあらわし、建立されたもので、「もったいない」の精神に通じます。

本区には、かつてより、食べものを大切にする気質があります。

食品ロスの削減は、先人の食材に対する思いと地域における食文化の再認識にもつながります。

そして、多くの食品は、生産、加工、運搬、販売などの各段階において、資源や労力、時間などを費やし消費者のところまでやってきます。貴重な食品を「生命のバトン」のリレーとして、誰もが「生命のバトン」を各段階で落とす（廃棄する）ことなく、つなぎ、アンカー（消費者）がゴールできる（頂ける）よう、区では各主体の取り組みを支援します。



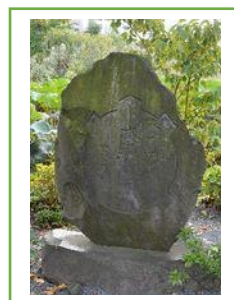
鳥塚



魚塚

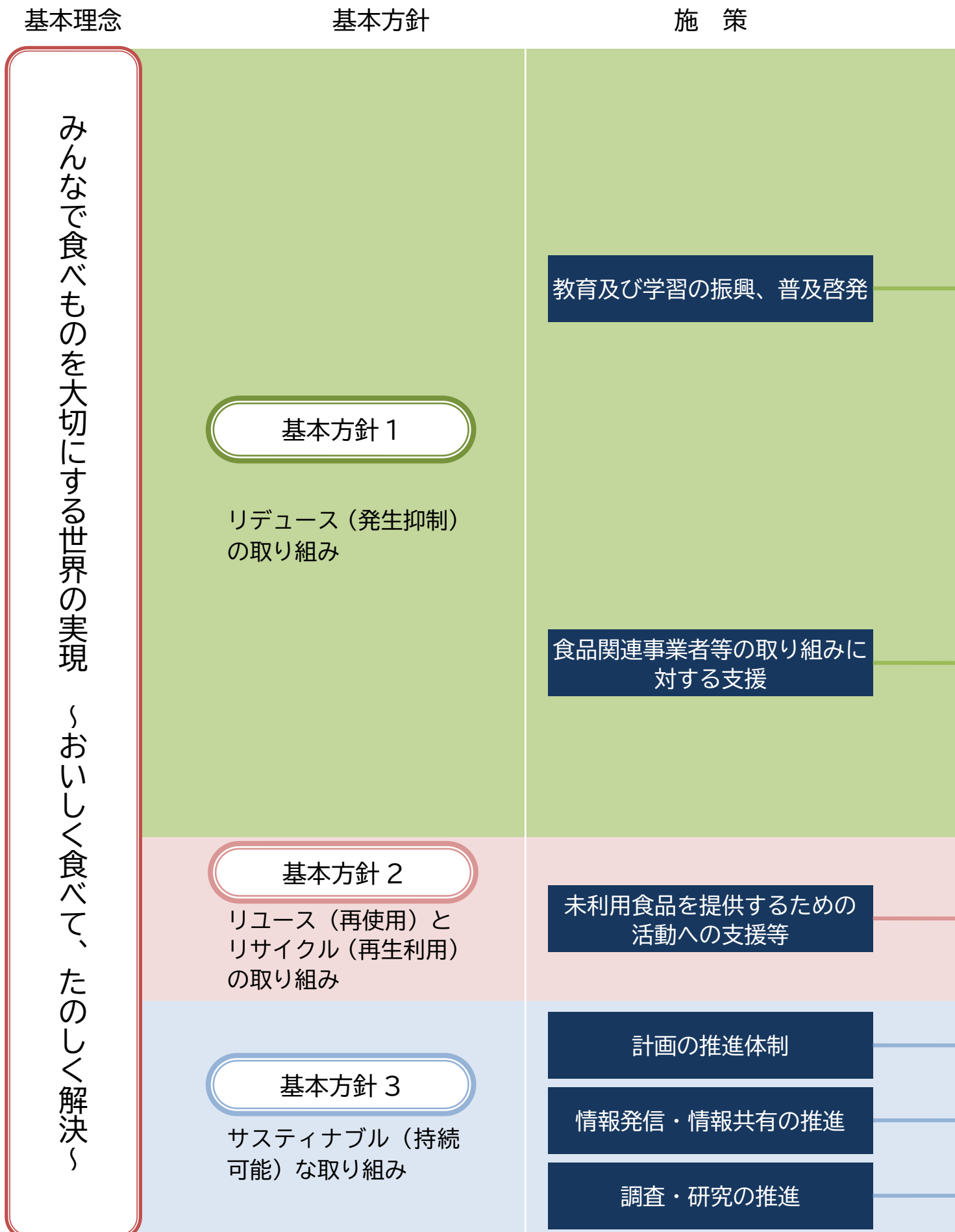


ふぐ供養碑



スッポン感謝塔

4. 食品ロス削減推進計画の体系



取り組みの内容

目標

- (仮称) 食品ロス削減クッキングの日の創設
 - ・ 手つかず食品の廃棄を削減
 - ・ 冷蔵庫の中の定期的な点検を習慣化する活動を推進
 - ・ 食材の使い切りを推進
 - ・ 各種イベントで食品ロス削減対策を推進
 - ・ 賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促すための情報を提供
 - ・ 消費・賞味期限間近の商品の優先購入を推奨
 - ・ 季節ごとの消費の機会をとらえ情報発信を行い、外食時の食べきり等に係る啓発を推進
 - ・ 地域において食品ロスの削減を担う人材を育成するための取り組みを推進
 - ・ 食品ロスの削減に関する理解と実践を促進

- リサイクル協力店制度の見直し
- 新たなツールを活用した食品ロス削減の取り組みの促進
 - ・ 規格外や未利用の農林水産物の活用を促進
 - ・ 季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進
 - ・ 食品関連事業者に対する消費者啓発に取り組むことの働きかけ、啓発資材の提供

- フードドライブ*の実施
 - ・ 食品関連事業者とフードバンク*活動団体との情報共有等
 - ・ 学校給食等に伴う食品廃棄物の飼料化を継続
 - ・ 食品廃棄物の飼料化等による適正な再利用の促進
 - ・ 防災備蓄品の有効活用

- 台東区廃棄物減量等推進審議会の開催

- リサイクル協力店制度の見直し
- 新たなツールを活用した食品ロス削減の取り組みの促進

- 調査・研究の実施

食品ロス削減の取り組みを実践している区民の割合 100%を目指す
区民一人一日あたりの食品ロス排出量 約26g (半減を目指す)

(令和元年度比)

5. 数値目標

食品ロスや食品廃棄物の排出状況などを定期的に把握するとともに、計画の進捗を評価する指標を用いて検証します。

[指標]

- ・ 区民1人1日あたりの食品ロス排出量
- ・ 食品ロス削減の取り組みを実践している区民の割合

図表 47 食品ロス削減にかかる目標

指標	定義	令和元 (2019)年度 基準年度	令和7 (2025)年度 中間年度	令和12 (2030)年度 目標年度
区民1人1日あたりの食品ロス排出量	区内の家庭から排出した区民1人1日あたりの食品ロスの量	約52g/人日	約39g/人日	約26g/人日 半減を目指す
食品ロス削減の取り組みを実践している区民の割合	食品ロスの課題を認識し、削減に向けて何らかの取り組みを行っている区民の割合	・「本格的に実践している」5.9% ・「出来る範囲で実践している」83.2%	100%を目指す	100%を目指す

6. 取り組みの内容

(1) 基本方針1 リデュース（発生抑制）の取り組み

取り組みの内容

■ 教育及び学習の振興、普及啓発

区民が食品ロスの削減に自発的に取り組めるようにするため、その重要性についての関心と理解の増進等を図る普及啓発を推進します。

- ・ 手つかず食品の廃棄を削減します。
- ・ 冷蔵庫の中の定期的な点検を習慣化する活動を推進します。
- ・ 食材の使い切りを推進します。
- ・ 各種イベントで食品ロス削減対策を推進します。
- ・ 賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促すための情報を提供します。
- ・ 消費・賞味期限間近の商品の優先購入を推奨します。
- ・ 季節ごとの消費（宴会や恵方巻など）の機会をとらえ、予約購入や外食時の食べきり等に係る啓発を推進します。
- ・ 食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）さらに、特定の日等を「(仮称)食品ロス削減クッキングの日」として区民の意識の醸成、社会的な機運を高める取り組みを実施します。

取り組みの内容

- ・ 地域において食品ロスの削減を担う人材を育成するための取り組みを推進します。
- ・ 食品への感謝の気持ちを育み、食品ロスの削減に関する理解と実践を促します。

- (仮称) 食品ロス削減クッキングの日の創設 **【新規】**

■ 食品関連事業者等の取り組みに対する支援

製造、卸、販売等の各段階において発生する食品ロスの削減のための積極的な取り組みを支援します。特に、飲食店や小売店の活動への支援を重点的に行います。

- ・ 規格外や未利用の農林水産物の活用（加工・販売等）を促進します。
 - ・ 季節商品（恵方巻など）の予約販売等、需要に見合った販売を推進します。
 - ・ 食品関連事業者が、消費・賞味期限間近の商品の優先的な購入など消費者への適切な購買行動の促進等の啓発に取り組めるよう働きかけるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供します。
 - ・ 小盛サイズのメニューの導入など、消費者の希望に沿った量で料理を提供する事業者の取り組みを促進します。
 - ・ 外食事業者の優良な取り組み事例を紹介します。
 - ・ 需要予測の高度化や食品流通の合理化、フードシェアリング*等の新たなビジネスモデルを含めた ICT 等の新技術の活用による食品ロス削減の取り組みを促進します。
- リサイクル協力店制度の見直し **【重点】**
 - 新たなツールを活用した食品ロス削減の取り組みの促進 **【新規】**

(2) 基本方針 2 リユース（再使用）とリサイクル（再生利用）の取り組み

取り組みの内容

■ 未利用食品を提供するための活動への支援等

フードバンクの活動は、食品ロスの削減に大きく寄与するものであり、その活動を広く紹介し、フードバンクに対する理解を深め、連携・協力を発展するよう努めます。

- ・ 食品関連事業者とフードバンク活動団体との情報共有などを行い、フードバンクの活動を紹介します。
 - ・ フードドライブ等を推進します。
 - ・ 学校給食等に伴う食品廃棄物の飼料化を継続します。
 - ・ 食品廃棄物の飼料化等による適正な再利用を促進します。
 - ・ 防災備蓄食品の有効活用を図ります。
- フードドライブの実施

(3) 基本方針 3 サステイナブル（持続可能）な取り組み

取り組みの内容

■ 計画の推進体制

区の消費生活、産業、観光、教育、清掃・リサイクルに関わる部署が連携し計画を推進します。また、台東区廃棄物減量等推進審議会において、食品ロス削減の取り組み状況について報告し、継続的に検証を行います。

- 台東区廃棄物減量等推進審議会の開催

■ 情報発信・情報共有の推進

食品ロス削減に関する情報をウェブサイト等で広く周知するほか、幅広い世代から食品ロス削減の取り組みやアイデアを募集し、ソーシャルネットワーク*等も活用して紹介します。

食品ロス削減の取り組みにインセンティブ*を付与するとともに、他者への取り組みが促進するよう、表彰制度の創設を検討します

- リサイクル協力店制度の見直し **【重点】**
- 新たなツールを活用した食品ロス削減の取り組みの促進 **【新規】**

■ 調査・研究の推進

食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉ならびにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続して実施し、食品ロスの内容、発生要因等を分析します。

食品ロスの課題を認識し、削減に取り組む区民の割合を調査します。

7. 各主体の役割

キーワードは「理解」「共感」「行動」

食品ロスは、消費者及び事業者の双方から発生しており、食品の製造から販売までの流れの中（サプライチェーン*）全体で取り組むべき課題です。その際、食品関連事業者間のつながりも大切ですが、事業者と消費者を「結ぶ」視点が必要です。消費者や食品関連事業者等が、以下に掲げる「各主体の役割」を理解し、実践するとともに、食品関連事業者等は、食品ロスの削減のための課題と自らの取り組みを消費者に伝え、消費者はそれに共感し、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品や店舗等を優先的に利用するといった、双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要です。

このコミュニケーションに関係団体や行政なども参画し、課題の「見える化」に努め、それぞれの役割を果たしながら、さらにコロナ禍の影響による新しい生活様式の転換を進め、多様な主体が連携・協働し、国民運動として食品ロスの削減の取り組みを促進します。

(1) 区民の役割

区民は、食品ロス削減の重要性を理解するとともに、食品に対する大切さや感謝の気持ちを持ち、自らの行動が、社会や環境、そして他の国々にまで影響を与えることを自覚して、家庭、学校、職場など日々の暮らしの場面において、食品ロスの削減につながる取り組みを実践することとします。

日常生活においては、買い物時に使い切れる分だけを購入し、賞味期限や消費期限切れの食品を出さない、食べ残しをしないようにします。また、外食の際には、食べきれない量を考えた注文や、提供された料理を食べ切るように努め、料理が残ってしまった場合には、飲食店の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰ることも心がけます。

食品ロスの削減に取り組む販売店や飲食店を積極的に利用するなど、事業者等の取り組みを支援します。

(2) 事業者の役割

事業者は、サプライチェーン全体で食品ロスの状況把握やその削減の必要性について理解を深めるとともに、食品リサイクル法に基づき食品ロスの削減や食品リサイクルを推進し、自らの事業活動に関して食品ロスの削減につながる取り組みを実践することとします。

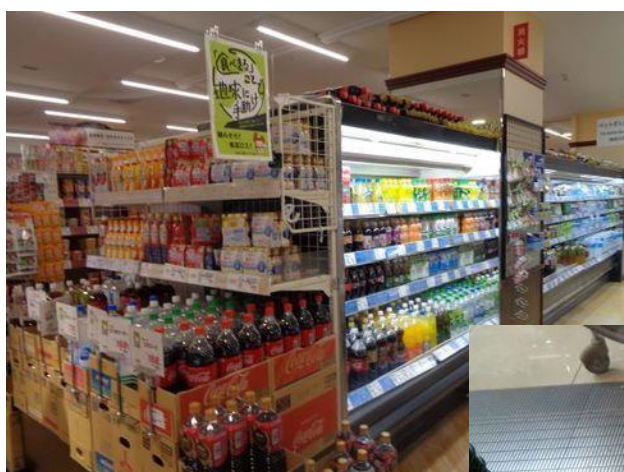
また、区や東京都が実施する食品ロス削減に関する施策に対して積極的に協力するとともに、消費者と連携して社会全体で食品ロスの削減が推進されるよう努めるものとします。

さらに、本区は観光客をはじめ来街者も多いことから、来街者と接する機会のある事業者は、食品ロス削減の取り組みをエンターテイメントのひとつとして演出し、消費者を楽しませることに努めることとします。

また、卸・販売店では食品販売における商慣習（1/3ルールなど）の見直しや、需要に応じた販売の工夫を行うことにより、サプライチェーンにおける食品ロス削減を進めます。卸から販売店への納品期限切れとなった食品や輸送過程で発生した中身に問題のない外装等の破損品等は、フードバンク活動の実施主体に無償提供するなど、未利用食品の有効活用に努めます。

販売店においては、賞味期限や消費期限に近い食品を売り切るための取り組み（値引きやポイント付与等）や、少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行います。

飲食店やホテルなど外食関連事業者においては、消費者が食べ切れる小分けメニューなどの仕組みを導入したり、宴会の際の「3010運動*」の働きかけを行うなど、消費者の食べきり行動を促します。また、食べ残した料理の持ち帰り希望者に対しては、衛生上の注意を説明するなど食中毒等を予防するための工夫をした上で、消費者の自己責任で持ち帰ることに協力するよう努めます。



【区内スーパーにおける
食品ロス削減キャンペーン】



(3) 来街者の役割

観光客等が多い本区では、来街者の行動が地域に与える影響が大きいことから、来街者の食品ロス削減に対する意識と行動が大変重要になります。

来街者は、食品ロスの削減に取り組む飲食店等を積極的に利用することをエンターテイメントのひとつとして楽しみつつ、外食や会合等において、おいしく食べ切ることに努めます。

(4) 関係団体などの役割

消費者団体やフードドライブ実施団体、大学研究機関などは、これまでの食品ロス削減の取り組み経験や知見、ネットワーク等を生かし、区と連携しながら食品ロス削減の取り組みや普及啓発活動等を実践します。

(5) 区の役割

区は自ら率先して食品ロスの削減に向けた取り組みを実践するとともに、区民・事業者の取り組みに対し、積極的な支援を行います。また、上記の求められる役割と行動を実践する消費者や事業者などが増えるよう、食品ロス削減に関する普及啓発や各種施策を実施します。

8. 関連する施策との連携

食品ロスの削減の推進については、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第106号）、食育推進基本計画（第3次、平成28年食育推進会議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年環境省告示第34号）など多岐にわたる施策に位置付けられています。

さまざまな関連施策の連携を推進するため、関係機関等との緊密な連携に努めます。



第5章 計画の主要事業

本計画の基本理念を実現するために3つの基本方針を定め、推進するために15の施策、そしてそれぞれに具体的な取り組みとして位置付けた主な事業を以下のとおりまとめました。

基本方針1 《区民・企業・区の協働による3R+Sを推進します》

(1) パートナーシップの構築

事業 NO.	1	事業名	区公式ホームページ等でのごみ量、リサイクル実績の公表	
事業概要	ごみ量やリサイクル実績等を区公式ホームページや広報紙等に公開し、情報の「見える化」を行います。			
現況 (令和2(2020)年度)		目標		
		令和7(2025)年度	令和12(2030)年度	
実施		実施	実施	

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	2	事業名	台東区廃棄物減量等推進審議会の開催	
事業概要	区民・事業者とともに一般廃棄物の減量や適正な処理について考える台東区廃棄物減量等推進審議会を開催します。			
現況 (令和2(2020)年度)		目標		
		令和7(2025)年度	令和12(2030)年度	
開催回数 年2回 (令和元年度)		開催回数 年1回以上	開催回数 年1回以上	

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	3	事業名	台東区清掃リサイクル推進協議会の開催	
事業概要	廃棄物減量等推進員*を兼ねる役員で構成される清掃リサイクル推進協議会による地域への啓発を支援します。			
現況 (令和2(2020)年度)		目標		
		令和7(2025)年度	令和12(2030)年度	
実施		実施	実施	

【台東清掃事務所】

事業 NO.	4	事業名	集団回収実践団体に対する表彰
事業概要	集団回収実践団体に感謝状を贈呈し、活動の維持・活性化を図ります。		
現況 (令和2(2020)年度)		目標	
		令和7(2025)年度	令和12(2030)年度
感謝状贈呈式実施 年1回 (令和元年度)		実施回数 年1回	実施回数 年1回

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	5	事業名	大江戸清掃隊の活動支援
事業概要	大江戸清掃隊の地域における自主的な清掃活動を支援するとともに、啓発キャンペーンなどにより、連携を強化します。		
現況 (令和2(2020)年度)		目標	
		令和7(2025)年度	令和12(2030)年度
実施		実施	実施

【環境課】

事業 NO.	6	事業名	リサイクル団体の自主的な区民活動への支援
事業概要	環境ふれあい館ひまわり「リサイクル活動室」を活動の拠点として提供し、各リサイクル団体の活動を支援します。		
現況 (令和2(2020)年度)		目標	
		令和7(2025)年度	令和12(2030)年度
実施		実施	実施

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	7	事業名	環境(エコ)フェスタの開催
事業概要	「環境(エコ)フェスタ」を開催し、ごみやリサイクルについて身近に考える機会とするとともに、区民や事業者との連携を促進します。		
現況 (令和2(2020)年度)		目標	
		令和7(2025)年度	令和12(2030)年度
開催回数 年1回 (令和元年度)		開催回数 年1回	開催回数 年1回

【環境課】

事業 NO.	8	事業名	環境ふれあい館まつりの開催
事業概要	「環境ふれあい館まつり」を開催し、ごみやリサイクルについて身近に考える機会とするとともに、区民や事業者との連携を促進します。		
現況 (令和2(2020)年度)		目標	
		令和7(2025)年度	令和12(2030)年度
開催回数 年1回 (令和元年度)		開催回数 年1回	開催回数 年1回

【環境課】

(2) 環境学習の推進

事業 NO.	9	事業名	小学生向け普及啓発冊子「環境を学ぼう」の配布	
事業概要	ごみの減量や「3R+S」に関する小学生向け普及啓発冊子の作成・配布を行います。			
現況 (令和 2(2020)年度)		目標		
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度	
実施		実施	実施	

【環境課】【清掃リサイクル課】

事業 NO.	10	事業名	教育回収の実施	
事業概要	小中学校での紙パック、缶等の資源回収を実施します。			
現況 (令和 2(2020)年度)		目標		
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度	
実施		実施	実施	

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	11	事業名	ごみ減量・リサイクル出前講座の実施	
事業概要	小学校や幼稚園・保育園、町会や商店街等を訪問して行う出前講座を実施します。			
現況 (令和 2(2020)年度)		目標		
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度	
実施回数 8回 (令和元年度)		実施	実施	

【台東清掃事務所】

事業 NO.	12	事業名	再利用講座の実施	
事業概要	不用品の再利用を体験する再利用講座を実施します。			
現況 (令和 2(2020)年度)		目標		
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度	
実施回数 再利用講座 96回 (令和元年度)		実施	実施	

【清掃リサイクル課】

(3) 情報の共有化

事業 NO.	13	事業名	区民向け冊子「ごみと資源の分け方・出し方」(日本語版・多言語版)の配布
事業概要	冊子「ごみと資源の分け方・出し方」(日本語版、多言語版)を作成・配布し、ごみ分別等に関する普及啓発を進めます。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
実施		実施	実施

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	14	事業名	ごみ出しカレンダーの全戸配布
事業概要	ごみ出しカレンダーを区内全戸配布し、ごみ・資源の適正な分別排出を推進します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
実施		実施	実施

【台東清掃事務所】

事業 NO.	15	事業名	環境案内人(エコガイド)の発行
事業概要	「環境案内人(エコガイド)」を発行し、ごみの 3R に役立つ情報を区民・事業者に発信します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
発行回数 年2回		発行回数 年2回	発行回数 年2回

【環境課】

事業 NO.	16	事業名	ICT を活用したごみの出し方等の周知 【新規】
事業概要	スマートフォンのアプリなど ICT を活用して、ごみの出し方等の各種問い合わせに対応するなど、新たな情報発信に努めます。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
検討		実施	実施

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	17	事業名	イベント時のごみ減量の取り組みの促進 【新規】
事業概要	イベント開催時のごみ減量マニュアルを作成し、広く周知をするとともに、マニュアルを活用した助言等を行います。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
検討		実施 (マニュアルの作成)	実施 (マニュアルを活用した指導)

【清掃リサイクル課】

(4) 費用負担の公平性の確保

事業 NO.	18	事業名	家庭ごみ有料化の検討
事業概要	家庭ごみの有料化導入の必要性、導入条件等について検討していきます。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
検討		検討	検討

【清掃リサイクル課】

(5) 優良事業者の育成

事業 NO.	19	事業名	リサイクル協力店制度の見直し 【重点】
事業概要	使い捨てプラスチックの抑制やマイボトル運動への協力、食品ロス削減の取り組みなど、幅広い視点からリサイクル協力店制度を見直し、充実を図ります。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
検討		実施 (新たな協力店制度の実施)	充実 (協力店舗数の拡大)

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	17	事業名	イベント時のごみ減量の取り組みの促進 【新規】 (再掲)
事業概要	p.79 参照		

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	20	事業名	事業用大規模建築物所有者等への顕彰
事業概要	ごみの減量について、優良な取り組みを行っている事業者を顕彰し、事業者のごみ減量に対する意識の向上を図ります。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
実施		実施	実施

【台東清掃事務所】

事業 NO.	21	事業名	一般廃棄物処理業者の許可及び指導
事業概要	一般廃棄物処理業の許可事務を行うとともに、必要な指導等を実施します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
実施		実施	実施

【清掃リサイクル課】

基本方針 2 《ごみ減量と資源の有効利用を推進します》

(1) 食品ロス対策の推進（食品ロス削減推進計画）

事業 NO.	22	事業名	(仮称)食品ロス削減クッキングの日の創設 【新規】
事業概要	特定の日を「(仮称)食品ロス削減クッキングの日」と定め、冷蔵庫内で余ってしまった食品を活用して料理をするなどのキャンペーンを実施します。		
	現況 (令和 2(2020)年度)	目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
	検討	実施	実施

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	19	事業名	リサイクル協力店制度の見直し 【重点】 （再掲）
事業概要	p.80 参照		

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	23	事業名	新たなツールを活用した食品ロス削減の取り組みの促進 【新規】
事業概要	ICT 等の新技術の活用による食品ロス削減の取り組みを促進します。		
	現況 (令和 2(2020)年度)	目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
	検討	実施	実施

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	24	事業名	フードドライブの実施
事業概要	イベント時などにフードドライブを実施し、区民(来場者)への周知、啓発を図ります。		
	現況 (令和 2(2020)年度)	目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
	検討	実施回数 年1回以上	実施回数 年1回以上

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	2	事業名	台東区廃棄物減量等推進審議会の開催（再掲）
事業概要	p.76 参照		

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	25	事業名	調査・研究の推進
事業概要	食品ロスに関する現状や課題、区民の取り組み状況などを調査・研究します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
実施		実施	実施

【清掃リサイクル課】

(2) 発生抑制行動の促進

事業 NO.	26	事業名	フリーマーケットへの支援
事業概要	リサイクル団体における自主的なフリーマーケットの支援を行います。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
実施		実施	実施

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	27	事業名	リユース食器の貸し出し
事業概要	リユース食器の貸し出しを区民に広く周知し、活用してもらうことで使い捨てプラスチック容器の削減を促します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
貸し出し件数 15 件 (令和元年度)		貸し出し件数 増加	貸し出し件数 増加

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	12	事業名	再利用講座の実施（再掲）
事業概要	p.78 参照		

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	28	事業名	「量ってみよう」キャンペーンの実施 【新規】
事業概要	イベント等に合わせ、家庭でどのくらいのごみが出ているかを自分で量って調べるキャンペーンを実施し、区民の発生抑制行動の意識付けを図ります。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
検討		実施	実施

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	19	事業名	リサイクル協力店制度の見直し 【重点】 （再掲）
事業概要	p.80 参照		

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	29	事業名	マイボトル・マイバッグ運動の実施
事業概要	マイボトル・マイバッグの利用を推奨するとともに、マイボトル利用に協力する施設や店舗を支援します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
実施 (利用促進の周知、啓発)		実施 (協力施設・店舗の整備)	充実 (協力施設・店舗数の拡大)

【清掃リサイクル課】

(3) 分別排出の徹底

事業 NO.	13	事業名	区民向け冊子「ごみと資源の分け方・出し方」(日本語版・多言語版)の配布 (再掲)
事業概要	p.79 参照		

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	14	事業名	ごみ出しカレンダーの全戸配布 (再掲)
事業概要	p.79 参照		

【台東清掃事務所】

事業 NO.	30	事業名	集合住宅管理者等への情報提供や協力の要請
事業概要	集合住宅の管理者・管理人を直接訪問し、必要に応じてアドバイスを行うほか、啓発用チラシ等の各戸投函や掲示の依頼を行います。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
実施		実施	実施

【台東清掃事務所】

事業 NO.	31	事業名	ふれあい指導(戸別収集を生かした排出指導)の実施
事業概要	排出者に直接指導を行うことにより、適正な分別排出を徹底するとともに、事業所には民間処理業者の利用等を促します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
実施件数 家庭、事業所合計 5,383 件 (令和元年度)		実施件数 増加	実施件数 増加

【台東清掃事務所】

事業 NO.	32	事業名	ひと声収集の充実
事業概要	高齢者・障害者のみならず、妊婦などに対象者を広げ、「ひと声収集」事業を拡充し、分別排出の徹底と、地域の見守り機能の充実を図ります。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
利用者数 173 人 (令和元年度)		利用者数 増加	利用者数 増加

【台東清掃事務所】

事業 NO.	16	事業名	ICT を活用したごみの出し方等の周知 【新規】 (再掲)
事業概要	p.79 参照		

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	33	事業名	雑がみの資源化の推進
事業概要	燃やすごみに混入して排出されている雑がみの分別の徹底を図り、資源化を推進します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
燃やすごみの中の 雑がみの割合 (令和元年度組成調査)3.5%		燃やすごみの中の 雑がみの割合 減少	燃やすごみの中の 雑がみの割合 減少

【清掃リサイクル課】

(4) 資源回収の充実

事業 NO.	34	事業名	集積所回収の推進
事業概要	古紙(新聞・雑誌類・段ボール・紙パック)、びん・缶、ペットボトルの集積所回収を推進します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
実施		実施	実施

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	35	事業名	拠点回収の推進
事業概要	古布、ビデオテープ類、乾電池、紙パック、小型家電、蛍光灯等の拠点回収を推進します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
実施		実施	実施

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	10	事業名	教育回収の実施（再掲）
事業概要	p.78 参照		

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	36	事業名	燃やさないごみの資源化の実施
事業概要	燃やさないごみの全量を対象とした資源化を推進します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
資源化率 92.5% (令和元年度)		資源化率 90%以上	資源化率 90%以上

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	37	事業名	粗大ごみの資源化の実施 【新規】
事業概要	収集した粗大ごみの中から資源化可能な中型家電等の資源化を推進します。また、区民自らが持ち込むことができる窓口の設置など排出機会の拡大を図ります。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
検討		実施	実施

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	38	事業名	プラスチックごみの資源化の推進 【重点】 【新規】
事業概要	収集・運搬体制や中間処理施設を含めた処理ルート of 構築を行い、プラスチック製容器包装等の分別収集を実施します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
検討		実施	実施

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	39	事業名	新たな資源リサイクル等に関する検討 【新規】
事業概要	新しい技術によってリサイクル可能となった品目や、ローカルデポジットの導入支援など、新たな資源リサイクルについて検討します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
検討		検討	検討

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	40	事業名	集団回収の促進
事業概要	集団回収活動に対する支援を継続するとともに、ポイント型集団回収の勧奨や中小規模マンションの集団回収への参加の仕組みづくりなどを図り、集団回収の促進を図ります。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
登録団体数 470 団体 (令和元年度)		登録団体数 増加	登録団体数 増加

【清掃リサイクル課】

(5) 事業者に対する排出指導

事業 NO.	41	事業名	事業用大規模建築物の所有者への立入指導
事業概要	事業用大規模建築物の所有者に対し廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書の提出を求め、立入指導を行うことにより、ごみ減量・資源化を促進します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
実施件数 129 件 (令和元年度)		実施件数 増加	実施件数 増加

【台東清掃事務所】

事業 NO.	42	事業名	廃棄物管理責任者講習会の実施
事業概要	事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者に対する講習会を実施し、ごみ減量・資源化に関する情報を提供します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
開催回数 年3回 (令和元年度)		開催回数 年3回	開催回数 年3回

【台東清掃事務所】

事業 NO.	20	事業名	事業用大規模建築物所有者等への顕彰 (再掲)
事業概要	p.80 参照		

【台東清掃事務所】

事業 NO.	31	事業名	ふれあい指導(戸別収集を生かした排出指導)の実施 (再掲)
事業概要	p.83 参照		

【台東清掃事務所】

事業 NO.	43	事業名	各種業界団体等との連携による助言等の充実
事業概要	各種業界団体等と連携して、中小規模事業所へごみ減量・リサイクルの情報提供や助言等を行います。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
検討		実施	実施

【清掃リサイクル課】【台東清掃事務所】

事業 NO.	44	事業名	台東オフィスリサイクルシステムへの支援
事業概要	台東リサイクル事業協同組合が実施している台東オフィスリサイクルシステムを支援します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
実施		実施	実施

【清掃リサイクル課】

(6) 排出者責任の徹底

事業 NO.	45	事業名	小規模事業所によるごみと資源の回収システムの検討
事業概要	民間収集業者と契約することが難しい小規模事業所に対して、地域でまとめて回収するような体制をつくり、区収集から民間収集への移行支援策を検討します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
検討		検討	検討

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	31	事業名	ふれあい指導(戸別収集を生かした排出指導)の実施 (再掲)
事業概要	p.83 参照		

【台東清掃事務所】

事業 NO.	46	事業名	排出日量の見直し
事業概要	区収集に排出可能な小規模事業所の排出量の基準について、実態に即した上限の見直しを検討します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
検討		検討	検討

【清掃リサイクル課】

基本方針3 《安全で安定した適正処理を推進します》

(1) 環境負荷の少ない効率的な処理体制の確保

事業 NO.	47	事業名	効率的な収集・運搬体制の構築	
事業概要	社会的変化がもたらす廃棄物の発生場所や量、質の変化に対応するため、定期的に収集・運搬ルートを見直し、最適化を図ることにより、効率的な収集・運搬体制を構築します。			
現況 (令和2(2020)年度)		目標		
		令和7(2025)年度	令和12(2030)年度	
実施		実施	実施	

【台東清掃事務所】

事業 NO.	48	事業名	収集・運搬車両のハイブリット車等への転換	
事業概要	収集・運搬車両の運用に伴う環境負荷を低減するため、車両買替時にはハイブリット車等の導入を推進します。			
現況 (令和2(2020)年度)		目標		
		令和7(2025)年度	令和12(2030)年度	
ハイブリッド車導入率 56% (5台/9台) (令和元年度)		ハイブリッド車等導入率 増加	ハイブリッド車等導入率 増加	

【台東清掃事務所】

事業 NO.	49	事業名	安定的な中間処理施設の維持	
事業概要	清掃一組と連携し、安定的な中間処理施設の維持を図ります。			
現況 (令和2(2020)年度)		目標		
		令和7(2025)年度	令和12(2030)年度	
実施		実施	実施	

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	50	事業名	清掃事業関連施設の有効活用	
事業概要	東京都から清掃事業移管時に譲渡された区が保有する清掃事業関連施設については、今後のごみ量や資源化の状況、施設の状態などを見極め、計画的に更新等を検討します。			
現況 (令和2(2020)年度)		目標		
		令和7(2025)年度	令和12(2030)年度	
検討		検討	検討	

【台東清掃事務所】

(2) 不法投棄等の防止

事業 NO.	51	事業名	不法投棄対策の強化
事業概要	不法投棄や不適正排出の防止にかかる普及啓発を実施するとともに、不法投棄が発生した場合には、関係機関との連携により適切に対応します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
不法投棄件数 1,149 件 (令和元年度)		不法投棄件数 減少	不法投棄件数 減少

【台東清掃事務所】

事業 NO.	52	事業名	資源パトロールの実施
事業概要	「子どもの安全巡回パトロール」と連携し、持ち去り行為の情報収集や監視などを行い、持ち去り防止対策に努めます。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
実施		実施	実施

【清掃リサイクル課】

(3) 特殊な廃棄物等の適正処理の確保

事業 NO.	53	事業名	在宅医療廃棄物回収事業の支援
事業概要	在宅医療に伴い排出される廃棄物のうち、使用済みの注射針の適正処理や事業者の自己回収ルートの構築を支援するため、区内薬剤師会が実施する在宅医療廃棄物回収事業を支援します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
実施		実施	実施

【清掃リサイクル課】

事業 NO.	54	事業名	園芸用土の回収の実施
事業概要	「花の心プロジェクト」の一環として、家庭で不要となった園芸用土を環境ふれあい館ひまわり等にて回収します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
実施回数 12回 ※イベント実施除く (令和元年度)		実施回数 12 回以上	実施回数 12回以上

【環境課】

事業 NO.	55	事業名	危険性のある廃棄物の適正処理の推進
事業概要	リチウムイオン電池使用製品など廃棄、収集・運搬する際に発火等の危険性のある廃棄物の適正な排出、分別、回収、処理などの啓発を強化します。		
現況 (令和 2(2020)年度)		目標	
		令和 7(2025)年度	令和 12(2030)年度
実施		実施	実施

【台東清掃事務所】

1. 基本方針及び基本計画

本区の下水道普及率はすでに100%となっており、生活排水（し尿及び生活雑排水）は公共下水道によって処理しています。今後も、引き続き公共下水道による処理を維持します。

また、事業活動に伴って排出される一般廃棄物として、し尿混じりのビルピット汚泥*や仮設トイレ等のし尿は、自己処理責任の徹底を図り、排出事業者による処理を原則とします。

2. 計画の位置付け

廃棄物処理法第6条に基づき定めるものです。

3. 計画の期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化、廃棄物処理法その他の制度の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4. 一般廃棄物の区分と処理主体及び排出状況

本区では、家庭くみ取りし尿の排出は見込まれませんが、発生した場合には、収集運搬体制を有している葛飾区に委託して処理します。

図表 48 一般廃棄物の区分と処理主体及び排出状況

区分	収集運搬	処分	排出状況 （令和元 （2019）年度）
家庭くみ取りし尿	台東区 （葛飾区に委託）	東京二十三区清掃 一部事務組合 （品川清掃作業所）	0 kl
浄化槽汚泥*（※）			128 kl
事業系し尿	一般廃棄物 収集運搬業者	一般廃棄物処理業者	150 kl
し尿混じりの ビルピット汚泥			341 kl

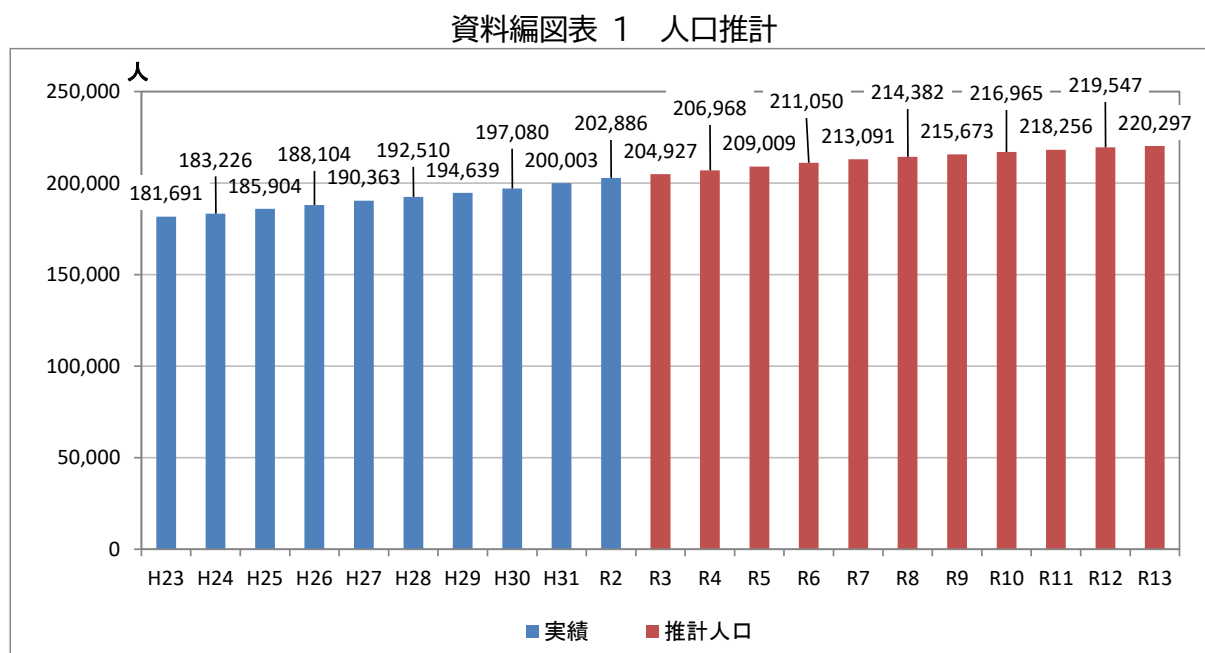
※浄化槽汚泥には、ディスポーザー排水システムから発生する汚泥を含みます。

資料編

資料1. 将来予測

(1) 人口推計

本計画で用いる人口の推計は「台東区の将来人口推計」に基づき、下図のとおりです。

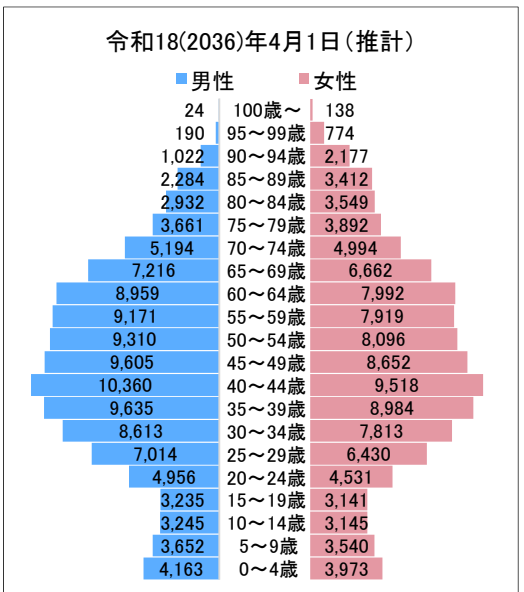
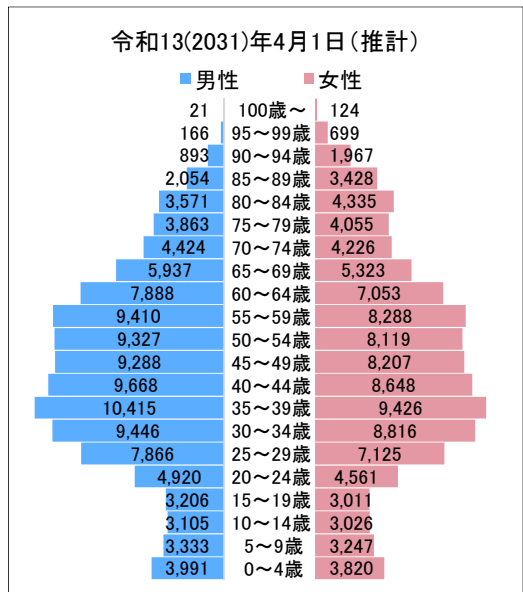
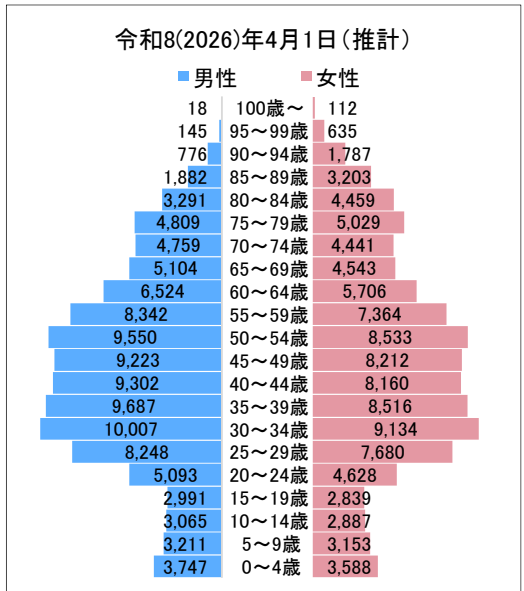
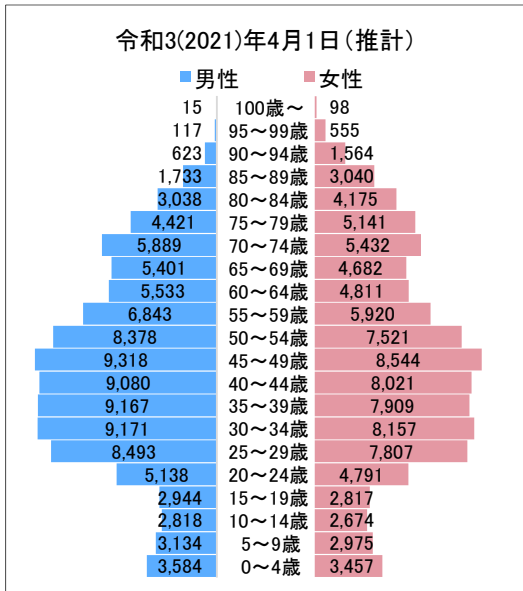
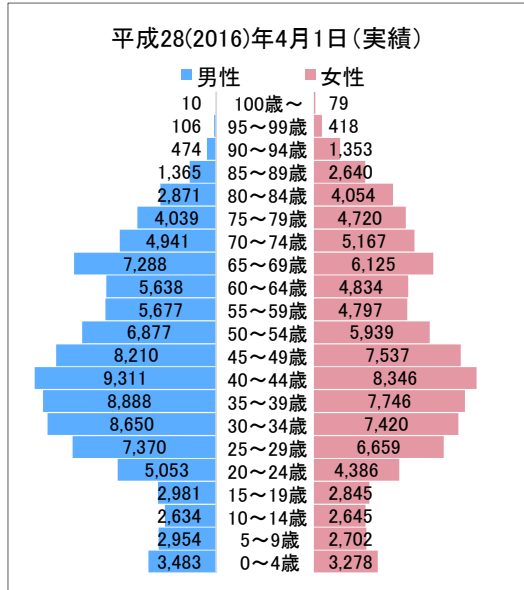
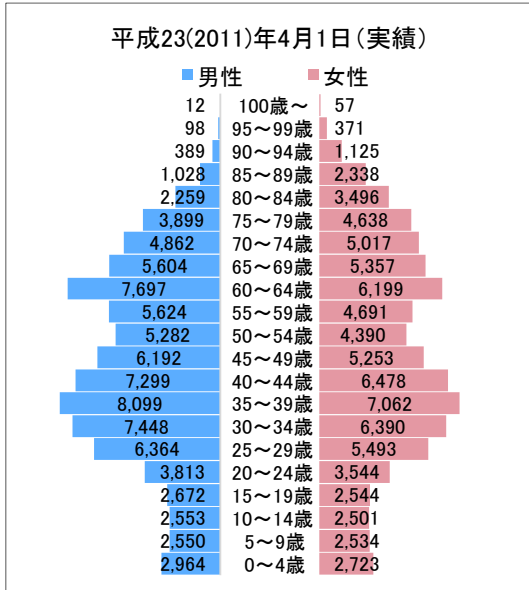


出典：台東区「台東区の将来人口推計」（各年4月1日時点の推計値）

なお、5年おきの人口ピラミッドは次ページの図のとおりとなっています。

生産年齢人口(15～64歳)の増加傾向は今後も続くものと予測されています。これに伴い15歳未満の年少人口の割合も伸び、65歳以上の高齢人口割合は減少する予測となっています。

資料編図表 2 人口ピラミッド (5年おき)



※平成 28 (2016) 年以降は外国人も含む。

資料編

(2) 現状のまま推移した場合のごみ・資源の排出量の推計（単純推計）

現状のまま推移した場合のごみ・資源の排出量の推計にあたっては、次の 8 項目に分けて、それぞれトレンド推計（過去の動態が同じで、今後もそれが継続される仮定での推計）を行いました。①～⑦までは区民 1 人 1 日あたり排出量（原単位）を推計し、⑧持込ごみは年間排出量を推計します。

①燃やすごみ	⑤資源(雑誌・雑がみ)
②燃やさないごみ	⑥資源(段ボール・その他紙類)
③粗大ごみ	⑦資源(その他の資源)
④資源(新聞)	⑧持込ごみ

なお、燃やさないごみは平成 30（2018）年度からピックアップ回収が始まっているため、平成 30（2018）年度以降のデータが不連続となり、このままではトレンド推計ができません。そこで、平成 29（2017）年度以前の燃やさないごみ量についても、ピックアップ回収がなされていたものと仮定し補正を行いました。

また、資源については、近年新聞古紙の減少傾向が著しく、逆に段ボール等の古紙が増加傾向にあるため、「新聞」「雑誌・雑がみ」「段ボール・その他紙類」「その他の資源（びん・缶、ペットボトル等）」に分けて原単位の推計を行いました。

トレンド推計で用いる回帰式は、以下に示す 5 式のいずれかとし、過去 10 年間の実績の乖離の少なさを、今後の社会的動向を考慮して推計式を選択しました。

直線式	:	$y=a+bx$	$y=$ ごみ・資源発生量
指数式	:	$y=a \cdot bx$	$x=$ 経過年数
べき乗式	:	$y=a \cdot xb$	$a, b=$ 係数
対数式	:	$y=a+b \cdot \ln(x)$	$\ln(x)$ は自然対数
分数式	:	$y=a/x+b$	

①燃やすごみ

過去 10 年間の実績から、対数式を採用してトレンド推計しました。さらに、「令和元年度 排出実態調査」より得られた燃やすごみ中の家庭ごみ・事業系ごみ割合を用いて、燃やすごみの家庭ごみ量・事業系ごみ量を算出しました。

②燃やさないごみ

ピックアップ回収を考慮して補正した過去 10 年間のデータより、対数式を採用してトレンド推計しました。さらに、「令和元年度 排出実態調査」より得られ

た燃やさないごみ中の家庭ごみ・事業系ごみ割合を用いて、燃やさないごみの家庭ごみ量・事業系ごみ量を算出しました。

③粗大ごみ

過去 10 年間の実績から、対数式を採用してトレンド推計しました。

④資源（新聞）

過去 10 年間の実績から乖離が少ない推計式は直線式ですが、新聞の排出原単位の減少傾向が続くと直線式ではマイナスの値となっていくため、指数式を採用してトレンド推計を行いました。

また、行政回収・集団回収別の量については、過去の実績を考慮して按分して算出しました。（以下の⑤～⑦の資源物についても同様です）

⑤資源（雑誌・雑がみ）

過去 10 年間の実績はほぼ横ばいであり、直線式を採用してトレンド推計しました。

⑥資源（段ボール・その他紙類）

過去 10 年間の実績は少しずつ増加傾向にあり、べき乗式を用いてトレンド推計しました。

⑦資源（その他の資源）

過去 10 年間の実績から、対数式を採用してトレンド推計しました。

⑧持込ごみ

過去 10 年間の実績から、対数式を採用してトレンド推計しました。

以上より推計した、現状のまま推移した場合のごみ・資源の排出量予測を資料編 図表 3 に示します。

資料編図表 3 ごみ・資源の排出量の予測（現状のまま推移した場合）

単位:t/年

年 度	実績					将来予測										
	平成27	28	29	30	令和元 (基準年度)	2	3 (初年度)	4	5	6	7 (中間年度)	8	9	10	11	12 (最終年度)
人口(人) a	192,510	194,639	197,080	200,003	202,886	204,927	206,968	209,009	211,050	213,091	214,382	215,673	216,965	218,256	219,547	220,297
家庭ごみ(区収集) b	27,622	26,943	26,867	26,291	26,381	26,610	26,643	26,689	26,819	26,813	26,793	26,782	26,853	26,782	26,790	26,739
燃やすごみ	24,595	24,059	23,951	23,551	24,050	24,219	24,247	24,288	24,405	24,398	24,379	24,367	24,430	24,365	24,372	24,323
燃やさないごみ	1,670	1,536	1,480	1,283	783	877	865	855	848	837	826	816	809	798	789	779
粗大ごみ	1,357	1,348	1,435	1,457	1,548	1,514	1,530	1,546	1,567	1,578	1,589	1,599	1,614	1,620	1,630	1,636
区収集事業系ごみ c	16,625	16,197	16,098	15,717	15,420	15,585	15,595	15,614	15,682	15,671	15,652	15,639	15,674	15,626	15,625	15,589
燃やすごみ	15,566	15,227	15,161	14,908	14,934	15,040	15,058	15,083	15,156	15,151	15,140	15,132	15,171	15,131	15,135	15,105
燃やさないごみ	1,059	970	937	809	485	545	537	531	527	520	513	507	502	495	490	484
区収集ごみ量 d=b+c	44,247	43,140	42,964	42,008	41,800	42,195	42,238	42,303	42,501	42,483	42,446	42,421	42,526	42,408	42,415	42,328
資源回収量 e	11,640	11,559	11,429	11,572	12,414	12,680	12,711	12,748	12,823	12,832	12,837	12,844	12,892	12,873	12,892	12,885
行政回収	6,440	6,373	6,270	6,432	6,801	7,039	7,065	7,094	7,144	7,157	7,166	7,177	7,211	7,207	7,224	7,226
集団回収	5,195	5,179	5,156	4,958	4,693	4,693	4,710	4,730	4,763	4,771	4,778	4,785	4,807	4,804	4,816	4,817
ピックアップ回収	5	7	3	182	920	948	935	924	916	904	893	882	874	862	853	842
ごみ・資源排出量 f=d+e	55,887	54,699	54,393	53,580	54,214	54,875	54,949	55,051	55,324	55,316	55,282	55,265	55,418	55,281	55,307	55,213
持込ごみ g	35,282	35,121	36,250	37,194	36,596	36,760	36,887	37,004	37,114	37,217	37,313	37,404	37,489	37,571	37,648	37,722
総排出量 h=f+g	91,169	89,820	90,643	90,774	90,810	91,634	91,835	92,055	92,438	92,532	92,595	92,669	92,907	92,852	92,956	92,935
区民1人1日あたりのごみ・資源排出量 (g/人日) f÷a÷年間日数×10 ⁶	793	770	756	734	730	734	727	722	716	711	706	702	698	694	690	687
区民1人1日あたりの区収集ごみ量 (g/人日) d÷a÷年間日数×10 ⁶	628	607	597	575	563	564	559	555	550	546	542	539	536	532	529	526
区民1人1日あたりの資源排出量 (g/人日) e÷a÷年間日数×10 ⁶	165	163	159	159	167	170	168	167	166	165	164	163	162	162	161	160
区民1人1日あたりのごみ総排出量(持ち 込みごみを含む) (g/人日) h÷a÷年間日数×10 ⁶	1,294	1,264	1,260	1,243	1,223	1,225	1,216	1,207	1,197	1,190	1,183	1,177	1,170	1,166	1,160	1,156
資源回収率 e÷f	20.8%	21.1%	21.0%	21.6%	22.9%	23.1%	23.1%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.3%	23.3%	23.3%	23.3%

※人口：翌年度4月1日人口

(3) 資源化を推進した場合のごみの減量目標の算定

以下のとおり減量・資源化を進め、目標年次における1人1日あたりのごみ量を算定します。また、ごみ（燃やすごみ・燃やさないごみ）の中の資源物が資源回収に回った分は、目標年次における1人1日あたり資源量に加算します。

- 燃やさないごみの選別資源化の継続
- 古紙類、その他資源物の分別徹底
- プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの資源化
- 粗大ごみ資源化の拡大
- レジ袋の有料化導入による排出抑制

なお、減量・資源化の目標は令和12(2030)年度を基準に設定し、令和7(2025)年度はその半分が達成されているものとして計算しました。

また、持込ごみは家庭ごみと同様の減量目標を達成すべきものとして、令和12(2030)年度の削減目標を7%と設定しました。

分別排出の徹底及びプラスチック類の資源化を進めた場合のごみ・資源の排出量予測を資料編図表4に示します。

資料編図表 4 ごみ・資源の排出量の予測（分別排出の徹底及びプラスチック類の資源化を推進した場合）

単位：t/年

年度	実績					将来予測											
	平成27	28	29	30	令和元 (基準年度)	2	3 (初年度)	4	5	6	7 (中間年度)	8	9	10	11	12 (最終年度)	
人口(人) a	192,510	194,639	197,080	200,003	202,886	204,927	206,968	209,009	211,050	213,091	214,382	215,673	216,965	218,256	219,547	220,297	
家庭ごみ(区収集) b	27,622	26,943	26,867	26,291	26,381	26,610	26,432	26,245	26,121	25,845	25,543	25,415	25,353	25,150	25,012	24,810	
燃やすごみ	24,595	24,059	23,951	23,551	24,050	24,219	24,036	23,846	23,711	23,439	23,142	23,016	22,950	22,755	22,620	22,426	
燃やさないごみ	1,670	1,536	1,480	1,283	783	877	867	857	849	835	821	810	801	788	777	764	
粗大ごみ	1,357	1,348	1,435	1,457	1,548	1,514	1,528	1,543	1,561	1,571	1,581	1,589	1,602	1,607	1,615	1,620	
区収集事業系ごみ c	16,625	16,197	16,098	15,717	15,420	15,585	15,465	15,340	15,252	15,075	14,881	14,796	14,750	14,621	14,530	14,401	
燃やすごみ	15,566	15,227	15,161	14,908	14,934	15,040	14,927	14,808	14,725	14,556	14,371	14,293	14,252	14,131	14,047	13,927	
燃やさないごみ	1,059	970	937	809	485	545	539	532	527	519	510	503	498	490	483	474	
区収集ごみ量 d=b+c	44,247	43,140	42,964	42,008	41,800	42,195	41,897	41,586	41,373	40,920	40,424	40,211	40,103	39,770	39,541	39,211	
資源回収量 e	11,640	11,559	11,429	11,572	12,414	12,680	12,932	13,189	13,486	13,714	13,935	14,166	14,439	14,635	14,873	15,077	
行政回収	6,440	6,373	6,270	6,432	6,801	7,039	7,262	7,488	7,738	7,948	8,155	8,364	8,599	8,789	9,004	9,198	
集団回収	5,195	5,179	5,156	4,958	4,693	4,693	4,735	4,777	4,832	4,861	4,888	4,920	4,966	4,984	5,017	5,037	
ピックアップ回収	5	7	3	182	920	948	935	924	916	904	893	882	874	862	853	842	
ごみ・資源排出量 f=d+e	55,887	54,699	54,393	53,580	54,214	54,875	54,833	54,780	54,864	54,638	54,359	54,379	54,544	54,407	54,416	54,288	
持込ごみ g	35,282	35,121	36,250	37,194	36,596	36,760	36,609	36,459	36,308	36,157	36,007	35,822	35,637	35,452	35,267	35,082	
総排出量 h=f+g	91,169	89,820	90,643	90,774	90,810	91,634	91,442	91,238	91,172	90,795	90,366	90,200	90,181	89,859	89,683	89,369	
区民1人1日あたりのごみ・資源排出量 (g/人日) f÷a÷年間日数×10 ⁶	793	770	756	734	730	734	726	718	710	702	695	691	687	683	679	675	
区民1人1日あたりの区収集ごみ量 (g/人日) d÷a÷年間日数×10 ⁶	628	607	597	575	563	564	555	545	536	526	517	511	505	499	493	488	
区民1人1日あたりの資源排出量 (g/人日) e÷a÷年間日数×10 ⁶	165	163	159	159	167	170	171	173	175	176	178	180	182	184	186	188	
区民1人1日あたりのごみ総排出量(持ち込みごみを含む) (g/人日) h÷a÷年間日数×10 ⁶	1,294	1,264	1,260	1,243	1,223	1,225	1,210	1,196	1,180	1,167	1,155	1,146	1,136	1,128	1,119	1,111	
資源回収率 e÷f	20.8%	21.1%	21.0%	21.6%	22.9%	23.1%	23.6%	24.1%	24.6%	25.1%	25.6%	26.1%	26.5%	26.9%	27.3%	27.8%	

※人口：翌年度4月1日人口

(4) 発生抑制及び資源化を推進した場合の減量目標の算定

資源化及び発生抑制を推進した場合の減量目標は、(3)の品目別減量目標に加え、

- 食品ロスの50%削減

を加えて算定しました。

持込ごみは家庭ごみと同様の減量目標を達成すべきものとして、令和12(2030)年度の削減目標を12%と設定しました。

ごみ減量目標の内訳は資料編図表5のとおりです。

資源化及び発生抑制を推進した場合の年度別のごみ・資源の排出量予測を資料編図表6に示します。

資料編図表5 ごみ減量目標
(分別排出の徹底・プラスチック類の資源化、発生・排出抑制を推進した場合)

年度	令和元年度	令和7年度	令和12年度
人口	202,886	214,382	220,297
1人1日あたりごみ量(g/人日)			
可燃ごみ	525.0	466.9	428.0
不燃ごみ	17.1	16.9	15.3
粗大ごみ	20.8	20.2	20.1
収集ごみ合計 ①	562.9	504.0	463.4
資源量 ②	167.2	178.1	187.5
(内、プラスチック類分別収集)		(10.5)	(20.4)
ごみ・資源量合計 ③=①+②	730.1	682.1	650.9
年間ごみ排出量(t/年)			
可燃ごみ	38,984	36,535	34,415
不燃ごみ	1,269	1,322	1,230
粗大ごみ	1,548	1,581	1,620
収集ごみ合計 ④	41,800	39,438	37,265
資源量(t/年) ⑤	12,414	13,935	15,077
(内、プラスチック類分別収集)		(824)	(1,643)
収集ごみ・資源量合計 ⑥=④+⑤	54,214	53,373	52,342
持込ごみ ⑦	36,596	35,074	33,196
総計 ⑧=⑥+⑦	90,810	88,447	85,537

※ 1人1日あたりごみ量及び持込ごみ量は、資料編図表6による。

※ 年間ごみ排出量=1人1日あたりごみ量×人口×365日(366日)

資料編図表 6 ごみ・資源の排出量の予測（分別排出の徹底・プラスチック類の資源化、発生・排出抑制を推進した場合）

単位：t/年

年度	実績					将来予測										
	平成27	28	29	30	令和元 (基準年度)	2	3 (初年度)	4	5	6	7 (中間年度)	8	9	10	11	12 (最終年度)
人口(人) a	192,510	194,639	197,080	200,003	202,886	204,927	206,968	209,009	211,050	213,091	214,382	215,673	216,965	218,256	219,547	220,297
家庭ごみ(区収集) b	27,622	26,943	26,867	26,291	26,381	26,610	26,314	26,008	25,761	25,362	24,935	24,691	24,509	24,189	23,930	23,609
燃やすごみ	24,595	24,059	23,951	23,551	24,050	24,219	23,920	23,610	23,354	22,959	22,538	22,296	22,110	21,799	21,543	21,231
燃やさないごみ	1,670	1,536	1,480	1,283	783	877	866	855	846	832	816	805	797	783	772	759
粗大ごみ	1,357	1,348	1,435	1,457	1,548	1,514	1,528	1,543	1,561	1,571	1,581	1,589	1,602	1,607	1,615	1,620
区収集事業系ごみ c	16,625	16,197	16,098	15,717	15,420	15,585	15,392	15,193	15,028	14,774	14,503	14,346	14,225	14,023	13,858	13,656
燃やすごみ	15,566	15,227	15,161	14,908	14,934	15,040	14,854	14,662	14,503	14,258	13,997	13,846	13,731	13,537	13,378	13,184
燃やさないごみ	1,059	970	937	809	485	545	538	531	525	516	507	500	495	486	480	471
区収集ごみ量 d=b+c	44,247	43,140	42,964	42,008	41,800	42,195	41,707	41,201	40,789	40,136	39,438	39,037	38,734	38,212	37,788	37,265
資源回収量 e	11,640	11,559	11,429	11,572	12,414	12,680	12,932	13,189	13,486	13,714	13,935	14,166	14,439	14,635	14,873	15,077
行政回収	6,440	6,373	6,270	6,432	6,801	7,039	7,262	7,488	7,738	7,948	8,155	8,364	8,599	8,789	9,004	9,198
集団回収	5,195	5,179	5,156	4,958	4,693	4,693	4,735	4,777	4,832	4,861	4,888	4,920	4,966	4,984	5,017	5,037
ピックアップ回収	5	7	3	182	920	948	935	924	916	904	893	882	874	862	853	842
ごみ・資源排出量 f=d+e	55,887	54,699	54,393	53,580	54,214	54,875	54,639	54,390	54,275	53,850	53,373	53,202	53,173	52,847	52,661	52,342
持込ごみ g	35,282	35,121	36,250	37,194	36,596	36,760	36,422	36,085	35,748	35,411	35,074	34,698	34,323	33,947	33,571	33,196
総排出量 h=f+g	91,169	89,820	90,643	90,774	90,810	91,634	91,061	90,475	90,023	89,261	88,447	87,901	87,495	86,794	86,232	85,537
区民1人1日あたりのごみ・資源排出量 (g/人日) $f \div a \div \text{年間日数} \times 10^6$	793	770	756	734	730	734	723	713	703	692	682	676	670	663	657	651
区民1人1日あたりの区収集ごみ量 (g/人日) $d \div a \div \text{年間日数} \times 10^6$	628	607	597	575	563	564	552	540	528	516	504	496	488	480	472	463
区民1人1日あたりの資源排出量 (g/人日) $e \div a \div \text{年間日数} \times 10^6$	165	163	159	159	167	170	171	173	175	176	178	180	182	184	186	188
区民1人1日あたりのごみ総排出量(持ち込みごみを含む) (g/人日) $h \div a \div \text{年間日数} \times 10^6$	1,294	1,264	1,260	1,243	1,223	1,225	1,205	1,186	1,165	1,148	1,130	1,117	1,102	1,090	1,076	1,064
資源回収率 $e \div f$	20.8%	21.1%	21.0%	21.6%	22.9%	23.1%	23.7%	24.2%	24.8%	25.5%	26.1%	26.6%	27.2%	27.7%	28.2%	28.8%

※人口：翌年度4月1日人口

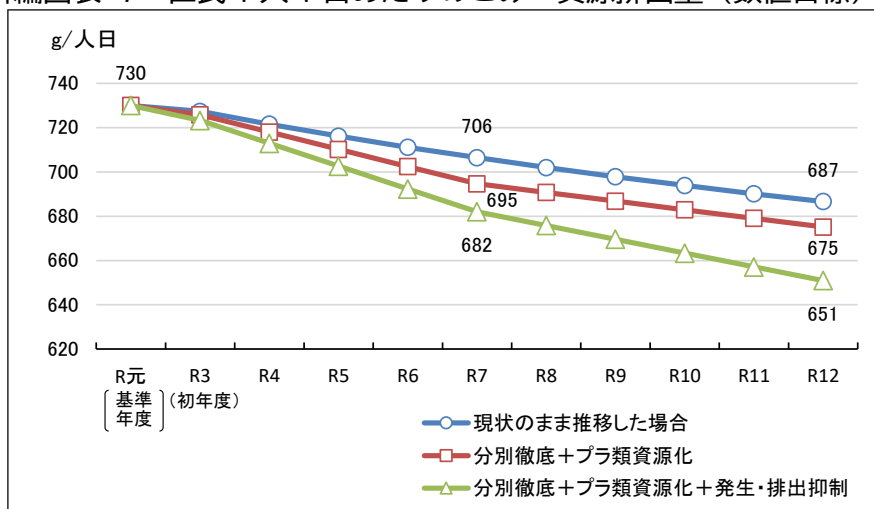
(5) 数値目標及び参考指標の比較

①区民1人1日あたりのごみ・資源排出量（数値目標）

現状のまま推移した場合、令和12（2030）年度の区民1人1日あたりごみ・資源排出量は687g/人日ですが、資源化を推進した場合は燃やすごみ・燃やさないごみの中の資源物が資源化に回ることにより、675g/人日となります。

さらに、発生抑制を進めた場合の数値目標は651g/人日となります。

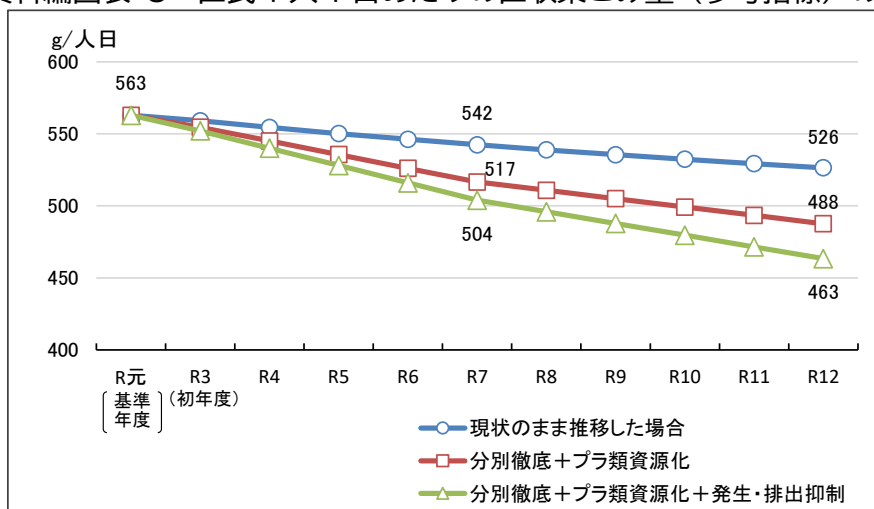
資料編図表 7 区民1人1日あたりのごみ・資源排出量（数値目標）の比較



②区民1人1日あたりの区収集ごみ量（参考指標）

現状のまま推移した場合、令和12（2030）年度の区民1人1日あたり区収集ごみ量は526g/人日、資源化を推進した場合は488g/人日、さらに発生抑制を進めた場合は463g/人日となります。

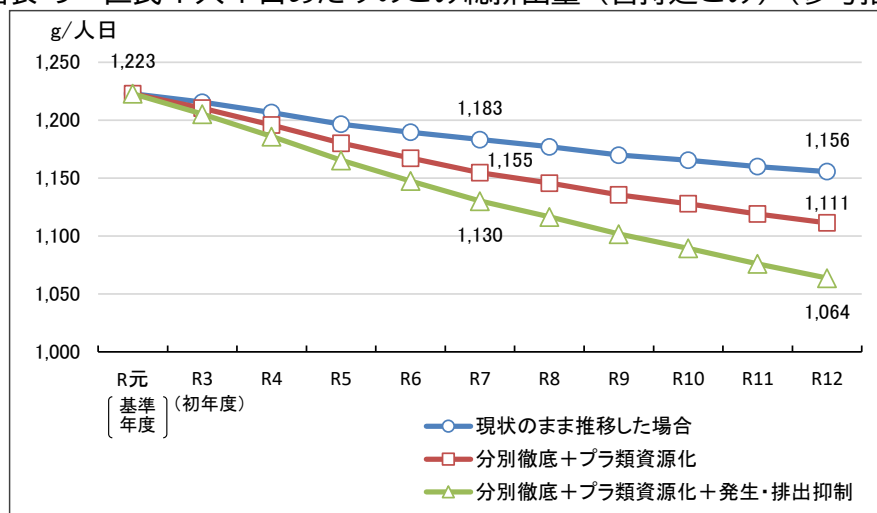
資料編図表 8 区民1人1日あたりの区収集ごみ量（参考指標）の比較



③区民1人1日あたりのごみ総排出量（含持込ごみ）（参考指標）

現状のまま推移した場合、令和12（2030）年度の区民1人1日あたりのごみ総排出量（含持込ごみ）は1,156g/人日、資源化を推進した場合は1,111g/人日、さらに発生抑制を進めた場合は1,064g/人日となります。

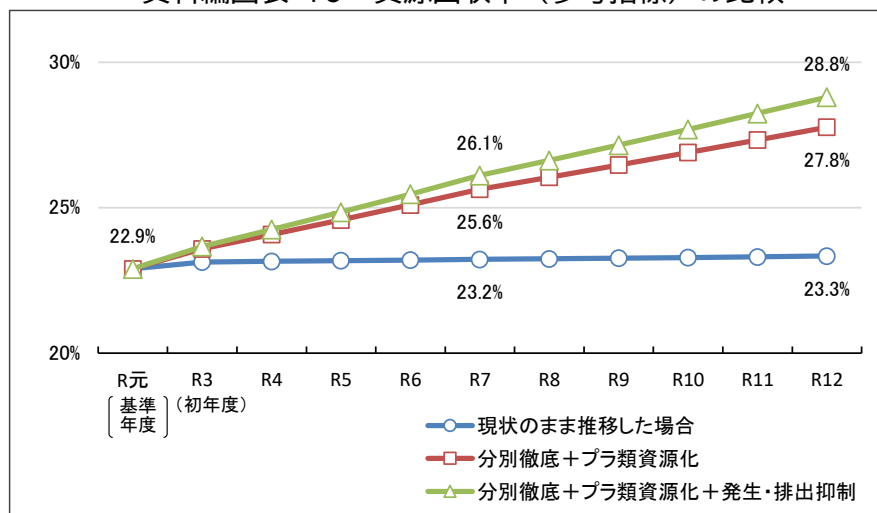
資料編図表 9 区民1人1日あたりのごみ総排出量（含持込ごみ）（参考指標）の比較



④資源回収率（参考指標）

現状のまま推移した場合、令和12（2030）年度の資源回収率は23.3%、資源化を推進した場合は27.8%、さらに発生抑制を進めた場合は資源回収率算定の分母が小さくなるため、28.8%となります。

資料編図表 10 資源回収率（参考指標）の比較



資料2. 中間処理施設及び最終処分場

(1) 東京二十三区清掃一部事務組合処理施設一覧

(令和2年12月現在)

清掃工場名	しゅん工年月	敷地面積 (約m ²)	焼却炉						工場 外熱 供給	煙突 高さ (m)	
			型式 ※1	規模 (トン×炉数)	焼却能力 (トン/日)	設計最高 発熱量 (kJ/kg)	発電出力 (kW)	型式 ※2			
有明	平成 7.12	24,000	A	三菱重工 マルチン式	200×2	400	14,200	5,600	—	○	140
千歳	平成 8. 3	17,000	A	川崎重工 サン形	600×1	600	12,100	10,000	—	○	130
墨田	平成 10. 1	18,000	A	日立造船 デ・ロール式	600×1	600	13,000	13,000	—	○	150
北	平成 10. 3	19,000	A	三菱重工 マルチン式	600×1	600	12,100	11,500	—	○	120
新江東	平成 10. 9	61,000	A	タクマ HN型	600×3	1,800	13,400	50,000	—	○	150
港	平成 11. 1	29,000	A	三菱重工 マルチン式	300×3	900	13,400	22,000	—	—	130
豊島	平成 11. 6	12,000	B	IHI 散気管式	200×2	400	13,400	7,800	—	○	210
渋谷	平成 13. 7	9,000	B	荏原 旋回流型	200×1	200	13,400	4,200	—	—	150
中央	平成 13. 7	29,000	A	日立造船 デ・ロール式	300×2	600	13,400	15,000	—	○	180
板橋	平成 14.11	44,000	A	住友重機械 W+E式	300×2	600	12,100	13,200	交流アーク式	○	130
多摩川	平成 15. 6	32,000	A	IHI 回転ストーカ式	150×2	300	12,100	6,400	表面熔融式 回転式	○	100
足立	平成 17. 3	37,000	A	荏原 HPCC型	350×2	700	12,100	16,200	プラズマ式 金属電極	○	130
品川	平成 18. 3	47,000	A	日立造船 デ・ロール式	300×2	600	12,100	15,000	表面熔融式 放射式	○	90
葛飾	平成 18.12	52,000	A	タクマ SN型	250×2	500	12,100	13,500	プラズマ式 黒鉛電極	○	130
世田谷	平成 20. 3	30,000	C	川崎重工 流動床式	150×2	300	12,100	6,750	プラズマ式 金属電極	○	100
大田	【新】平成 26. 9	92,000	A	タクマ SNF型	300×2	600	14,800	22,800	—	—	47
	【第一】※3 平成 2. 3		A	タクマ HN型	200×3	600	12,600	9,000	—	—	41
練馬	平成 27.11	15,000	A	JFE ハイパー21ストーカ	250×2	500	14,300	18,700	—	○	100
杉並	平成 29. 9	36,000	A	日立造船 デ・ロール式	300×2	600	14,300	24,200	—	○	160
光が丘	令和 3. 3	23,000	A	タクマ SNF型	150×2	300	13,500	9,150	—	○	150

目黒・光が丘・江戸川清掃工場は建替えに伴い、稼働を停止しています。なお、光が丘清掃工場は令和2年度末から稼働予定です。有明清掃工場は平成30年度・令和元年度に延命化工事を実施しました。

※1 焼却炉分類 A…火格子(ストーカ)式焼却炉(全連続燃焼式) B…流動床式焼却炉(全連続燃焼式) C…ガス化熔融炉(全連続運転式)

※2 灰熔融炉は休止しています。

※3 大田清掃工場第一工場(平成26年度に休止)は、1炉目を令和2年度後半までに整備・再稼働させ、残りの2炉を令和4年度までに整備する予定です。

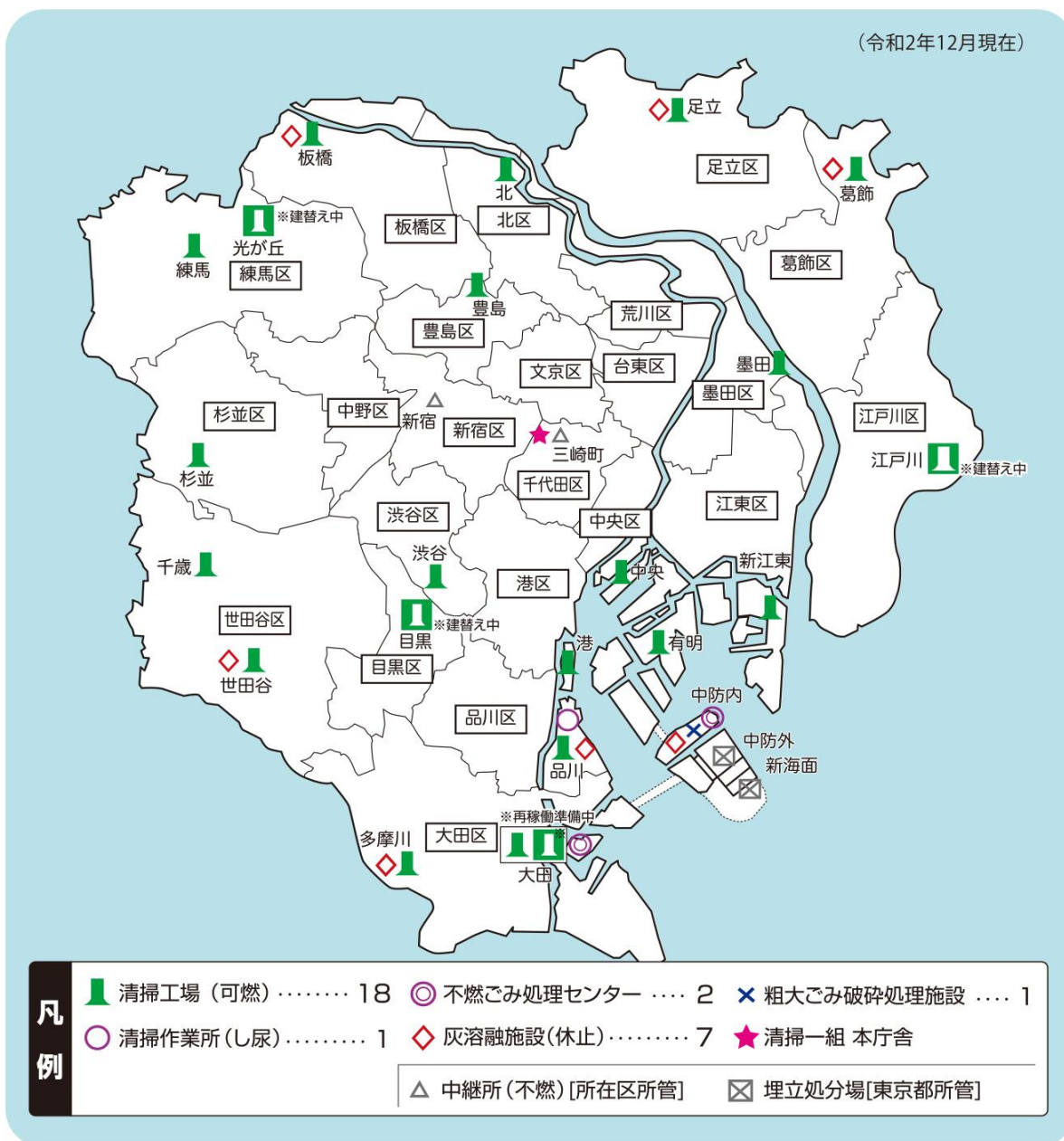
分類	施設名	しゅん工年月	処理方法	規模
不燃	中防不燃ごみ処理センター第二プラント	平成 8. 10	日立造船 横型回転衝撃式	48トン/h×2系列
	京浜島不燃ごみ処理センター	平成 8. 11	極東開発 縦型回転衝撃式	8トン/h×4系列
粗大	粗大ごみ破碎処理施設	昭和54. 6	極東開発 縦型回転衝撃式	32.1トン/h×2系列
	破碎ごみ処理施設※	平成 4. 7	荏原 流動床式	180トン/日×1炉
灰熔融	中防灰熔融施設※	平成18. 12	三菱重工 プラズマ式・黒鉛電極	100トン/日×4炉
し尿	品川清掃作業所(下水道投入施設)	平成11. 1	希釈処理(還元水および清掃工場処理水)	100トン/日

※ 破碎ごみ処理施設は、破碎ごみの処理を休止しています。中防灰熔融施設は、灰の熔融を休止しています。

出典：「ごみれば23 2021 循環型社会の形成に向けて」

東京二十三区清掃一部事務組合(2020(令和2)年12月)

(2) 中継所・中間処理施設・最終処分場の配置図



出典：「ごみれぽ 23 2021 循環型社会の形成に向けて」
 東京二十三区清掃一部事務組合（2020（令和2）年12月）

資料3. 用語解説

あ行

ICT (アイ・シー・ティー)

コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のことで、Information and Communication Technology の頭文字を取ったもの。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。家庭での日常生活から生じる廃棄物（家庭ごみ）と、事業活動に伴って生じる廃棄物（事業系一般廃棄物）に区分される。

一般廃棄物処理計画

廃棄物処理法第6条に基づき、区市町村がその区域内の一般廃棄物の適正な処理を行うために定める計画。長期的視点に立った基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成される。

インセンティブ

「動機づけ」のこと。

エシカル消費

エシカル (ethical) は「倫理的な」という意味で、人や社会、環境に配慮した消費行動のことをいう。

SDGs(エス・ディー・ジーズ)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会で採択された『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』(The 2030 Agenda for Sustainable Development)で示された具体的行動指針のことで、貧困や飢餓の撲滅、クリーンエネルギーの普及、持続可能な消費と生産、気候変動対策など 17 のグローバル目標と 169 の達成基準からなっている。英語の略称は SDGs(Sustainable Development Goals)。

か行

海洋プラスチックごみ

海洋には、陸地での消費活動や漁業活動などにより多くの海洋ごみがあり、中でも海洋プラスチックごみが大半を占めている。海洋プラスチックごみは、細かいマイクロプラスチックにまで分解されて生物に取り込まれることもあり、海洋環境や生態系に大きな影響を与えるものとして国際的な問題となっている。

家庭ごみ

一般廃棄物のうち、家庭での日常生活から生じるごみやし尿などのこと。台東区では、区が処理することを基本とする。

家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」（平成13（2001）年4月施行）。

家庭等から排出される使用済み家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）について、廃棄物の減量化やリサイクルの促進のために、消費者、小売業者、製造事業者等の役割分担を定めている。

区収集(行政収集)

区（行政）が直接、人員・車両を投入し、もしくは業者に委託するなどしてごみや資源を収集し、処理施設などに搬入すること。台東区では、「家庭ごみ」と「家庭ごみの収集に支障のない範囲の事業系ごみ」の収集を行っている。

戸別収集

ごみ収集の方式の1つで、各建物の前に排出されたごみを1軒ごとに収集する方式のこと。

さ行

最終処分

中間処理によって発生した焼却灰などを埋立処分すること。23区及び東京二十三区清掃一部事務組合は、新海面処分場及び中央防波堤外側埋立処分場を設置・管理する東京都に、最終処分を委託している。

雑がみ

リサイクル可能な投げ込みチラシ、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱等を指す。

サブスクリプション

商品の利用方法の一つで、商品ごとに購入金額を支払うのではなく、一定期間の利用権として料金を支払う方式。

サプライチェーン

商品や製品が消費者の手元に届くまでの、原材料の調達、製造、在庫管理、物流、販売といった一連の流れのこと。

サルベージ

英語ではもともと遭難した船の人名・積荷などを救助することを意味する。食品ロスを「救済する」という意味合いで、余り食材を有効利用するサルベージ・クッキングやサルベージ・パーティといった活動が本区でも行われている。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び政令で定める燃え殻、汚泥、廃油、廃酸等 20 種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

3010(さんまるいちまる)運動

宴会での食品ロスを減らすための運動で、「宴会の開始から 30 分と、閉宴 10 分前には席に座って食事を楽しみましょう」と呼びかけるもの。

シェアリング

自転車・自動車、家電、服といったモノや、空き家などの場所、サービスなどを共有すること。インターネットを通じてこれらを共有する経済の形をシェアリング・エコノミーという。

事業系一般廃棄物

一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じる廃棄物のこと。台東区では、自ら処理あるいは廃棄物処理業者へ委託を原則としながらも、処理能力の範囲内で区が処理することができるとしている。

事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物のこと。事業系一般廃棄物と産業廃棄物がある。

事業系有料ごみ処理券

事業系ごみを区に排出する事業者が、廃棄物処理手数料を納付し、交付を受けるシールをいう。

事業系ごみは、自ら処理あるいは廃棄物処理業者へ委託することが原則であるが、処理能力の範囲内で区が処理することができるため、区収集を利用する事業者は有料ごみ処理券を貼付したごみや資源を排出する。

事業用大規模建築物

区条例により、事業用途に供する床面積の合計が 1,000 m²以上の建築物をいう。事業用大規模建築物の所有者は、その建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。具体的には、廃棄物管理責任者の選任や、再利用に関する計画を作成する等の義務がある。

(事業者の)自己処理責任

廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」（第3条）と定めており、自ら処理あるいは廃棄物処理業者へ委託することを原則としている。

資源化処理施設

リユース・リサイクルを進めるための施設の総称。

資源有効利用促進法

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成13（2001）年4月施行）。廃棄物（副産物等）の発生抑制、部品等の再使用、使用済み製品等の原材料としての再利用を総合的に推進するために、事業者が取り組むべき事項を定めている。

循環型経済

あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る経済のことで、サーキュラーエコノミー（Circular Economy）とも呼ばれる。

循環型社会

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会に代わるものとして提示された概念。製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し（再使用、再生利用、熱回収の順）、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

循環型社会形成推進基本法

平成13（2001）年1月施行。

循環型社会の実現に向け、国民、事業者、地方公共団体、国の役割を定めている。特に、国民及び事業者の排出者責任を明らかにするとともに、拡大生産者責任（製品などの製造者や販売者が、製品等の廃棄・処分に至るまで一定の責任を負うこと）の考え方を位置付けたことが特徴となっている。

浄化槽汚泥

水洗式便所と連結して、し尿と併せて雑排水を処理し、下水道以外に放流するための設備を浄化槽といい、そこから発生する汚泥のこと。

焼却灰のセメント原料化

清掃工場でのごみの焼却処理に発生する焼却灰（主灰、飛灰）のうち、主灰をセメント工場に持ち込み、セメントの原料として有効利用すること。

食品リサイクル法

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成13（2001）年5月施行）。食品関連事業者などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料としてリサイクルを図るために、取り組むべき事項を定めている。

食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。例えば食べ残しや、安売りなどで大量に買ったが食べきれなかった食品（手つかず食品）、野菜の皮を厚くむき過ぎたもの（過剰除去）などといった、本来食べられるのに廃棄される食品のこと。

食品ロス削減推進計画

食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、市町村が国または都の基本方針等を踏まえて策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）のこと。

食品ロス削減推進法

正式名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元（2019）年10月施行）。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

食料自給率(カロリーベース)

国内で消費される食料のうち、どの程度が国内産でまかなわれているかを、食品の栄養価であるエネルギー（カロリー）を用いて算定したもの。

3R(スリー・アール)

ごみの発生抑制（Reduce=リデュース：廃棄物になる量を抑制すること）、再使用（Reuse=リユース：繰り返し使用すること）、再生利用（Recycle=リサイクル：資源として再び利用すること）を総称して3R（スリー・アール）という。今後は、3Rのうち、リサイクルに比べて取り組みが遅れている2R（リデュース・リユース）を推進していくことが求められている。

線形経済

調達、生産、消費、廃棄といった流れが一方向の経済システムのことで、リニア・エコノミー（Linear Economy）とも呼ばれる。主に大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行の経済のことを指す。

ソーシャルネットワーク

社会的な人と人、集団と集団などの関係、つながりを表す言葉。近年は、インターネット上で人と人との社会的なつながりを補助するサービスが活発になっており、インターネット上のものとして多用されるようになっている。

た行

台東区廃棄物減量等推進審議会

条例に基づき、一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理並びに清掃事業の効率的な運営を図るために設置された区長の付属機関。

中型家電

粗大ごみ（台東区では一辺 30cm 以上）に相当し、一辺が概ね 50cm 内外の電子レンジやプリンター、炊飯器、扇風機などの家電製品。家電リサイクル法の対象となるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機や資源有効利用促進法の対象となるパソコンは除く。

中間処理

燃やすごみの焼却処理や燃やさないごみの破碎処理など、ごみを減量・減容すること。鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。23 区では、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理が行われている。

東京二十三区清掃一部事務組合

23 区内から発生する一般廃棄物の中間処理を行うために、23 区で設立した一部事務組合（地方自治法第 284 条に基づく特別地方公共団体）。

は行

廃棄物減量等推進員

廃棄物処理法第 5 条の 8 に基づき、区長が委嘱する。その役割は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関して、区の施策への協力その他の活動を地域において広めていくことにある。

廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 46（1971）年 9 月施行）。高度経済成長に伴い多くの公害問題が顕在化した昭和 45（1970）年に制定された、廃棄物の処理に関する基本的な制度を定める一般法。

排出原単位

ごみの排出量を1人1日あたりに換算した数値をいう。

排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にある。

ビルピット汚泥

汚水や雑排水などを下水道放流するまでの間、一次貯留するためにビルの地下部分に設置した排水槽をビルピットといい、そこから発生する汚泥のこと。

フードシェアリング

飲食店や販売店で売れ残りなどにより廃棄されてしまいそうな食品を、ニーズのある消費者につなげることで、食品の廃棄を減らす取り組み。

フードドライブ

家庭で余っている食品（レトルト食品や缶詰など）をイベント会場や学校、職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体などに寄付する活動。

フードバンク

品質に問題が無いにも関わらず、包装の痛みなどで商品価値を失った食品を、企業から寄付を受けて引き取り、生活困窮者などに配給する活動、およびその活動を行う団体をいう。

プラスチック製容器包装

容器包装リサイクル法でメーカーにリサイクルが義務づけられた容器包装のうち、先行して法の対象とされたペットボトルを除くプラスチック製のものをいう。ペットボトルを含まないため、「その他のプラスチック容器」と称されることもある。

分別収集計画

容器包装リサイクル法に基づき、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、再資源化を図るとともに、区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任に基づいて取り組むべき方針を示したもの。

ま行～わ行

持込ごみ

事業者や区が許可した一般廃棄物処理業者によって、清掃工場や埋立処分場などに直接持ち込まれる事業系一般廃棄物のことをいう。

容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 12（2000）年 4 月完全施行）。

家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するというシステムを定めている。

ローカルデポジット

「デポジット制度」とは、製品価格に一定金額の「デポジット（預託金）」を上乗せして販売し、製品や容器の使用後に返却された際、預託金を返却することによって、製品や容器の回収を促進する制度のこと。観光地や離島など、一定のまとまりを持った地域で実施されるものを「ローカルデポジット」という。

「台東区一般廃棄物処理基本計画」策定経過

1 台東区廃棄物減量等推進審議会 審議・検討経過

開催年月日・会議名称	検討内容等
令和2年3月 書面による報告および意見照会	○廃棄物排出実態調査の結果について ○台東区一般廃棄物処理基本計画における課題と解決に向け取り組むべき方向性について
令和2年7月 各委員との意見交換	○廃棄物排出実態調査等に係る審議会委員の意見について ○台東区一般廃棄物処理基本計画策定について ○台東区一般廃棄物処理基本計画策定の骨子について
令和2年9月3日 第37回 台東区廃棄物減量等推進審議会	○前計画の達成状況について ○台東区一般廃棄物処理基本計画（素案）について
令和2年10月23日 第38回 台東区廃棄物減量等推進審議会	○台東区一般廃棄物処理基本計画（素案）に対するご意見への対応について ○台東区一般廃棄物処理基本計画 中間のまとめ（案）について
令和3年1月20日 第39回 台東区廃棄物減量等推進審議会	○審議会、庁内調整による中間まとめへの反映点等について ○パブリックコメントの実施結果について ○中間のまとめからの主な変更点について ○台東区一般廃棄物処理基本計画 最終案について

2 台東区ごみ減量・資源循環推進会議 審議・検討経過

開催年月日・会議名称	検討内容等
令和2年8月24日 第1回 台東区ごみ減量・資源循環推進会議	○前計画の達成状況について ○台東区一般廃棄物処理基本計画（素案）について
令和2年10月14日 第2回 台東区ごみ減量・資源循環推進会議	○台東区一般廃棄物処理基本計画（素案）に対するご意見への対応について ○台東区一般廃棄物処理基本計画 中間のまとめ（案）について ○数値目標の設定について ○新計画における主要事業について
令和3年1月12日 第3回 台東区ごみ減量・資源循環推進会議	○審議会、庁内調整による中間のまとめへの反映点等について ○パブリックコメントの実施結果について ○中間のまとめからの主な変更点について ○台東区一般廃棄物処理基本計画 最終案について

台東区廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	役職	氏名	所属等
学識経験者	会長	山谷 修作	東洋大学 名誉教授 ごみ減量資料室 代表
	副会長	松波 淳也	法政大学 経済学部 教授
	委員	崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
	委員	庄司 元	認定NPO法人 環境文明21 客員研究員
区民代表	委員	小幡 拓也	台東区町会連合会 会長
	委員	青田 時子 (令和2年4月15日まで)	台東区清掃リサイクル推進協議会 会長
	委員	水島 勝美 (令和2年4月16日から)	台東区清掃リサイクル推進協議会 常任理事
	委員	善財 裕美	台東リサイクルネットワーク 代表
事業者代表	委員	星野 温 (令和2年4月16日から)	東京商工会議所台東支部 商業分科会 副分科会長
	委員	早津 司朗	台東区商店街連合会 会長
	委員	後藤 浩成	公益社団法人東京都リサイクル事業協会 事務局長
区議会委員	委員	石川 義弘	台東区議会 保健福祉委員会 委員長
	委員	寺田 晃	台東区議会 環境・安全安心特別委員会 委員長

台東区廃棄物減量等推進審議会 幹事・書記名簿

役職	氏名	役職
幹事	田中 充	企画財政部長
	野村 武治	環境清掃部長(令和2年3月31日まで)
	小澤 隆	環境清掃部長(令和2年4月1日から)
書記	越智 浩史	企画課長
	関井 隆人	財政課長
	飯田 辰徳	危機・災害対策課長
	川島 俊二	区民課長
	上野 守代	産業振興課長
	小川 信彦	環境課長
	杉光 邦彦	清掃リサイクル課長
	朝倉 義人	台東清掃事務所長

台東区ごみ減量・資源循環推進会議名簿

役職	氏名	役職
委員長	小澤 隆	環境清掃部長
副委員長	田中 充	企画財政部長
委員	越智 浩史	企画課長
	関井 隆人	財政課長
	飯田 辰徳	危機・災害対策課長
	川島 俊二	区民課長
	上野 守代	産業振興課長
	小川 信彦	環境課長
	杉光 邦彦	清掃リサイクル課長
	朝倉 義人	台東清掃事務所長

花の心 たいとう宣言



台東区は古くから
花に親しむ心が受け継がれ
今なお 人々の暮らしの中で息づいています

花は 人の心を豊かにし
安らぎとゆとり 希望と勇気を
もたらします

全ての区民が 花を慈しむ心と
おもてなしの心を育み
心豊かで うるおいのあるまちを目指すことを願い
ここに 花の心 たいとう宣言をします

(平成 28 年 4 月 1 日 告示 第 220 号)

台東区一般廃棄物処理基本計画

令和 3(2021)年 3 月発行
(令和 2 年度登録第 56 号)

台東区環境清掃部 清掃リサイクル課
〒110-8615 台東区東上野4-5-6
電 話 03(5246)1018

古紙再生紙を使用しています。

